

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事務事業に投入した経費	事務事業名	婚活応援事業			
	担当部署	総務課 行政庶務係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	その他		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		2	1	6	
	根拠法令・個別計画	板倉町婚活応援事業実行委員会設置要綱			
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	独身男女の出会いの機会をつくり、人口増加と産業振興をとおして町を活性化 する。			
内容及び実施方法	結婚を考えながらも、出会いの機会が減少している独身男女の交流を促進する イベントを開催する。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		4	0	0	0	
	内訳	需用費	0	0	0	0	
		委託料	0	0	0	0	
		使用料及び賃借料	0	0	0	0	
		補助金	4	0	0	0	
②人件費		880	721	579	562		
正職	事業に要する従事割合		0.12	0.1	0.08	0.08	
	人件費		880	721	579	562	
臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
	人件費		0	0	0	0	
③総事業費		884	721	579	562		
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源		884	721	579	562	

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	婚活イベント開催数	回	2	3	2	2
	婚活イベント参加者数	人	37	92	52	37
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	婚活イベントへの町内からの参加者数	人	14	28	12	7
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	事業の運営費用は、イベント参加費で賄われている。	
事業の達成状況	概ね達成されている。	
事業実施における課題等	成婚者を出し、町の人口増加を実現するには、交流イベントだけでは限界がある。移住者や新婚夫婦への優遇施策など包括的な対策が望まれる。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	実行委員会主導で、町内の参加者が増えるようなイベントを検討していく。
	今後の方向性・改善案等	少子化対策に貢献する事業であることから、今後も引き続き事業を展開したい。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	国民年金事務事業			
	担当部署	住民環境課 戸籍年金係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	その他		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	3	1	
	根拠法令・個別計画	国民年金法、国民年金法施行規則、国民年金市町村事務処理基準			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	板倉町に住民登録している20歳以上の者で国民年金1号被保険者からの各種届出及び基礎年金(老齢・障害・遺族等)裁定請求の受付を行うことで、住民の利益増進を図る。			
内容及び実施方法	①20歳到達者の国民年金取得届及び1号被保険者の各種手続きの受付 ②保険料免除申請及び学生納付特例申請の受付 ③任意加入の受付 ④基礎年金(老齢・障害等)の裁定請求受付 ⑤年金受給権者の死亡に伴う未支給年金請求の受付 ⑥国民年金にかかる各種相談				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		10	333	828	118		
	内訳	旅費		0	0	3	0	
		需用費		10	9	15	10	
		委託料		0	324	810	108	
		役務費(情報通信回線)		0	0	0	0	
		年金協会負担金		0	0	0	0	
	②人件費		6,380	5,771	5,456	5,810		
	正職	事業に要する従事割合		0.87	0.8	0.7	0.77	
		人件費		6,380	5,771	5,069	5,407	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0.2	0.2	
人件費			0	0	386	403		
③総事業費		6,390	6,104	6,284	5,928			
財源内訳	国庫支出金		3,578	3,830	3,903	2,937		
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		2,812	2,274	2,381	2,991		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	国民年金事務処理件数	件	1,470	1,522	1,452	1,457
	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
国民年金加入者	人	2,898	2,711	2,587	2,425	
付加年金加入者	人	134	122	112	96	
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	・指標の実績値が前年度を上回っている。	
	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。	
3. 効率性の評価		
✓	・町民一人あたりのコストは適正である。	
	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。	
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	事業を実施するに当たり、適正な費用である。	
事業の達成状況	日本年金機構と連携を図りながら、適正な事務処理に努め住民の利便性向上を図った。	
事業実施における課題等	制度の改正や職員の人事異動により担当する業務の質と効率の低下が生じないように、職員の資質向上を図る。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	法定受託事務であり、取得・喪失・年金請求・年金相談と多岐の業務にわたり、個人ごとに状況も変わるため、日本年金機構との連携を図り、住民の利便性向上を図った。
	今後の方向性・改善案等	コロナウイルス感染拡大により所得の減少した世帯の免除申請や産前産後の免除申請など、新設された免除メニューを積極的に行うことにより未納者対策を推進する。 また、法定受託事務のため、経費の全額が国により負担されるべきものであるが、交付率が低いために一般財源を投入して事業を実施している。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	町民献血事業			
	担当部署	福祉課 社会福祉係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	その他		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	1	
	根拠法令・個別計画	安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	病气やケガなどで輸血を必要とする患者(受益者)に、安全な血液製剤が安定的に供給されることを目的とする。			
内容及び実施方法	日本赤十字社群馬県支部が実施する血液事業に協力し、献血会場として町内施設の提供、町広報紙等による周知、献血協力者への記念品の贈呈等を実施。町民の献血事業への理解と協力を促進する。 日本赤十字社群馬県支部との共催及び板倉ライオンズクラブ、板倉町食生活改善推進委員の協力のもと、年3回町民献血を実施し、献血協力者に対し町から謝礼品を贈る。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考		
事務事業に投入した経費	①事業費		29	35	49	43			
	内訳	消耗品		29	35	49	43		
	②人件費		293	216	72	70			
	正職	事業に要する従事割合		0.04	0.03	0.01	0.01		
		人件費		293	216	72	70		
		臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
			人件費		0	0	0	0	
③総事業費		322	251	121	113				
財源内訳	国庫支出金								
	県支出金								
	地方債								
	一般財源		322	251	121	113			

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
献血実施回数	回	3	3	3	3
群馬県献血推進計画による板倉町献血目標者数	人	309	281	264	253
献血協力者数	人	134	144	153	150
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
群馬県献血推進計画の市町村別献血目標者数に対する板倉町の献血協力者の割合	%	44	51	58	58
指標で表せない成果・効果 新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛等の中、「安定的な血液供給」のためにと、献血事業に來庁いただいたかたがみられるなど、たすけあい支え合いの精神の育成の一助になっている。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	現在の予算範囲内で妥当と思われる。	
事業の達成状況	献血協力者数については、横ばい状態である。協力者については概ね満足を得られていると思われる。	
事業実施における課題等	献血協力者の固定化がみられる。また、若い世代や新規の献血協力者を増加させたい。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	主な支出は協力者への謝礼品である。また、身近にできる社会貢献として、町が推進することが妥当と考える。
	今後の方向性・改善案等	PR,協力依頼方法を検討工夫して協力者増をはかる(健康エンジョイポイントの活用など)。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	戦没者追悼事業			
	担当部署	福祉課 社会福祉係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	地域コミュニティ活動の充実		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	1	
	根拠法令・個別計画	戦傷病者戦没者遺族等援護法			
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	戦没者に対し追悼の意を表すると共に、世界の恒久平和を祈念する。			
内容及び実施方法	戦没者遺族及び来賓等が一堂に会し、戦没者のかたがたを追悼し、戦争犠牲者の町内500有余柱の御霊に追悼の誠を捧げると共に、平和への決意を新たに恒久平和を願い、戦没者追悼式として例年11月に実施している。 また、戦争を体験したかたや、遺族のかたがたの高齢化が進む現状を踏まえ、戦争の記憶を風化させず平和の大切さを次の世代に引き継ぐため、平成24年度からは中学生(2年生)の戦没者追悼式への参列及び中学生の代表者による平和への誓いを式典において行っている。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		131	134	143	143	
	内訳	消耗品	125	128	138	138	
		役務費	6	6	5	5	
	②人件費		440	289	145	70	
	正職	事業に要する従事割合	0.06	0.04	0.02	0.01	
		人件費	440	289	145	70	
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
		人件費	0	0	0	0	
	③総事業費		571	423	288	213	
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源		571	423	288	213	

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
板倉町戦没者追悼式の開催	回	1	1	1	1
追悼式参加予定者数	人	300	300	300	300
追悼式参加者数	人	203	203	184	183
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
追悼式に対する参加率	%	68	68	61	61
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	現在の予算範囲内で妥当と思われる。	
事業の達成状況	中学生が参加するようになり戦争を知らない世代が、改めて平和の大切さを知る機会が得られている。	
事業実施における課題等	戦没者遺族(参列者)の高齢化が進んでいるため、参列者は減少傾向であるが、次の世代へ恒久平和を継承させることが大切である。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	国際平和と戦没者及びその遺族に哀悼の誠をささげると共に、後世に戦争の悲惨さを伝えるため維持継続する。
今後の方向性・改善案等	国際平和と戦没者及びその遺族に哀悼の誠をささげると共に、後世に戦争の悲惨さを伝えるため維持継続する。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	福祉まつり事業			
	担当部署	福祉課 社会福祉係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	その他		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	1	
	根拠法令・個別計画				
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	全町民を対象に、高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉、児童福祉等を広く周知し、福祉に対する町民の理解を求めることを目的とする。			
内容及び実施方法	全町民を対象に、高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉、児童福祉等に関係した展示や実演、また、来場者が楽しめる余興やバザー等により福祉への理解を深める。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		350	350	350	350		
	内訳	負担金		350	350	350	350	
	②人件費		220	216	145	140		
	正職	事業に要する従事割合		0.03	0.03	0.02	0.02	
		人件費		220	216	145	140	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
		人件費		0	0	0	0	
③総事業費		570	566	495	490			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		570	566	495	490		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	実施企画数	企画	21	21	21	21
来場者数	人	1,743	1,222	1,300	1,199	
人口	人	14,960	14,958	14,816	14,607	
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	町人口に対する来場者の割合	%	11	8	11	12
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	町の負担金額は増額なく、来場者の増加がはかられており、効果は達成できていると考える。	
事業の達成状況	毎年、スケジュールの組み方などを変更し、来場者も増えた。抽選会等もふくめ、参加者、来場者ともに好評であった。	
事業実施における課題等	板倉音頭等のイベントを継続し、来場者の参加も多くなった。式典や抽選の時間を変えるなど、次年度以降もスケジュールの工夫などを検討。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	広く町民に社会福祉への関心を持ってもらうべく、維持継続をする。
	今後の方向性・改善案等	当日のスケジュールおよびスタッフ配置などの内容の改善を加え、多くの来場者を迎えるようにする。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	民生委員児童委員活動推進事業			
	担当部署	福祉課 社会福祉係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	その他		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	1	
	根拠法令・個別計画	民生委員法、同施行令			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	町民が安心して暮らしていくため、地域の相談相手としての役割を担っていただき、町民の福祉増進を図ることを目的とする。			
内容及び実施方法	民生委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けて地域に暮らすかたがたに対する援護活動や相談・助言活動など、社会奉仕の精神をもって地域社会の福祉向上に向けたさまざまな取り組みを行っています。町は民生委員法に基づき組織された民生委員児童委員協議会に対し各種調査等の依頼するとともに、協議会の活動に対し指導、助言、支援等を行っています。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		3,209	2,515	2,752	3,265		
	内訳	報償費	1,712				0	
		負担金・補助金	775	2,504	2,706	2,745		
		報酬	171				171	
		需用費	291				334	
		使用料	260	11	46	15		
	②人件費		2,933	2,886	2,897	3,511		
	正職	事業に要する従事割合	0.4	0.4	0.4	0.5		
		人件費	2,933	2,886	2,897	3,511		
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0		
人件費		0	0	0	0			
③総事業費		6,142	5,401	5,649	6,776			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	民生委員推薦会交付金	42	0	0	42			
	一般財源	6,100	5,401	5,649	6,734			

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
民生児童委員数	人	36	36	36	36
民生児童委員の活動日数	日	3,417	3,852	3,614	4,342
協議会開催数	回	12	12	12	12
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
委員1人当たりの活動日数	日	94	107	100	121
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	地域住民の福祉の向上に向け、各種研修等への参加も行い、予算状況は適当である。	
事業の達成状況	様々の処遇困難ケースへの継続的な対応や、普段からの地域の福祉への貢献により、地道な活動であるが、なくてはならない存在である。	
事業実施における課題等	ケース対応など、精神的・時間的にも負担が大きく、任期更新されるかたが減っている。一斉改選であり、委員の更新を推進したい。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	国、県からの各種調査依頼も多く、処遇困難ケースも増えているため、研修や委員間の情報交換などを充実させ、対応していく必要があり維持継続する。
今後の方向性・改善案等	委員の研修、情報交換、社会福祉協議会との連携などを充実させ、町の社会福祉の向上を図っていく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	歳末たすけあい運動事業			
	担当部署	福祉課 社会福祉係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	その他		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	1	
	根拠法令・個別計画	なし			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	新年を迎える時期に支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らすことができるよう町民の理解を得て福祉活動を展開する。			
内容及び実施方法	町と社会福祉協議会で歳末たすけあい運動実行委員会を組織し、ひとり暮らし高齢者、要介護者、要保護世帯、施設入所者等支援を必要とするかたがたに対し、義援金や日用品を配分する。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考		
事務事業に投入した経費	①事業費		300	300	300	300			
	内訳	負担金	300	300	300	300	300		
	②人件費		73	72	72	70			
	正職	事業に要する従事割合	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01		
		人件費	73	72	72	70	70		
		臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	0	
			人件費	0	0	0	0	0	
③総事業費		373	372	372	370				
財源内訳	国庫支出金								
	県支出金								
	地方債								
	一般財源		373	372	372	370			

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	義援金、日用品配分世帯数	人・世帯	303	312	312	300
	申請数	件	303	312	312	300
	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	配分決定率	%	100	100	100	100
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	予算に対して、質の高い事業となった。	
事業の達成状況	日用品の配分をはじめ、町民皆様の温かい好意により成り立っている。地域で支え合う福祉としての意味は大きい。	
事業実施における課題等	対象者が増加していること、年齢が高くなっていることから、必要なかたが、もれなく申請できることが課題。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	生活困窮者が年末年始を安心して暮らすことができるよう、地域全体で支援するため維持継続していく。
今後の方向性・改善案等	対象となるかたに役立つ日用品等の配分の充実及び配分方法の検討、また緊急対応準備金の使い道を検討していく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	民間社会福祉活動事業			
	担当部署	福祉課 社会福祉係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	高齢者の自立支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	1	
	根拠法令・個別計画	板倉町社会福祉協議会運営費補助金交付要綱			
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	社会福祉協議会が高齢者や障害者、生活困窮者等社会的弱者に対するきめ細かな社会福祉サービスを提供することにより、町民が安心して暮らせるまちづくりを推進する。			
内容及び実施方法	社会福祉協議会が行う活動に対して、運営補助金の交付及び適正な運営指導を行う。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		38,625	38,087	35,475	29,280	
	内訳	補助金	38,625	38,087	35,475	29,280	
		備品購入費					
	②人件費		807	794	869	211	
	正職	事業に要する従事割合	0.11	0.11	0.12	0.03	
		人件費	807	794	869	211	
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
		人件費	0	0	0	0	
③総事業費		39,432	38,881	36,344	29,280		
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源	39,432	38,881	36,344	29,280		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
社会福祉協議会(法人)実施事業数	事業	28	28	28	28
社会福祉協議会加入世帯数(一般会員)	世帯	4,277	4,270	4,244	4,270
世帯数	世帯	5,425	5,480	5,513	5,624
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
社会福祉協議会加入世帯率	%	79	78	77	76
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	依頼業務量から補助額は妥当である。	
事業の達成状況	依頼業務も増えているなかで、法人運営について事業収支の改善に取り組み、補助金の適正化に努めている。	
事業実施における課題等	職員体制及び育成。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	地域福祉の核となるべく、社会的弱者への福祉サービスを後退させないため、協議会の業務依頼及び補助を維持継続とする。
今後の方向性・改善案等	職員体制の充実及び育成を図っていく必要がある。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	障害者デイサービス管理運営事業			
	担当部署	福祉課 社会福祉係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	障害者(児)の生活支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	1	
	根拠法令・個別計画	板倉町障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例、同施行規則			
	実施運営方法	全部委託	事業の性質	選択的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	重度心身障害児(者)が在宅で安定した日常生活を送れるよう、通所利用による訓練を支援する。			
内容及び実施方法	重度心身障害児(者)に対し、日常訓練や機能訓練、社会との交流の促進を図り、安定した日常を送れるよう指導する。				

(単位:千円)		H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費	10,119	11,632	9,626	10,143		
	内訳	委託料	10,119	11,632	9,626	10,143	
	②人件費	220	216	869	492		
	正職	事業に要する従事割合	0.03	0.03	0.12	0.07	
		人件費	220	216	869	492	
		臨時					
臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0		
	人件費	0	0	0	0		
③総事業費	10,339	11,848	10,495	10,635			
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金	3,380	3,380	3,380	3,380		
	地方債						
	一般財源	6,959	8,468	7,115	7,255		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
年間開設日数	日	243	243	244	242
年間延べ利用者数	人	580	583	546	550
施設登録者数	人	3	3	3	3
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
1日当たりの利用者数	人	2.4	2.4	2.2	2.3
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	指定管理により、直営よりもコストダウンしている。	
事業の達成状況	他に受け入れ先のない、あるいは、他の機関に適さない対象者に、きめ細やかなサービスの提供が図れた。	
事業実施における課題等	施設管理およびサービスの質の向上。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	重度心身障害児(者)等に対する日常訓練や機能訓練の場、社会参加の機会とし、地域で安定した日常を送れる施策として必要であり、維持継続とする。
	今後の方向性・改善案等	指定管理者として適切な運営に努め、対象者に合わせた施設の改修や小規模でのサービスの質についての検討を行っていく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	特定疾患患者等見舞金支給事業			
	担当部署	福祉課 社会福祉係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	障害者(児)の生活支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	3	
	根拠法令・個別計画	板倉町特定疾患患者等見舞金支給要綱			
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	特定疾患(治療法の確立していない難病)患者等に見舞金を支給し、患者と家族の福祉の向上を図る。			
内容及び実施方法	特定疾患(治療法の確立していない難病)患者等に対して見舞金を支給する。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		3,429	3,420	3,306	3,441	
	内訳	扶助費	3,429	3,420	3,306	3,441	
	②人件費		367	361	362	211	
	正職	事業に要する従事割合	0.05	0.05	0.05	0.03	
		人件費	367	361	362	211	
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
		人件費	0	0	0	0	
③総事業費		3,796	3,781	3,668	3,652		
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源	3,796	3,781	3,668	3,652		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	特定疾患見舞金支給件数(年2回支給合計)	件	190	197	182	186
特定疾患見舞金申請件数(年2回)	件	190	197	182	186	
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	見舞金支給率	%	100	100	100	100
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	対象者の負担軽減の一助になっている。	
事業の達成状況	適正な支給ができた。	
事業実施における課題等	対象増による公費負担増が予想される。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	対象者の負担軽減の軸とするため必要であるので、維持継続をしていく。
	今後の方向性・改善案等	近隣市町の支給状況を見ながら、内容検討していく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	在宅障害児(者)福祉補助事業			
	担当部署	福祉課 社会福祉係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	障害者(児)の生活支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	3	
	根拠法令・個別計画				
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	障害福祉団体に負担金や補助金を交付することにより、団体の目的遂行に寄与し、障害児(者)の福祉サービスの向上を図る。			
内容及び実施方法	板倉町の障害児(者)が利用する障害福祉サービスを実施している障害福祉団体(群馬県難病連絡協議会、てつなんご、館林邑楽歯科医師会)に対し、負担金や補助金を交付する。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		577	577	577	315		
	内訳	補助金、負担金		577	577	577	315	
	②人件費		513	505	724	351		
	正職	事業に要する従事割合		0.07	0.07	0.1	0.05	
		人件費		513	505	724	351	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
		人件費		0	0	0	0	
③総事業費		1,090	1,082	1,301	666			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		1,090	1,082	1,301	666		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	障害者団体への負担金、補助金交付件数	件	3	3	3	3
障害者手帳所持者数	人	665	660	663	691	
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	障害児(者)の自立するための支援	千円	577	577	577	315
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	サービスの維持のために必要最低限の補助である。	
事業の達成状況	必要な人がサービスを受けることができた。	
事業実施における課題等	サービスの周知を強化する必要がある。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	団体の目的遂行による福祉の向上を図るため、助成を継続をしていく。
	今後の方向性・改善案等	団体の目的遂行による福祉の向上を図るため、助成を継続をしていく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	障害程度区分認定等事業			
	担当部署	福祉課 社会福祉係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	障害者(児)の生活支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	3	
	根拠法令・個別計画	障害者総合支援法			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)利用者が適正なサービスの支給決定を受ける。			
内容及び実施方法	障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)申請者の利用決定にあたり障害支援区分を判定する。館林・邑楽で障害支援区分認定審査会を組織している。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
内訳	①事業費		1,688	1,853	1,775	1,536	
	役務費		120	115	101	136	
	委託料		26	26	39	35	
	使用料		172	172	86	123	
	負担金		1,370	1,540	1,549	1,242	
	②人件費		1,540	1,515	1,159	1,124	
正職	事業に要する従事割合		0.21	0.21	0.16	0.16	
	人件費		1,540	1,515	1,159	1,124	
臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
	人件費		0	0	0	0	
財源内訳	③総事業費		3,228	3,368	2,934	2,660	
	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源		3,228	3,368	2,934	2,660	

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
審査件数	件	25	29	18	31
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
不服申立て件数	件	0	0	0	0
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	必要な認定業務において、認定審査依頼件数の増加による負担金の増加等があるが、他市町との共同実施の部分の負担割りは妥当である。	
事業の達成状況	事前の準備から、滞りなく該当者の認定業務が遂行できた。	
事業実施における課題等	認定時期の平準化。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	福祉サービス利用に必要な事業であるため、維持継続が必要である。
	今後の方向性・改善案等	新規申請者について、認定時期が重ならないような進め方に改善していく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	自立支援システム保守事業			
	担当部署	福祉課 社会福祉係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	障害者(児)の生活支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	3	
	根拠法令・個別計画	なし			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	福祉情報を一元管理することにより、事務の効率化を図り町民の福祉の向上に努める。			
内容及び実施方法	障害福祉サービスの支給申請事務及び全町民の福祉サービスの情報を一元管理し、福祉施策の向上に努める。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考		
事務事業に投入した経費	①事業費		0	0	0	0			
	内訳	委託料							
		使用料							
	②人件費		147	72	72	70			
	正職	事業に要する従事割合		0.02	0.01	0.01	0.01		
		人件費		147	72	72	70		
		臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
			人件費		0	0	0	0	
③総事業費		147	72	72	70				
財源内訳	国庫支出金								
	県支出金								
	地方債								
	一般財源		147	72	72	70			

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	対象者数(全町民)	人	14,960	14,768	14,768	14,607
福祉サービス新規申請者	人	71	70	70	70	
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	サービス利用者1人当たりの事務処理コスト	円	0	0	0	0
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	システム利用による人件費削減が進んでいる。ただし、GB_Uにより、本事業単独での支出はなく、システム改修費のみの支出。	
事業の達成状況	システム管理により、支給決定等が迅速に行え、サービス管理が行えている。	
事業実施における課題等	国の法改正等の対応があった場合は、改修等について協議が必要。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	障害福祉サービスの支給申請事務及び福祉サービスの情報を一元管理し、福祉施策の向上に努めるため事業の継続が必要である。
	今後の方向性・改善案等	電算システムの保守は継続していく。ただし、電算システム(GB_U)により、本事業単独での支出は発生していない。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	更生保護活動事業			
	担当部署	福祉課 社会福祉係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	その他		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	1	
	根拠法令・個別計画	板倉町保護司会活動費補助金交付要綱、板倉町更生保護女性会活動費補助金交付要綱			
	実施運営方法	直営	事業の性質	選択的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	犯罪や非行に陥らない。また、犯罪や非行をした人の立ち直りを支えることにより、犯罪や非行のない明るい社会を築く。			
内容及び実施方法	犯罪を犯さないための啓発活動を行ったり、犯罪や非行をした人の立ち直りを支えることにより、犯罪や非行のない明るい社会を築くために活動している保護司会、更生保護女性会の活動に対して補助金を交付する。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		177	78	88	94		
	内訳	需用費		0	0	0	0	
		負担金		29	30	38	28	
		保護司会補助金		103	0	0	0	
		更生保護女性会補助金		45	45	45	45	
		使用料			3	5	21	
	②人件費		807	866	724	21		
	正職	事業に要する従事割合		0.11	0.12	0.1	0.11	
		人件費		807	866	724	772	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
人件費			0	0	0	0		
③総事業費		984	944	812	115			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		984	944	812	115		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	保護司・更生保護女性会員の人数	人	44	43	43	28
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1	
保護司・更生保護女性会員の主な行事参加日数	日	26	29	29	30	
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	活動に対する対価としては低く、ボランティアとしての活動となっている。	
事業の達成状況	行事参加のみならず、個々のケースへの対応や各種研修など、社会浄化のための活動範囲は広く活躍いただいている。	
事業実施における課題等	保護司の定年への対応や更生保護女性会員のなりて不足。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	青少年の健全育成と犯罪を犯した人の更生のため、保護司、更生保護女性会の活動を支援していくため、維持継続としたい。
	今後の方向性・改善案等	青少年の健全育成と犯罪を犯した人の更生のため、保護司、更生保護女性会の活動を支援していくため、維持継続としたい。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	こころの健康相談事業			
	担当部署	福祉課 社会福祉係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	3	
	根拠法令・個別計画	自殺総合対策大綱			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	相談が出来る場所を提供し、専門医師に相談することで、精神状態の安定、問題点の整理及び解決方法を探る。町保健師が同席し(相談者の了解の上)、その後の継続的な相談体制を築く。			
内容及び実施方法	こころの健康問題を抱えている家族又は本人に対し、精神科医師による相談会を行う。 相談後も継続して本人、家族への支援体制を整えることにより、精神保健の向上を図る。 相談を担当する精神科医の報償費は、自殺対策より支出。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		36	54	0	0		
	内訳	報償費		36	54	0	0	
	②人件費		147	144	217	211		
	正職	事業に要する従事割合		0.02	0.02	0.03	0.03	
		人件費		147	144	217	211	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
		人件費		0	0	0	0	
③総事業費		183	198	217	211			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金			27				
	地方債							
	一般財源		183	171	217	211		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
こころの健康相談開催回数	回	2	3	1	1
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
相談者数	人	3	4	4	2
指標で表せない成果・効果 相談により、受診につながる事例があった。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	精神科医師とじっくり話す機会となり、予算以上の価値がある。	
事業の達成状況	相談により、治療が必要なかたが受診に繋がった。	
事業実施における課題等	相談日が限られるため、タイムリーな相談はできないことがある。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	県の事業等で代用できるものを利用しつつ、身近な町での相談の機会を残す必要があり、事業の維持継続をしていく。
今後の方向性・改善案等	県の事業等で代用できるものを利用し、町の開催は削減しながら、その事後支援を充実させる。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	老人福祉センター指定管理委託事業			
	担当部署	福祉課 社会福祉係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	高齢者の自立支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	3	
	根拠法令・個別計画	地方自治法			
	実施運営方法	全部委託	事業の性質	選択的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	高齢者の健康増進を図り、明るく生きがいのある生活を送れるよう、指定管理により施設の充実を図る。			
内容及び実施方法	高齢者が健康で明るく過ごせる場として、高齢者のかたがたに利用され、利用者のニーズに沿った施設づくりをし、住民に親しまれる施設として適正な維持管理を行い、ボランティア活動をはじめ、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、心の通う社会づくりのため、関係団体の連携強化を推進する。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		22,172	21,717	27,237	22,513		
	内訳	委託料		21,102	21,130	23,655	22,513	
		工事請負費		1,070	35	3,444		
		備品購入費			552	138		
		設計業務委託						
		設計監理業務委託						
	②人件費		220	216	217	211		
	正職	事業に要する従事割合		0.03	0.03	0.03	0.03	
		人件費		220	216	217	211	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
人件費			0	0	0	0		
③総事業費		22,392	21,933	27,454	22,724			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		22,392	21,933	27,454	22,724		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	年間開館日数	日	239	241	228	220
	福祉センター利用者数	人	16,986	16,628	15,892	14,258
高齢者数(60歳以上)	人	5,800	5,836	5,943	5,800	
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	開館1日当たりの利用者数	人	71	69	69	65
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	<ul style="list-style-type: none"> 法令により実施することが義務付けられている。 法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。 税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。 社会保障の機能を果たしている。 法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	<ul style="list-style-type: none"> 町民生活上の課題解決に貢献している。 町民に具体的に説明できるような成果があがっている。 町民の大部分がサービスを受けることができる。 指標の実績値が前年度を上回っている。 事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	<ul style="list-style-type: none"> 町民一人あたりのコストは適正である。 事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。 受益者負担や補助等の割合に問題はない。 町で実施する方が民間委託より適している。 コスト削減の余地はない。
	費用対効果	利用者が増えつつあり、管理運営に対する予算は適当である。
	事業の達成状況	利用者が増えつつあることから、利用者の満足度が伺える。
	事業実施における課題等	施設の老朽化への対応。

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	指定管理者への運営管理を引き続き行い、施設の老朽化に伴う必要な改修等を計画的に進めるため、維持継続をしていく。
	今後の方向性・改善案等	指定管理者への運営管理を引き続き行い、施設の老朽化に伴う必要な改修等を計画的に進めるため、維持継続をしていく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	シルバー人材センター補助事業			
	担当部署	福祉課 社会福祉係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	高齢者の自立支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	2	
	根拠法令・個別計画	高齢者等の雇用の安定等に関する法律、板倉町シルバー人材センター運営費補助金交付要綱			
	実施運営方法	全部委託	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	高齢者(シルバー人材センター会員)の生きがい対策及び社会参加			
内容及び実施方法	高齢者が臨時的かつ短期的な就業を通じて、自己の労働能力を生かし、自らの生きがいの充実や社会参加の希望をかなえ、高齢者自身の能力を活用した地域社会づくりを推進する。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
内訳	①事業費		5,000	5,000	5,000	5,000	
		補助金	5,000	5,000	5,000	5,000	
正職	②人件費		73	72	72	70	
		事業に要する従事割合	0.01	0.01	0.01	0.01	
		人件費	73	72	72	70	
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
		人件費	0	0	0	0	
		③総事業費		5,073	5,072	5,072	5,070
財源内訳		国庫支出金					
		県支出金					
		地方債					
		一般財源		5,073	5,072	5,072	5,070

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
会員数	人	172	179	159	167
受注件数	件	2,430	2,459	2,427	2,196
受注額	円	109,647,981	112,936,316	129,407,351	118,978,617
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
会員1人当たり受注件数	件	14	14	15	13
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	運営の補助として妥当である。	
事業の達成状況	受注額および賃金も順調にのび、会員だけでなく、仕事を依頼するかたの満足度も上がっている。	
事業実施における課題等	受注の増加に対して、会員数が不足することがある。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	高齢者の生きがい対策としての事業の運営補助として、維持継続をしていく。
今後の方向性・改善案等	会員を増やすためのPRなどを指導支援し、健康な高齢者の増加を図る。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	自殺対策緊急強化事業			
	担当部署	福祉課 社会福祉係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	1	
	根拠法令・個別計画	自殺総合対策大綱			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	選択的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	住民に対し、自殺予防や命の大切さについて意識の向上と理解を深め、ゲートキーパーとしての役割を意識してもらう。			
内容及び実施方法	地域住民と密接に関わりのある民生委員へ自殺の現状とゲートキーパーとしての役割について理解を深めてもらうほか、住民自らが自殺を未然に防ぐ意識を持つよう、啓発品を配布する。 また、こころの健康相談事業を自殺対策としても活用し、当事者や家族等のこころのケアを行う。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		30	102	30	66		
	内訳	報償費				18	18	
		消耗品費	26	102	7	48		
		食糧費	4	0	5	0		
		燃料費						
		損害賠償保険料						
	②人件費		147	433	435	772		
	正職	事業に要する従事割合	0.02	0.06	0.06	0.11		
		人件費	147	433	435	772		
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0		
人件費		0	0	0	0			
③総事業費		177	535	465	838			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金	13	50	14	58			
	地方債							
	一般財源	164	485	451	780			

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
町人口	人	14,960	14,816	14,643	14,607
講習会実施回数	回	1	2	1	1
訪問指導実施人数	人				
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
年間自殺者数	人	6	2	1	0
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	最低限の予算で普及できている。	
事業の達成状況	普及啓発物品の配布及び板倉町のちを支えるネットワーク協議会関係者を対象としたゲートキーパー養成講習会を開催した。	
事業実施における課題等	より多くのかたに自殺予防に関する知識の普及が必要である。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	多くのかたに自殺予防に関する知識を普及啓発することが自殺予防につながることから、維持継続する。
今後の方向性・改善案等	講習会は継続し、身近なゲートキーパーを養成するとともに、多くのかたに自殺に関する知識を普及啓発するための広報を展開する。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	生活保護			
	担当部署	福祉課 社会福祉係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	その他		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	1	
	根拠法令・個別計画	生活保護法			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	生活に困窮するかたに対し、その程度に応じた必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を支援し、自立を助長する。			
内容及び実施方法	生活に困窮しているかたに対し、その困窮の程度に応じた最低限度の生活を保障する。 福祉事務所を持たない町では、生保保護措置については県に措置権があるため、認定・廃止等は県の事務である。町では、相談、保護費支給事務等、相談者や受給者と直接接し、状況を県に進達する。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		0	0	0	0		
	内訳							
	②人件費		2,567	2,525	2,535	1,545		
	正職	事業に要する従事割合	0.35	0.35	0.35	0.22		
	臨時	人件費		2,567	2,525	2,535	1,545	
		事業に要する従事割合		0	0	0	0	
		人件費		0	0	0	0	
③総事業費		2,567	2,525	2,535	1,545			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		2,567	2,525	2,535	1,545		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
生活保護受給者数(世帯)	世帯	49	46	51	55
全世帯数	世帯	5,425	5,480	5,513	5,624
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
町内生活保護受給率	%	1	1	1	1
指標で表せない成果・効果 保護決定は、県の事業であるが、相談業務や緊急対応、家族支援など、生活を支える支援が行えている。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	職員の従事割合は増加傾向であるが、生活困窮者への対応は必要である。	
事業の達成状況	県と連携し、生活困窮者の生活保障が行えた。	
事業実施における課題等	相談者の増加による事務体制	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	個々のケースに応じて、必要な社会資源を活用し、生活保護受給に至らずとも生活を保障できる方策を見つけていくための相談支援としての業務が必要であり、維持継続が必要。
今後の方向性・改善案等	個々のケースに応じて、必要な社会資源を活用し、生活保護受給に至らずとも生活を保障できる方策を見つけていく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	日本赤十字社関係			
	担当部署	福祉課 社会福祉係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	その他		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	1	
	根拠法令・個別計画	日本赤十字社法、日本赤十字社定款			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	赤十字精神の普及と実践により社会福祉の向上を目的とする。			
内容及び実施方法	日本赤十字社の下部機関として、板倉町内の業務を「日本赤十字社群馬県支部邑楽地区板倉町分区」として町で実施する。主な業務として、会費募集、災害救護事務、義援金受付事務等がある。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		0	0	0	0	
	内訳						
	②人件費		147	144	362	702	
	正職	事業に要する従事割合	0.02	0.02	0.05	0.1	
		人件費	147	144	362	702	
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
		人件費	0	0	0	0	
③総事業費		147	144	362	702		
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源		147	144	362	702	

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
会費募集件数	件	4,452	4,421	4,421	4,394
会費募集中金額	円	2,404,780	2,390,050	2,402,000	2,388,000
会費募集目標額	円	2,134,000	2,134,000	2,170,000	2,170,000
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
会費募集目標達成率	%	113	112	111	110
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	日本赤十字社の予算の中で運営している。炊き出し訓練等も実施できている。	
事業の達成状況	赤十字精神の普及等に関して、多く理解を経て、事業展開できている。	
事業実施における課題等	現在の実施方法が妥当である。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	赤十字精神の広報を行いながら、会費の募集などを行っていく必要があり維持継続する。
今後の方向性・改善案等	赤十字精神の広報を行いながら、会費の募集などを行っていく。また、奉仕団に関しても活動や会員に関し検討していく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	身体障害者対策			
	担当部署	福祉課 社会福祉係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	障害者(児)の生活支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	3	
	根拠法令・個別計画	身体障害者福祉法、障害者総合支援法			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	身体障害者に対し、手帳の交付、該当となる福祉サービスを提供することにより、自立と社会経済活動への参加を促進し、身体障害者の福祉の増進を図る。			
内容及び実施方法	身体障害者に対し、身体障害者手帳の交付を行い、各種サービスの申請受付や案内を行う。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		0	0	0	0		
	内訳							
	②人件費		2,273	1,876	1,883	1,615		
	正職	事業に要する従事割合	0.31	0.26	0.26	0.23		
	臨時	人件費	2,273	1,876	1,883	1,615		
		事業に要する従事割合	0	0	0	0		
	人件費	0	0	0	0			
③総事業費		2,273	1,876	1,883	1,615			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		2,273	1,876	1,883	1,615		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	身体障害者手帳所持者数	人	541	486	472	467
	身体障害者手帳申請者数	人	32	35	33	38
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	身体障害者手帳申請数	人	32	35	33	38
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	相談等にかかる職員の事務時間が多めであるが、必要な時間である。	
事業の達成状況	サービス利用に繋がるなど、本人及び家族の福祉の向上が図れている。	
事業実施における課題等	処遇困難ケースへの対応が課題。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	身体障害者手帳交付に係る事務や福祉サービスの提供は、町の義務であるので、維持継続していく。
	今後の方向性・改善案等	身体障害者手帳交付に係る事務や福祉サービスの提供は、町の義務であるので、維持継続していく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	知的障害者対策			
	担当部署	福祉課 社会福祉係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	障害者(児)の生活支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	3	
	根拠法令・個別計画	群馬県知的障害者福祉に関する事務の処理の特例に関する条例			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	相談支援及びサービスの調整を図ることで、安心した生活を送る。			
内容及び実施方法	町民及び知的障害者に対して、以下の事務を行う。 ①療育の相談 ②サービスの調整 ③心身障害者福祉センター及び児童相談所の相談調整 ④療育手帳取得に係る調査及び申請受付、システム管理				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		0	0	0	0		
	内訳							
	②人件費		1,613	1,587	2,173	702		
	正職	事業に要する従事割合		0.22	0.22	0.3	0.1	
		人件費		1,613	1,587	2,173	702	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
		人件費		0	0	0	0	
③総事業費		1,613	1,587	2,173	702			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		1,613	1,587	2,173	702		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	療育手帳更新及び新規取得者数	人	16	14	5	7
	人					
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	療育手帳更新及び新規希望者における手帳取得割合	%	100	100	100	100
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	相談等にかかる職員の事務時間が多めであるが、必要な時間である。	
事業の達成状況	サービス利用に繋がるなど、本人及び家族の福祉の向上が図れている。	
事業実施における課題等	処遇困難ケースへの対応が課題。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	相談やサービス利用を行い、より自立し充実した生活が図れるよう維持継続とする。
	今後の方向性・改善案等	自立支援協議会でのケース検討などで、処遇困難ケースの対応を充実させていく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	精神障害者対策			
	担当部署	福祉課 社会福祉係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	障害者(児)の生活支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	1	
	根拠法令・個別計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	適切なサービスを利用する又は相談支援を行うことで安心した生活を送ることが出来る。			
内容及び実施方法	町民及び精神障害者に対して以下の事務を行う。 ①自立支援医療費(精神通院)支給認定申請等事務 ②精神障害者保健福祉手帳申請等事務 ③当事者及び家族に対して相談支援及び訪問 ④保健福祉事務所、県救急情報センター及び医療機関との連絡調整				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		0	0	0	0		
	内訳							
	②人件費		1,467	1,443	2,535	2,879		
	正職	事業に要する従事割合		0.2	0.2	0.35	0.41	
		人件費		1,467	1,443	2,535	2,879	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
		人件費		0	0	0	0	
③総事業費		1,467	1,443	2,535	2,879			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		1,467	1,443	2,535	2,879		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
自立支援医療費(精神通院)受給者証申請(交付)件数	件	116	119	170	182
精神保健福祉手帳申請(交付)件数	件	17	17	46	57
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
訪問・相談支援者実人数	人	50	50	50	50
指標で表せない成果・効果 手帳に関しては、有効期間が2年であり、更新者+新規申請となるため、前年との差が生じる。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	相談等にかかる職員の従事時間は多めであるが、必要な時間である。	
事業の達成状況	サービスの利用につながるなど、本人及び家族の福祉の向上が図れている。	
事業実施における課題等	処遇困難なケースへの対応が課題となっている。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	相談やサービス利用を行い、より自立し充実した生活が図れるよう維持継続とする。
今後の方向性・改善案等	自立支援協議会でのケース検討などで、処遇困難ケースの対応を充実させていく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	自立支援事業			
	担当部署	福祉課 社会福祉係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	障害者(児)の生活支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	3	
	根拠法令・個別計画	障害者総合支援法、児童福祉法			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	障害福祉サービスを受けている者が、給付費の補助を受けることで、安定した生活を送る。			
内容及び実施方法	障害者総合支援法に係る障害福祉サービス(介護給付及び訓練等給付)を受けている障害者(身体・知的・精神)に対し、給付の補助を行う。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
内訳	①事業費		211,569	211,903	217,154	224,416	
	手数料		183	171	179	198	
	扶助費		207,067	207,412	216,975	223,599	
	返還金		4,319	4,320	0	619	
正職	②人件費		5,646	5,555	5,504	5,688	
	事業に要する従事割合		0.77	0.77	0.76	0.81	
	人件費		5,646	5,555	5,504	5,688	
	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
	人件費		0	0	0	0	
臨時	③総事業費		217,215	217,458	222,658	230,104	
	国庫支出金		107,829	100,150	108,273	113,793	
	県支出金		53,915	50,075	54,136	57,046	
	地方債						
財源内訳	一般財源		55,471	67,233	60,249	59,265	

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	自立支援給付決定件数	件	83	78	73	75
自立支援給付申請件数	件	83	78	73	75	
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	自立支援給付決定率	%	100	100	100	100
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	必要な福祉サービスを受給することにより生活の質が上がることから、支給は妥当である。	
事業の達成状況	サービス計画をもとに希望するサービスを必要量供給できている。	
事業実施における課題等	サービス供給量、サービスの種類に限りがある。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	必要な福祉サービスを受給することにより生活の質が上がることから、支給は妥当である。
	今後の方向性・改善案等	サービス計画をもとに希望するサービスを必要量供給できている。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	児童手当支給事業			
	担当部署	福祉課 子育て支援係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	子育ての環境・支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	2	1	
	根拠法令・個別計画	児童手当法			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	少子化が進展する中で、育児や教育に係る経済面の支援をすることにより、中学校卒業までの児童を養育している父母等が安心して子育てできる環境を整える。			
内容及び実施方法	中学校卒業までの児童を養育している保護者等に対し、次のとおり児童手当を支給する。 【支給額(月額)】 所得制限未満である人 3歳未満の児童(一律) 15,000円 3歳以上の児童(第1、2子) 10,000円(第3子以降は15,000円) 中学生(一律) 10,000円 所得制限以上である人 5,000円 【支給時期】 原則、毎年6月・10月・2月にそれぞれの前月分までの額を支給する。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
内訳	①事業費		201,570	193,672	185,344	177,927	
	手当費		201,155	193,260	184,955	177,540	
	需用費		10	24	0	0	
	委託料		405	388	389	387	
正職	②人件費		2,048	2,164	2,173	2,107	
	事業に要する従事割合		0.23	0.3	0.3	0.3	
	人件費		1,687	2,164	2,173	2,107	
	事業に要する従事割合		0.2	0	0	0	
臨時	人件費		361	0	0	0	
財源内訳	③総事業費		203,618	195,836	187,517	180,034	
	国庫支出金		138,244	132,288	126,574	127,800	
	県支出金		31,454	30,485	29,190	29,400	
	地方債						
	一般財源		33,920	33,063	31,753	22,834	

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
延べ支給対象児童数	人	18,605	17,999	17,243	16,540
現況届対象者数	人	896	860	826	791
受給者数	人	896	859	825	791
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
受給率	%	100	99.8	99.8	100
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	子育て世帯への経済的支援を行うことができた。	
事業の達成状況	受給者に対し、遅滞なく支給することができた。	
事業実施における課題等	期限内に届出が提出されない場合がある。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	国の法令に基づいた事業であるため、今後も事業を継続維持していく。
今後の方向性・改善案等	対象者への周知徹底を図り、届出漏れが無いように実施する。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	子育て支援金支給事業			
	担当部署	福祉課 子育て支援係	事業期間	平成26年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	子育ての環境・支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	2	1	
	根拠法令・個別計画	板倉町子育て支援金支給要綱			
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	児童を養育している者に支援金を支給することにより、子育ての支援と定住化を促進する。			
内容及び実施方法	新たに子を出産し、その子を養育している者及び次年度において小学校に入学する児童を養育している者に対して支援金を支給する。 【出生時】 第1子 30,000円／第2子 40,000円／第3子以降 60,000円 【小学校入学時】 第1子 30,000円／第2子 40,000円／第3子以降 60,000円				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
①事業費			7,120	6,180	5,600	6,260	
	内訳	交付金	7,120	6,180	5,600	6,260	
②人件費			1,224	1,804	1,811	1,756	
	正職	事業に要する従事割合	0.13	0.25	0.25	0.25	
		人件費	953	1,804	1,811	1,756	
臨時		事業に要する従事割合	0.15	0	0	0	
		人件費	271	0	0	0	
③総事業費			8,344	7,984	7,411	8,016	
財源内訳		国庫支出金					
		県支出金					
		地方債					
		一般財源	8,344	7,984	7,411	8,016	

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	給付対象児童数(出生)	人	56	43	47	50
	給付対象児童数(入学)	人	124	109	89	103
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	支給率	%	100	100	100	100
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
	費用対効果	子育て世帯への経済的支援を行うことができた。
	事業の達成状況	対象者に対し、適正に支給することができた。
	事業実施における課題等	現在の実施方法が妥当である。

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	子育て支援と定住化を促進するため、今後も事業を維持継続していく。
	今後の方向性・改善案等	子育て世帯の経済的負担軽減を図る事業であり、子育て支援と定住化を推進するため、今後も事業を維持継続していく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	病児・病後児保育事業			
	担当部署	福祉課 子育て支援係	事業期間	平成26年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	子育ての環境・支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	2	1	
	根拠法令・個別計画	板倉町病児・病後児保育事業実施要綱			
	実施運営方法	全部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	児童が病気等で集団保育が難しい期間に家庭保育ができない場合、専用施設で児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図る。			
内容及び実施方法	館林市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町が広域連携し、施設の共同利用により実施する。 【利用資格】 保護者の就労などで、家庭保育が困難な生後3か月から小学3年生までの児童で、次のいずれかに該当する場合。 ①当面病気などの症状の急変は認められないが、病気の回復期にないため、集団保育が困難なとき。 ②病気の回復期にあるが、集団保育が困難なとき。 【実施施設】 こやなぎ小児科 病児保育室ほんだ (館林市富士原町1174-18電話:78-7391) 【利用申込等】 事前に利用登録を行った上で、実施施設に直接電話予約をする。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
①事業費	事業費		195	143	245	173	
	負担金		195	143	245	173	
内訳							
②人件費	人件費		767	1,082	724	702	
	事業に要する従事割合		0.08	0.15	0.1	0.1	
正職	人件費		587	1,082	724	702	
	事業に要する従事割合		0.1	0	0	0	
臨時	人件費		181	0	0	0	
③総事業費			962	1,225	969	875	
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源		962	1,225	969	875	

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
登録児童数	人	37	47	51	49
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
延べ利用児童数	人	24	16	17	4
指標で表せない成果・効果					

事業事業の評価	1. 必要性の評価	
		<ul style="list-style-type: none"> 法令により実施することが義務付けられている。 法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。 税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。 社会保障の機能を果たしている。 法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		<ul style="list-style-type: none"> 町民生活上の課題解決に貢献している。 町民に具体的に説明できるような成果があがっている。 町民の大部分がサービスを受けることができる。 指標の実績値が前年度を上回っている。 事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		<ul style="list-style-type: none"> 町民一人あたりのコストは適正である。 事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。 受益者負担や補助等の割合に問題はない。 町で実施する方が民間委託より適している。 コスト削減の余地はない。
	費用対効果	子育て世帯への支援の一助となった。
	事業の達成状況	子育て世帯への支援の一助となった。
	事業実施における課題等	事業の周知方法を検討する。

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	子育てと就労の両立支援のため、今後も事業を維持継続していく。
	今後の方向性・改善案等	子育てと就労の両立支援のため、今後も事業を維持継続していく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	母子・父子家庭児童入進学等支度金支給事業			
	担当部署	福祉課 子育て支援係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	子育ての環境・支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	2	1	
	根拠法令・個別計画	板倉町母子家庭及び父子家庭等の児童の入学等支度金支給要綱			
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	母子及び父子家庭等の福祉向上を図るとともに、その児童が心身ともに健やかに育成されることを目的とする。			
内容及び実施方法	母子及び父子家庭等の母又は父もしくは養育者に対して、その児童の入進学時に支度金を支給する(所得税課税者は支給対象から除く)。 【支度金額】 小学校入学時 10,000円 中学校進学時 15,000円 高校進学時(進学しない場合は中学校卒業時) 20,000円				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
内訳	①事業費		250	290	75	135	
	扶助費		250	290	75	135	
正職	②人件費		767	1,082	724	702	
	事業に要する従事割合		0.08	0.15	0.1	0.1	
	人件費		587	1,082	724	702	
臨時	事業に要する従事割合		0.1	0	0	0	
	人件費		181	0	0	0	
財源内訳	③総事業費		1,017	1,372	799	837	
	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源		1,017	1,372	799	837	

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	支給者数	人	16	17	5	7
申請者数	人	17	18	5	8	
対象児童を養育するひとり親世帯数	世帯	37	30	26	32	
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	支給率	%	94.1	94.4	100	87.5
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	母子及び父子世帯への経済的支援を行うことができた。	
事業の達成状況	対象者に対し、適正に支給することができた。	
事業実施における課題等	現在の実施方法が妥当である。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	母子及び父子世帯の福祉向上のため、今後も事業を維持継続していく。
	今後の方向性・改善案等	母子及び父子世帯の福祉向上のため、今後も事業を維持継続していく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	チャイルドシート購入費補助事業			
	担当部署	福祉課 子育て支援係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	子育ての環境・支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	2	1	
	根拠法令・個別計画	板倉町チャイルドシート購入費補助金交付要綱			
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	乳幼児の保護者に対し、チャイルドシート購入費用の一部を補助することにより、自動車に乗車中の幼児の安全確保と健やかな成長を支援する。			
内容及び実施方法	【対象者】 町内に住所があり、1歳未満の乳幼児を養育している方。 【要件】 ①チャイルドシート購入後1年未満であること。 ②購入したチャイルドシートに国土交通省の認証マーク(欧州・米国マークも可)があること。 ③本事業に類する他の補助制度を受けていないこと。 【補助金額】 購入価格に1/2を乗じた額(千円未満切り捨て、上限は1万円) ※乳幼児1人につき、申請は1回まで。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
①事業費			172	217	192	217	
	補助金		172	217	192	217	
内訳							
②人件費		839	1,082	724	702		
	事業に要する従事割合	0.08	0.15	0.1	0.1		
正職	人件費	587	1,082	724	702		
	事業に要する従事割合	0.14	0	0	0		
臨時	人件費	253	0	0	0		
③総事業費		1,011	1,299	916	919		
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源	1,011	1,299	916	919		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	支給者数	人	20	25	21	24
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1	
申請に対する支給率	%	100	100	100	100	
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		<ul style="list-style-type: none"> 法令により実施することが義務付けられている。 法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。 税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。 社会保障の機能を果たしている。 法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		<ul style="list-style-type: none"> 町民生活上の課題解決に貢献している。 町民に具体的に説明できるような成果があがっている。 町民の大部分がサービスを受けることができる。 指標の実績値が前年度を上回っている。 事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		<ul style="list-style-type: none"> 町民一人あたりのコストは適正である。 事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。 受益者負担や補助等の割合に問題はない。 町で実施する方が民間委託より適している。 コスト削減の余地はない。
	費用対効果	子育て世帯への支援の一助となった。
	事業の達成状況	対象者に対して、適正に支給することができた。
	事業実施における課題等	現在の実施方法が適正である。

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	子育て世帯の負担軽減となるため、今後も事業を維持継続していく。
	今後の方向性・改善案等	子育て世帯の負担軽減となるため、今後も事業を維持継続していく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	学童保育整備運営委託事業			
	担当部署	福祉課 子育て支援係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	子育ての環境・支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	2	1	
	根拠法令・個別計画	板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例			
	実施運営方法	全部委託	事業の性質	選択的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	保護者が就労などにより昼間家庭にいない世帯の小学生に対し、授業終了後や長期休業期間等の学校休業日に、適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図るとともに、子育てと仕事の両立支援を図る。			
内容及び実施方法	町が放課後児童健全育成事業(学童保育)を委託した実施者に対し、その事業費として委託料を支払う。 【委託先】 そらいろ保育園 (そらいろクラブ、そらいろクラブsegundo) まきば幼稚園 (まきば学童クラブ) 板倉町社会福祉協議会 (みつばち学童クラブ1、みつばち学童クラブ2、北学童クラブ)				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		17,942	25,119	24,252	28,794	
	内訳	需用費	3	3	3	500	
		委託料/補助金	14,279	23,397	23,825	24,610	
		返還金	710	1,674	424	3,684	
		備品購入費	2,920	0	0	0	
		役務費/原材料費	30	45	0	0	
	②人件費		1,485	1,443	1,811	1,756	
	正職	事業に要する従事割合	0.2	0.2	0.25	0.25	
		人件費	1,467	1,443	1,811	1,756	
	臨時	事業に要する従事割合	0.01	0	0	0	
人件費		18	0	0	0		
③総事業費		19,427	26,562	26,063	30,550		
財源内訳	国庫支出金	5,390	8,222	9,783	9,811		
	県支出金	5,390	7,798	7,941	9,811		
	地方債						
	一般財源	8,647	10,542	8,339	10,928		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
学童クラブ数	箇所	5	5	6	6
学童クラブ定員	人	158	158	190	220
学童クラブ登録児童数(年平均)	人	121	162	190	189
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
定員に対する利用登録児童数	%	77	103	100	86
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	就労している子育て世帯の児童の健全育成に供することができた。	
事業の達成状況	各学童クラブの運営を支援するほか、実施者に対して学童クラブの増設を促して受入体制を拡充したことにより、子育て世帯の就労支援の推進を図ることができた。	
事業実施における課題等	小学校再編に伴い、一部の学童クラブでは運営方法等を見直す必要がある。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	子育て世帯への就労支援となるため、今後も事業を維持継続していく。
今後の方向性・改善案等	放課後支援員等従事する職員のための資質向上研修会等の参加により、従事者のスキルアップを図り、放課後児童クラブの充実化を図っていく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	民間保育所等補助事業			
	担当部署	福祉課 子育て支援係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	子育ての環境・支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	2	2	
	根拠法令・個別計画	板倉町民間保育所特別保育事業費補助金交付要綱、板倉町民間保育所運営費補助金交付要綱			
	実施運営方法	全部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	子育て世帯の多様なニーズに対応するため、民間保育所等へ補助金を交付して保育サービスの充実化を図る。			
内容及び実施方法	民間保育所及び認定こども園の設置者に対して、特別保育事業(一時保育、延長保育、食物アレルギー対策事業等)、施設(園舎、園庭等)維持管理費及び運営費に係る補助金を交付する。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		16,964	12,075	5,950	7,128		
	内訳	補助金	15,966	8,789	5,526	5,970		
		償還金	998	3,286	424	1,158		
	②人件費		1,265	1,082	1,086	1,053		
	正職	事業に要する従事割合		0.17	0.15	0.15	0.15	
		人件費		1,247	1,082	1,086	1,053	
	臨時	事業に要する従事割合		0.01	0	0	0	
		人件費		18	0	0	0	
	③総事業費		18,229	13,157	7,036	8,181		
財源内訳	国庫支出金		4,117	664	745	957		
	県支出金		4,513	1,521	1,630	1,880		
	地方債							
	一般財源		9,599	10,972	4,661	5,344		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	補助対象民間施設数	箇所	3	3	3	3
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1	
待機児童数	人	0	0	0	0	
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	<ul style="list-style-type: none"> 法令により実施することが義務付けられている。 法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。 税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。 社会保障の機能を果たしている。 法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	<ul style="list-style-type: none"> 町民生活上の課題解決に貢献している。 町民に具体的に説明できるような成果があがっている。 町民の大部分がサービスを受けることができる。 指標の実績値が前年度を上回っている。 事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	<ul style="list-style-type: none"> 町民一人あたりのコストは適正である。 事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。 受益者負担や補助等の割合に問題はない。 町で実施する方が民間委託より適している。 コスト削減の余地はない。
	費用対効果	子育て世帯の保育に対するニーズに応じることができた。
	事業の達成状況	民間保育所等への補助を行うことにより、延長保育及び一時保育等を実施することができ、保育サービスの充実化を図ることができた。
	事業実施における課題等	施設によって、保育サービスの実施内容が異なっている。

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続		子育て世帯の保育に対するニーズに応じるため、今後も事業を維持継続していく。
今後の方向性・改善案等		子育て世帯の保育需要の多様化に対応した保育サービスの充実化を図っていく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	要保護児童対策事業		
	担当部署	福祉課 子育て支援係	事業期間	平成24年度～
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】	
		施策	子育ての環境・支援	
	会計区分	一般会計		
	会計科目	款	項	目
	根拠法令・個別計画	児童福祉法、板倉町要保護児童対策地域協議会設置運営要綱		
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務
	目的 (受益者と意図を明確に)	要保護児童の適切な保護又は特定妊婦への適切な支援に関係機関と調整し、児童虐待を防止し、家庭児童福祉の向上を図る。		
	内容及び実施方法	板倉町要保護児童対策地域協議会の調整機関として、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催し、要保護児童等の情報を関係機関で共有し、適切な保護、支援等を行う。		

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		0	0	0	0		
	内訳							
	②人件費		1,557	2,164	2,535	2,458		
	正職	事業に要する従事割合		0.2	0.3	0.35	0.35	
		人件費		1,467	2,164	2,535	2,458	
	臨時	事業に要する従事割合		0.05	0	0	0	
		人件費		90	0	0	0	
③総事業費		1,557	2,164	2,535	2,458			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		1,557	2,164	2,535	2,458		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	代表者・実務者会議予定数	回	4	4	4	4
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1	
代表者・実務者会議実施数	回	4	4	4	4	
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法令により実施することが義務付けられている。 ✓ 法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。 税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。 社会保障の機能を果たしている。 法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	<ul style="list-style-type: none"> 町民生活上の課題解決に貢献している。 町民に具体的に説明できるような成果があがっている。 町民の大部分がサービスを受けることができる。 指標の実績値が前年度を上回っている。 ✓ 事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	<ul style="list-style-type: none"> 町民一人あたりのコストは適正である。 事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。 受益者負担や補助等の割合に問題はない。 町で実施する方が民間委託より適している。 ✓ コスト削減の余地はない。
	費用対効果	関係機関と連携し、児童の安全を確保できた。
	事業の達成状況	関係機関と情報を共有することにより、要保護児童に対し、速やかに対応することができた。
	事業実施における課題等	関係機関との更なる連携強化を図るとともに、要保護児童の早期発見と適切な対応方法を検討する。

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	児童の安全を確保するためには関係機関との連携が必要であり、今後も事業を維持継続していく。
	今後の方向性・改善案等	関係機関との連携強化を図り、迅速かつ適切な保護及び支援等を行う。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	児童扶養手当支給事業			
	担当部署	福祉課 子育て支援係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	子育ての環境・支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
	根拠法令・個別計画	児童扶養手当法			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的・事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的とする児童扶養手当を支給する。			
内容及び実施方法	離婚、死別等により、母子・父子家庭となった18歳までの児童を監護する母、監護し生計を同じくする父又は養育者に対して支給する児童扶養手当の申請等の事務手続きを行う。 【支給額】 月額42,910円～10,120円(第1子) 所得制限あり 【支給方法】 県から、毎年1月・3月・5月・7月・9月・10月にそれぞれの前月分までの額を受給者に支給する。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		0	0	0	0		
	内訳							
	②人件費		1,118	1,082	1,086	1,053		
	正職	事業に要する従事割合		0.15	0.15	0.15	0.15	
		人件費		1,100	1,082	1,086	1,053	
	臨時	事業に要する従事割合		0.01	0	0	0	
		人件費		18	0	0	0	
③総事業費		1,118	1,082	1,086	1,053			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		1,118	1,082	1,086	1,053		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	受給資格者数(年度末)	人	97	94	88	76
全部支給者数	人	36	32	29	32	
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	受給資格者数に対する全部支給者数の割合	%	37.1	34.0	33.0	42.1
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	<ul style="list-style-type: none"> 法令により実施することが義務付けられている。 法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。 税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。 社会保障の機能を果たしている。
	✓	法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	<ul style="list-style-type: none"> 町民生活上の課題解決に貢献している。 町民に具体的に説明できるような成果があがっている。 町民の大部分がサービスを受けることができる。 指標の実績値が前年度を上回っている。 事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		<ul style="list-style-type: none"> 町民一人あたりのコストは適正である。 事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。 受益者負担や補助等の割合に問題はない。
	✓	<ul style="list-style-type: none"> 町で実施する方が民間委託より適している。 コスト削減の余地はない。
	費用対効果	ひとり親世帯等に対する経済的支援を行うことができた。
	事業の達成状況	受給資格者に対して、適正に手当を支給することができた。
	事業実施における課題等	プライバシーに配慮した受給資格の確認方法について検討が必要。

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	法令に基づき実施している事業のため、維持継続。
	今後の方向性・改善案等	受給資格の確認を徹底する。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	保育事業			
	担当部署	福祉課 子育て支援係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	子育ての環境・支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
	根拠法令・個別計画	子ども・子育て支援法 児童福祉法			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	労働等の理由により日中に小学校就学前の児童を保育できない保護者に対し、保育を提供する。			
内容及び実施方法	保育支給認定、入所に係る手続き及び調整等を行う。 町内保育施設 【保育所】 板倉保育園(公立) 北保育園(公立) 【認定こども園】 認定こども園 そらいる保育園(私立) 認定こども園 まきば幼稚園(私立)				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		0	0	0	0		
	内訳							
	②人件費		2,928	2,886	2,897	2,809		
	正職	事業に要する従事割合		0.35	0.4	0.4	0.4	
		人件費		2,567	2,886	2,897	2,809	
	臨時	事業に要する従事割合		0.2	0	0	0	
		人件費		361	0	0	0	
③総事業費		2,928	2,886	2,897	2,809			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		2,928	2,886	2,897	2,809		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	町内入園児童数(保育所、保育所型認定こども園)	人	255	221	203	187
	町内入園児童数(幼稚園型認定こども園)	人	25	25	27	28
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	待機児童数	人	0	0	0	0
	指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	待機児童を発生させず、保育の提供をすることができた。	
事業の達成状況	保育に欠ける世帯に対して保育を提供することができた。	
事業実施における課題等	支給認定等の煩雑な事務の効率化を図る。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	子育て世帯の就労と子育ての両立を支援するため、維持継続としたい。
	今後の方向性・改善案等	低年齢児からの保育需要に対応しつつ、引き続き待機児童を発生させないように努める。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	子ども・子育て会議運営事業			
	担当部署	福祉課 子育て支援係	事業期間	平成27年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	子育ての環境・支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	2	1	
	根拠法令・個別計画	子ども・子育て支援法			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	子どもと子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。			
内容及び実施方法	「板倉町子ども・子育て支援事業計画」の実効性を担保するため、毎年度の計画推進状況を把握・点検し、計画の評価・改善を進める。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
内訳	①事業費		90	75	106	252	
	報酬		90	75	90	75	
	需用費		0	0	2	177	
	役務費		0	0	14	0	
	②人件費	1,118	721	1,086	2,107		
正職	事業に要する従事割合	0.15	0.1	0.15	0.3		
	人件費	1,100	721	1,086	2,107		
臨時	事業に要する従事割合	0.01	0	0	0		
	人件費	18	0	0	0		
	③総事業費	1,208	796	1,192	2,359		
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源	1,208	796	1,192	2,359		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	子育て会議	回	1	1	1	1
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	子育て会議	回	1	1	1	1
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援施策の進捗状況を確認するとともに実施内容を評価し、施策の計画的な推進を図ることができた。	
事業の達成状況	子ども・子育て支援事業計画(第2期)の策定に向けたニーズ調査を行い、子育て世帯の意向を把握した。	
事業実施における課題等	子育て支援施策に対する的確なニーズの把握及び施策への反映。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	子育て支援施策の計画的な推進を図るため、今後も事業を維持継続していく。
	今後の方向性・改善案等	定期的に子ども・子育て会議を開催し、子育て支援施策の適正な進捗管理を行い、必要に応じて改善を図る。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	子どものための教育・保育給付事業			
	担当部署	福祉課 子育て支援係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	子育ての環境・支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	2	2	
	根拠法令・個別計画	子ども・子育て支援法			
	実施運営方法	全部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	就労などのため、日中、保護者が小学校就学前の子どもを保育できない場合又は教育を希望する場合、私立保育所・幼稚園・認定こども園及び町外公立保育園に、子どものための保育又は教育を委託することで子育て世帯を支援するとともに、子どもの健やかな成長を図る。			
内容及び実施方法	小学校就学前の子どもに対する保育又は教育の提供を希望する保護者から申請を受け、資格要件に該当している場合には、私立保育所等に子どものための保育又は教育を委託する。 また、委託先となった私立保育所等に対して、給付費(委託費)を支払う。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		183,248	176,428	161,826	172,645		
	内訳	委託料		183,114	2,569	2,337	2,497	
		負担金		0	173,859	159,489	168,068	
		償還金		134	0	0	2,080	
	②人件費		1,356	1,443	1,448	1,404		
	正職	事業に要する従事割合		0.18	0.2	0.2	0.2	
		人件費		1,320	1,443	1,448	1,404	
	臨時	事業に要する従事割合		0.02	0	0	0	
		人件費		36	0	0	0	
③総事業費		184,604	177,871	163,274	174,049			
財源内訳	国庫支出金		54,419	59,384	60,202	67,799		
	県支出金		37,527	40,045	38,197	40,260		
	地方債							
	一般財源		92,658	78,442	64,875	65,990		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	民間保育所等利用者数(町内外)	人	279	253	235	216
	民間保育所等利用者数(町外)	人	48	46	53	50
	公・私立保育所等利用児童数(町内外)	人	438	395	374	350
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	民間保育所等利用率(町内外)	%	63.7	64.1	62.8	61.7
	民間保育所等利用率(町外)	%	11.0	11.6	14.2	14.3
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	子育て世帯の要望に応えることができた。	
事業の達成状況	待機児童はなく、保育又は教育を求める子育て世帯に提供することができた。	
事業実施における課題等	入所希望が増加している低年齢児の定員確保。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	子育て世帯の就労を支援するため、今後も事業を維持継続していく。
	今後の方向性・改善案等	子育て世帯の就労を支援するため、今後も事業を維持継続していく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	給食等支給事業			
	担当部署	福祉課 板倉保育園	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	子育ての環境・支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	2	3	
	根拠法令・個別計画	児童福祉法			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	入所している乳幼児の心身の発達と健康増進を図ることを目的としている。			
内容及び実施方法	0歳から5歳までの入所児童に対し、望ましい生活習慣を身に付けさせ、給食栄養量に基づき、バランスのよい食事やおやつを提供している。				

		(単位:千円)	H27	H28	H29	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		8,034	7,754	6,931	7,276		
	内訳		8,034	7,754	6,931	7,276		
	②人件費		7,588	7,280	7,280	7,280		
	正職	事業に要する従事割合		0.21	0.21	0.21	0.21	
		人件費		1,564	1,588	1,588	1,588	
	臨時	事業に要する従事割合		2.91	2.91	2.91	2.91	
		人件費		6,024	5,692	5,692	5,692	
③総事業費		15,622	15,034	14,211	14,556			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		15,622	15,034	14,211	14,556		

業績	活動指標名	単位	H27	H28	H29	R1
	対象園児数	人	100	98	85	85
	成果指標名	単位	H27	H28	H29	R1
	利用園児数	人	100	98	85	85
	利用率	%	100	100	100	100
	指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	<ul style="list-style-type: none"> 法令により実施することが義務付けられている。 法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。 税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。 社会保障の機能を果たしている。 法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	<ul style="list-style-type: none"> 町民生活上の課題解決に貢献している。 町民に具体的に説明できるような成果があがっている。 町民の大部分がサービスを受けることができる。 指標の実績値が前年度を上回っている。 事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	<ul style="list-style-type: none"> 町民一人あたりのコストは適正である。 事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。 受益者負担や補助等の割合に問題はない。 町で実施する方が民間委託より適している。 コスト削減の余地はない。
	費用対効果	コストは大きいですが、効果大である。
	事業の達成状況	100%達成できている。
	事業実施における課題等	特になし。

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	園児が心身共に健やかに生活していくうえで必要なため、今後も維持継続していきたい。
	今後の方向性・改善案等	食物アレルギー等の注意も必要であり、園児が健やかに生活していくうえで必要なことから、維持継続していきたい。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	人形劇上演委託事業			
	担当部署	福祉課 板倉保育園	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	子育ての環境・支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	2	3	
	根拠法令・個別計画				
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	核家族が増える中、園児と祖父母との触れ合いを図り、普通の保育では経験できない観劇鑑賞により情操を豊かにするとともに、祖父母と共感し合うことを目的としている。			
内容及び実施方法	園児及び祖父母を対象とした触れ合い保育の一環である。 7月に人形劇鑑賞会を実施している。				

		(単位:千円)	H27	H28	H29	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		50	50	50	50		
	内訳		50	50	50	50		
	②人件費		749	820	896	952		
	正職	事業に要する従事割合		0.07	0.08	0.09	0.1	
		人件費		521	605	681	756	
	臨時	事業に要する従事割合		0.11	0.11	0.11	0.1	
		人件費		228	215	215	196	
③総事業費		799	870	946	1,002			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		799	870	946	1,002		

業績	活動指標名	単位	H27	H28	H29	R1
		園児・祖父母対象人数	人	175	175	152
業績	成果指標名	単位	H27	H28	H29	R1
	参加人数	人	165	156	135	135
	参加率	%	94	89	89	89
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		<ul style="list-style-type: none"> 法令により実施することが義務付けられている。 法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。 税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。 社会保障の機能を果たしている。 法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		<ul style="list-style-type: none"> 町民生活上の課題解決に貢献している。 町民に具体的に説明できるような成果があがっている。 町民の大部分がサービスを受けることができる。 指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	<ul style="list-style-type: none"> 事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		<ul style="list-style-type: none"> 町民一人あたりのコストは適正である。 事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。 受益者負担や補助等の割合に問題はない。 町で実施する方が民間委託より適している。
	✓	<ul style="list-style-type: none"> コスト削減の余地はない。
	費用対効果	参加率89%で効果大である。
	事業の達成状況	89%達成できている。
	事業実施における課題等	特になし。

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	園児と祖父母との触れ合い保育事業である。参加率が高く、内容的にも優れた観劇は、園児にとって心身の発育を高めるために必要であり、維持継続していきたい。
	今後の方向性・改善案等	園児と祖父母との触れ合いを重要視している観点から、維持継続していきたい。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	園外保育事業			
	担当部署	福祉課 板倉保育園	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	子育ての環境・支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	2	3	
	根拠法令・個別計画				
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	園児が園外で自然に触れながら、集団行動の決まりを身に付ける。親子の触れ合いや保護者同士の触れ合いを深めることを目的としている。			
内容及び実施方法	年に1度、園児及び保護者を対象に、むさしの村・華蔵寺公園・桐生が岡遊園地・宇都宮動物園の4ヶ所をローテーションで訪れ、園外保育事業を実施している。交通手段は、大型バスを借用している。				

		(単位:千円)	H27	H28	H29	R1	備考
内訳	①事業費		240	240	180	180	
			240	240	180	180	
	②人件費	1,035	1,181	1,257	1,313		
正職	事業に要する従事割合	0.1	0.12	0.13	0.14		
	人件費	745	907	983	1,059		
臨時	事業に要する従事割合	0.14	0.14	0.14	0.13		
	人件費	290	274	274	254		
	③総事業費	1,275	1,421	1,437	1,493		
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源	1,275	1,421	1,437	1,493		

業績	活動指標名	単位	H27	H28	H29	R1
		園児・保護者の対象人数	人	180	175	152
業績	成果指標名	単位	H27	H28	H29	R1
	参加人数	人	160	156	136	136
	参加率	%	89	89	89	89
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	参加率89%で効果大である。	
事業の達成状況	89%達成できている。	
事業実施における課題等	営業バスを借りるため、実施日を変更できない。また、雨天時に実施するにあたり、近くに適当な場所がない。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	園外での集団行動の決まりを身に付け、親子や保護者同士の触れ合いを深めることができるため、維持継続していきたい。
	今後の方向性・改善案等	参加率が高く、親子や保護者同士の触れ合いを深めたり、集団行動の決まりを身につける大事な保育事業なので、維持継続していきたい。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	一時保育事業			
	担当部署	福祉課 板倉保育園	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	子育ての環境・支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	2	3	
	根拠法令・個別計画				
	実施運営方法	直営	事業の性質	選択的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	未就園児(0歳～就学前)の保護者が仕事もしくは他の理由で保育できない場合、保護者の育児等に伴う心理的、肉体的負担を軽減するため利用することを目的としている。			
内容及び実施方法	未就園児(0歳～就学前)の保護者が仕事もしくは他の理由で保育できない場合、日割りで預かる。 ・一日の利用料金は、3歳未満児2,300円、3歳以上児1,800円(給食(おやつ代含む)の提供を受ける場合には、保育料に200円を納付。) ・受け入れ時間は、8時30分～16時まで。				

		(単位:千円)	H27	H28	H29	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		0	0	0	0		
	内訳							
	②人件費		372	302	302	302		
	正職	事業に要する従事割合		0.05	0.04	0.04	0.04	
		人件費		372	302	302	302	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
		人件費		0	0	0	0	
③総事業費		372	302	302	302			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		372	302	302	302		

業績	活動指標名	単位	H27	H28	H29	R1
	年間受入可能件数	件	240	240	240	240
成果指標名	単位	H27	H28	H29	R1	
年間受入件数	件	2	0	0	1	
指標で表せない成果・効果 急な保護者(母親)の病気時に1歳児の一時預かり対応をすることができた。このことで保護者は、病院に行くことができた。						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	特に問題なし。	
事業の達成状況	利用者1名	
事業実施における課題等	特になし。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	子育ての一環として必要な事業なので、維持継続していきたい。
	今後の方向性・改善案等	子育て支援の観点から、維持継続していきたい。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	給食等支給事業			
	担当部署	福祉課 板倉北保育園	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	子育ての環境・支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	2	3	
	根拠法令・個別計画	児童福祉法			
	実施運営方法	直営	事業の性質	選択的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	<ul style="list-style-type: none"> 入所している0歳児から就学前の子ども達に、心身の発達と健康に必要な栄養計算をした給食やおやつを提供することを目的とする。 生活習慣(食事のマナー)を身につけさせる。 			
内容及び実施方法	給食栄養量に基づき、入所児童全員にバランスのよい給食とおやつを提供している。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		5,951	6,068	5,318	4,544		
	内訳		5,951	6,068				
	②人件費		5,447	5,582	7,186	5,512		
	正職	事業に要する従事割合		0.28	0.28	0.24	0.24	
		人件費		2,053	2,020	1,738	1,685	
	臨時	事業に要する従事割合		1.88	1.9	2.82	1.9	
		人件費		3,393	3,563	5,448	3,827	
③総事業費		11,398	11,650	12,504	10,056			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		11,398	11,650	12,504	10,056		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	利用園児数	人	66	58	55	55
	全園児数	人	66	58	52	55
	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	利用率	%	100	100	100	100
	指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		<ul style="list-style-type: none"> 法令により実施することが義務付けられている。 法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。 税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。 社会保障の機能を果たしている。 法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		<ul style="list-style-type: none"> 町民生活上の課題解決に貢献している。 町民に具体的に説明できるような成果があがっている。 町民の大部分がサービスを受けることができる。 指標の実績値が前年度を上回っている。 事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		<ul style="list-style-type: none"> 町民一人あたりのコストは適正である。 事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。 受益者負担や補助等の割合に問題はない。 町で実施する方が民間委託より適している。 コスト削減の余地はない。
	費用対効果	コストはあるが、利用者効果は大きい。
	事業の達成状況	達成はできている。
	事業実施における課題等	特になし。

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	健康で生活していく上での基本であるため、維持継続していきたい。
	今後の方向性・改善案等	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギー等の注意も必要。 園児が健やかに生活していく上での基本であるため維持継続していきたい。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	人形劇上演委託事業			
	担当部署	福祉課 板倉北保育園	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	子育ての環境・支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	2	3	
	根拠法令・個別計画				
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	核家族が増える中、園児と祖父母との触れ合いを図り、楽しいひとときを過ごす観劇鑑賞により、情操を豊かにするとともに、祖父母と共感し合うことを目的とする。			
内容及び実施方法	園児及び祖父母を対象とした触れ合い保育の一環として、人形劇鑑賞会を実施している。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		50	50	50	50	
	内訳		50	50	50	50	
	②人件費		731	727	893	943	
	正職	事業に要する従事割合	0.08	0.08	0.11	0.12	
		人件費	587	577	797	843	
	臨時	事業に要する従事割合	0.08	0.08	0.05	0.05	
人件費		144	150	97	101		
③総事業費		781	777	943	993		
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源		781	777	943	993	

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
		園児と祖父母対象人数	人	107	98	88
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	園児と祖父母の参加人数	人	96	89	88	75
	園児と祖父母の参加率	%	90	91	79	100
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	参加者が多いので、効果は大いにある。	
事業の達成状況	参加者100%。	
事業実施における課題等	特になし。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	核家族化が進む中、祖父母とのふれあいを観劇を観ることで深めたり、園児の心の発達をはかるため、維持継続していきたい。
	今後の方向性・改善案等	祖父母とのふれあいを重要視している観点から、維持継続していきたい。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	園外保育事業			
	担当部署	福祉課 板倉北保育園	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	子育ての環境・支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	2	3	
	根拠法令・個別計画				
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	園児と保護者が園外における自然の中で、親子の触れ合いや保護者同士の触れ合いを深め、楽しく過ごすことを目的としている。			
内容及び実施方法	年に1度、大型バスで、園児及び保護者を対象に、むさしの村・華蔵寺公園・桐生が岡遊園地・宇都宮動物園の4ヶ所をローテーションで訪れ、園外保育を実施している。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		180	180	120	120		
	内訳		180	180	120	120		
	②人件費		1,097	981	1,149	1,194		
	正職	事業に要する従事割合		0.12	0.11	0.14	0.15	
		人件費		880	794	1,014	1,053	
	臨時	事業に要する従事割合		0.12	0.1	0.07	0.07	
		人件費		217	188	135	141	
③総事業費		1,277	1,161	1,269	1,314			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		1,277	1,161	1,269	1,314		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	園児・保護者の対象人数	人	107	101	101	86
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1	
園児・保護者の参加人数	人	96	87	91	67	
園児・保護者の参加率	%	90	86	73	78	
指標で表せない成果・効果 園外で自然に触れながら、集団行動の決まりを身に付けたり、親子の触れ合いや保護者同士の触れ合いを深めることができた。						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	参加率が高い。	
事業の達成状況	参加率78%	
事業実施における課題等	0歳児、1歳児の参加率が少ないが、以上児の参加率が高いので、継続したい。園児人数が減少しているため、今後の課題となる。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	園外の自然に触れながら、集団行動の決まりを身につけたり、親子や保護者同士のふれあいを深めることが出来るので、維持継続していきたい。
	今後の方向性・改善案等	以上児の参加率が高いので維持継続したいが、未満児の参加率が低いので、園内での保育も保護者が安心して預けられるように職員の配置等に配慮する。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	一時保育事業			
	担当部署	福祉課 板倉北保育園	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	子育ての環境・支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	2	3	
	根拠法令・個別計画				
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	入所していない未就園児(0歳～就学前)で、保護者が仕事もしくは他の理由で保育できない場合、また、保護者の育児等に伴う心理的、肉体的負担の軽減を図るため、利用していただくことを目的としている。			
内容及び実施方法	・未就園児(0歳～就学前)で保護者が仕事もしくは他の理由で保育できない場合、日割りで預かる。受け入れ時間は、8時30分～16時まで。 ・一日の利用料3歳未満児2,300円、3歳以上児1,800円(給食(おやつを含む)の提供を受ける場合には、保育料に加え200円を納付。)				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		0	0	0	0		
	内訳							
	②人件費		367	361	401	351		
	正職	事業に要する従事割合	0.05	0.05	0.05	0.05		
	臨時	人件費		367	361	362	351	
		事業に要する従事割合	0	0	0.02	0	0	
		人件費		0	0	39	0	
③総事業費		367	361	401	351			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		367	361	401	351		

	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
		年間受入可能件数	件	240	240	240
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	年間利用者件数	件	0	0	3	2
	指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	特に問題なし。	
事業の達成状況	利用者が有り、達成できた。	
事業実施における課題等	特に問題なし。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	利用者があり、子育ての一環として必要な事業なので、維持継続していきたい。
	今後の方向性・改善案等	子育ての一環として必要な事業なので、維持継続していきたい。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	児童館事業			
	担当部署	福祉課 児童館	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	子育ての環境・支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	2	4	
	根拠法令・個別計画	板倉町立児童館の設置及び管理等に関する条例			
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	子ども達に健全な遊びを提供して、心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的とする。			
内容及び実施方法	子育て世代親子の交流の場、子ども(主に児童)の居場所であるとともに、健全な遊びを提供するなど安全で安心して過ごせる環境を作る。 実施事業 全7事業 ・乳幼児とその保護者対象行事 6事業(月曜日から金曜日の午前中に実施) ・児童(小学生対象)事業 1事業(土曜日の午前中に実施)				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		220	208	211	220		
	内訳	消耗品費		220	208	211	220	
	②人件費		1,636	2,395	2,439	3,367		
	正職	事業に要する従事割合		0.1	0.15	0.15	0.25	
		人件費		733	1,082	1,086	1,756	
	臨時	事業に要する従事割合		0.5	0.7	0.7	0.8	
		人件費		903	1,313	1,352	1,611	
③総事業費		1,856	2,603	2,650	3,587			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		1,856	2,603	2,650	3,587		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
事業回数	回	165	183	171	154
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
参加者数	人	2,391	2,940	2,524	1,771
指標で表せない成果・効果					
<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代の交流の場としての役割 子ども(主に児童)の居場所としての役割 子育て支援拠点としての役割 					

1. 必要性の評価	
	・法令により実施することが義務付けられている。
	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	・社会保障の機能を果たしている。
	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
2. 有効性の評価	
	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	・指標の実績値が前年度を上回っている。
✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
3. 効率性の評価	
	・町民一人あたりのコストは適正である。
	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。
	・町で実施する方が民間委託より適している。
✓	・コスト削減の余地はない。
費用対効果	未就園児向け事業の企画実施が親子のふれあいの時間をつくり、保護者の交流の場となっている。また、小学生以上の子ども達の居場所としての役割を果たしている。
事業の達成状況	児童館を介して子育て世代の交流が図れることで、育児中の保護者の孤立化抑制に繋がっている。
事業実施における課題等	事情のある家庭の子どもや、発達に障害のある子どもへの働きかけ方。

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	町内唯一の児童館であり、児童館を介して、未就園児やその保護者同士の交流の場であり、小学生以上の子どもの居場所として、また、事情のある家庭の子どもの見守りの場でもある。
今後の方向性・改善案等	児童館としての役割だけでなく、子育て支援拠点として子育てに関わる相談等でも気軽に利用できる環境を作る。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	紙おむつ給付扶助			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	介護サービスの充実		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	2	
	根拠法令・個別計画	板倉町在宅要介護高齢者・在宅重度心身障害児(者)等紙おむつ給付事業実施要綱			
	実施運営方法	直営	事業の性質	選択的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	在宅の寝たきり高齢者及び在宅の重度心身障害児(者)等を介護している家族の排泄介護の負担及び経済的負担の軽減を図り、もって在宅生活の支援を図ることを目的とする。			
内容及び実施方法	下記の者に対して紙おむつ給付券(4,000円券/枚)を交付する。 (1) 65歳以上の者(入院中の者又は老人福祉施設及び有料老人ホーム入所者若しくは介護保険施設入所者を除く。):給付券3枚 ただし、要介護4、5かつ非課税世帯:9枚 (2) 1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている在宅の身体障害児(者)かつ市町村民税非課税世帯に属する者:給付券9枚 (3) 判定Aの療育手帳の交付を受けている在宅の知的障害児(者)かつ市町村民税非課税世帯に属する者:給付券9枚 (4) 1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている在宅の精神障害者かつ市町村民税非課税に属する者:給付券9枚 なお、給付券の金額は申請月により異なる。詳細は下記のとおりである。 ア 4～7月:3枚又は9枚 イ 8～11月:2枚又は6枚 ウ 12～3月:1枚又は3枚				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		1,891	2,008	2,243	2,388	
	内訳	扶助費	1,891	2,008	2,243	2,388	
	②人件費		367	361	724	702	
	正職	事業に要する従事割合	0.05	0.05	0.1	0.1	
		人件費	367	361	724	702	
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
		人件費	0	0	0	0	
③総事業費		2,258	2,369	2,967	3,090		
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0		
	県支出金	945	978	992	1,004		
	地方債	0	0	0	0		
	一般財源	1,313	1,391	1,975	2,086		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	交付対象者	人	192	204	207	230
交付枚数	枚	593	646	669	759	
利用枚数	枚	476	504	558	603	
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	交付枚数に対する使用率	%	80	78	83	79
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	年間支給額としては低い反面、高齢者等の該当要件を幅広く設定しているため、現状では費用対効果は適正であると考えられる。	
事業の達成状況	広報だけでなく、民生委員に依頼して、対象者の取りまとめをしている。また、取扱店は、町内4事業者あり、より多くの対象者及びその家族の経済的な負担を軽減していると思われる。	
事業実施における課題等	支給方法として店頭での交換方式と販売店による配達方式がある。全国的には後者の採用が多いが、店頭交換方式については、利用者が商品を選択できる利点がある。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	家族の排泄介助の負担や、経済的負担の軽減において、紙おむつ券の給付は重要な役割を担っていると思われる。高齢化に伴い、紙おむつが必要な場合は増加していくと考えられるため、今後も継続していく必要がある。
今後の方向性・改善案等	在宅介護を推進していく中で、排泄介助を必要とする在宅高齢者は増加していくものと思われる。それと比例して、必然的に本事業の伸びも見込まれる。排泄介助が軽減できるよう元気な高齢者に対する介護予防事業を進めていくことも、事業費の伸びを抑える一方法であると思われる。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	介護用車両購入費補助			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	介護サービスの充実		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	2	
	根拠法令・個別計画	板倉町介護用車両購入費補助事業実施要綱			
	実施運営方法	直営	事業の性質	選択的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	介護を必要とする高齢者及び身体障害者のかたの生活の質の向上及び家族の介護負担の軽減を図ることを目的とする。			
内容及び実施方法	<p>下記の者に対して、介護用車両の購入費の一部を補助する。 本町に現に居住し、移動手段に介護を要する次の各号の一に該当する者及びその家族とする。</p> <p>(1) 要介護4又は5に該当する寝たきり高齢者等のいる世帯(寝たきり高齢者等とは、日常的に車椅子を使用しているか、日常的な車椅子の使用が見込まれる高齢者で町長が認めた者)</p> <p>(2) 次に該当する身体障害者のいる世帯 ア 下肢の障害で1・2級の者、イ 体幹の障害で1・2級の者、ウ 下肢及び体幹の障害で1・2級の者 なお、補助対象経費は下記のとおりである。</p> <p>(1) 新規購入の福祉車両の場合は、1台当たり10万円を補助し、それ以外の助手席回転シート又は回転スライドシートのみ車両の場合は、1台当たり2万円を補助する。</p> <p>(2) 中古車両の場合は、福祉車両のみを対象とし、登録年月から36か月以内は、1台当たり6万円を補助し、37か月以上は、1台当たり3万円を補助する。</p> <p>(3) 既所有車両を改造する場合は、改造費相当額が15万円以上であれば1台当たり10万円を補助し、15万円未満であればその額から個人負担分として3分の1の額を控除した額を補助する。</p>				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		200	100	160	200		
	内訳	補助金		200	100	160	200	
	②人件費		73	72	362	351		
	正職	事業に要する従事割合		0.01	0.01	0.05	0.05	
		人件費		73	72	362	351	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
		人件費		0	0	0	0	
③総事業費		273	172	522	551			
財源内訳	国庫支出金		0	0	0	0		
	県支出金		10	50	80	100		
	地方債		0	0	0	0		
	一般財源		263	122	442	451		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
相談件数	件	2	1	2	2
利用者数	人	2	1	2	2
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
相談件数に対する利用率	%	100	100	100	100
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	・指標の実績値が前年度を上回っている。	
✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。	
3. 効率性の評価		
✓	・町民一人あたりのコストは適正である。	
	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。	
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	平成27年度から県補助要綱に基づき、補助額上限を66万円から10万円とした。福祉車両の価格も下がっており、10万円の補助については適正と考える。	
事業の達成状況	介護用車両は、重度の要介護者の通院又は通所に活用されており、家族介護の負担軽減及び在宅介護の推進に寄与しているものと思われる。	
事業実施における課題等	例年、補助件数が5件未満であり、ニーズが乏しいのか、それとも周知が不足しているのかを確認する必要がある。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	在宅介護を推進していくに当たって、家族介護の負担軽減並びに重度要介護者の外出支援及び外出機会の提供には欠かせないため、継続していく必要がある。
今後の方向性・改善案等	通院等の外出時の代替手段(福祉タクシー、福祉車両貸与及び通院介助サービス)を利用した場合と本事業を活用した場合との経済的負担や身体的負担の比較を踏まえて、ケアマネジャー等の支援者にも情報提供し、事業活用の普及啓発を図っていく必要がある。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	老人保護措置事業			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	高齢者の自立支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	2	
	根拠法令・個別計画	老人福祉法、板倉町老人福祉法細則、板倉町老人福祉法に係る措置決定等の基準に関する要綱			
	実施運営方法	全部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	65歳以上で経済的理由等により在宅での生活が困難な方を養護老人ホームに入所させる。			
内容及び実施方法	65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームに入所を委託する。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		4,639	4,754	4,524	2,333	
	内訳	報償費	0	0		0	
		委託料	4,639	4,754	4,524	2,333	
		有料道路使用料	0	0	0	0	
	②人件費		293	289	362	351	
	正職	事業に要する従事割合	0.04	0.04	0.05	0.05	
		人件費	293	289	362	351	
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
		人件費	0	0	0	0	
	③総事業費		4,932	5,043	4,886	2,684	
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0		
	県支出金	0	0	0	0		
	地方債	0	0	0	0		
	一般財源	4,932	5,043	4,886	2,684		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
措置者	人	2	2	2	1
高齢者数(65歳以上)	人	4,538	4,657	4,657	4,748
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
措置割合	%	0	0	0	0
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。 ・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。 ・町民の大部分がサービスを受けることができる。 ・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
✓	・町民一人あたりのコストは適正である。	
✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。	
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。 ・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	介護保険制度創設前からの事業であるが、老人福祉法上では現在でも介護保険サービスの対象外となるかた等の救済措置的な側面があり、費用対効果は適正であると思われる。	
事業の達成状況	目的に沿って措置が行われており、年1回措置権者が現状確認及び意向確認を行い、その可否を判断しているため、達成されていると思われる。	
事業実施における課題等	被措置者が介護保険施設入所要件を満たした場合には、被措置者の生活面及び介護の手間、さらには介護保険が社会保険制度であることを踏まえて介護保険施設に入所替えしていく必要がある。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	介護保険の施設サービス適用外のかたを対象とした事業であり、要援護者の生活支援の選択肢のひとつとして、環境的要因又は経済的要因で支援が必要なかたのセーフティネットとしても継続していく必要がある。
今後の方向性・改善案等	介護保険施設に入所した場合、介護給付費として概算で1人当たり年間45万円の支出がある。一方、養護老人ホームに入所した場合、概算で年間210万円の支出がある。措置費は一般財源化されているが、措置入所が必要なかたがいる場合、生活状況だけでなく、町支出額を考慮して、入所の検討をする必要がある。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	敬老祝金支給事業			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	高齢者の自立支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	2	
	根拠法令・個別計画	板倉町敬老祝金支給条例			
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	75歳以上の町民を対象に、長年に亘り社会の進展に寄与した功績に対して感謝の意を表す。			
内容及び実施方法	敬老の日にあわせ板倉町に居住する高齢者に対し、敬老の意を表しその福祉を増進するため敬老祝金を支給し、長寿を祝う。 75歳以上を対象とし、支給額は下記のとおりである。 (1) 75歳以上84歳未満:3,000円 (2) 85歳以上:5,000円 ※ 年齢は、年度到達年齢 ただし、90歳到達者及び当該年度最高齢者男女については、別途「卒寿等慶祝訪問対象者」として支給する。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		7,532	7,608	7,749	7,868	
	内訳	消耗品	21	24	26	27	
		電算委託料	0	0	0	0	
		敬老祝金扶助	7,511	7,584	7,723	7,842	
	②人件費		367	361	2,173	1,756	
	正職	事業に要する従事割合	0.05	0.05	0.3	0.25	
		人件費	367	361	2,173	1,756	
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
		人件費	0	0	0	0	
	③総事業費		7,899	7,969	9,922	9,624	
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0		
	県支出金	0	0	0	0		
	地方債	0	0	0	0		
	一般財源	7,899	7,969	9,922	9,624		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
支給対象者数(75歳以上)	人	2,045	2,063	2,115	2,161
支給者数	人	2,045	2,063	2,115	2,161
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
対象者への支給率	%	100	100	100	100
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	・指標の実績値が前年度を上回っている。	
✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。	
3. 効率性の評価		
✓	・町民一人あたりのコストは適正である。	
	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。	
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	民生委員が対象宅に訪問し、直接祝金を手渡すことで、安否確認や困り事を掘り起こし、民生委員とのつながり強化等の副次的効果があることを踏まえると費用対効果は適正であると思われる。	
事業の達成状況	対象者全員に支給しているため達成状況は常に100%である。なお、遠方での入所又は入院者には担当者による手渡し又は振込で対応している。	
事業実施における課題等	75歳以上の高齢者の増加に伴い、支給総額も増加するが、民生委員の直接訪問による実態把握と生活支援が必要なかたの早期発見が期待できる。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	祝金という形で町として対象者全員に敬老の意を表している。副次的効果を考えれば間接的には対象者の実態把握により、生活を守るという役割を果たしており継続していく必要がある。
	今後の方向性・改善案等	民生委員によると、多くの対象者から祝金を心待ちにしているという声があるという。また、副次的効果が得られ、遠方在住の対象者の実態把握ができるため、継続していきたい。なお、民生委員の負担が少しでも軽減できるよう事業実施に当たり、民生委員の意見を反映していきたい。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	敬老の集い			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成24年度～令和元年度	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	高齢者の自立支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	2	
	根拠法令・個別計画	なし			
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	75歳以上の町内高齢者を各小学校へ招待し、敬老のお祝いをする。また、敬老の意を示すために75歳以上のかた全員に敬老祝品を贈呈する。			
内容及び実施方法	町内在住の75歳以上のかたを、各小学校の運動会に招待し、児童や地域のかたがたと一緒に、敬老者の健康と長寿をお祝いする。また、敬老祝品は、民生委員が運動会(敬老の集い)の招待状と一緒に直接対象者宅に持参している。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		373	367	370	450		
	内訳	消耗品		373	365	368	450	
		招待状電算委託料		0	0	0	0	
		板氷代		0	2	2	0	
	②人件費		660	649	1,086	702		
	正職	事業に要する従事割合		0.09	0.09	0.15	0.1	
		人件費		660	649	1,086	702	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
		人件費		0	0	0	0	
③総事業費		1,033	1,016	1,456	1,152			
財源内訳	国庫支出金		0	0	0	0		
	県支出金		0	0	0	0		
	地方債		0	0	0	0		
	一般財源		1,033	1,016	1,456	1,152		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
招待者数(75歳以上)	人	2,126	2,137	2,196	2,101
参加者数(75歳以上)	人	224	221	179	400
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
参加率	%	11	10	8	19
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	敬老の集いは、最寄りの小学校の運動会に招待しても、交通手段が乏しいことや興味関心が薄いこと等により参加率は減少傾向であった。しかし、小学校再編に伴う現事業の再考により、来場記念品を準備したところ参加率は約2倍となった。また、敬老祝品は民生委員を介して、直接配布しており、安否確認等の副次的効果がある。	
事業の達成状況	運動会参加者には敬老の集いを通じて直接的に、また、対象者全員には敬老祝品を通じて間接的に敬老の意を示していると思われる。	
事業実施における課題等	参加率向上のために民生委員や小学校を始めとして、様々な方面から意見を伺い、事業の実施方法を検討した。	

方向性の判定	方向性の判定理由
終了	運動会は子どもと地域のかたがたとの交流の場を設けるという目的でも開催されており、その点から敬老の集いを運動会で行うことには意義があるものと思われる。令和2年度には小学校が再編されるため、現状での実施方法では事業終了となる。
今後の方向性・改善案等	小学校再編に伴い、関係者間と協議の結果、例年どおり小学校の運動会と併せた実施は終了となる。令和2年度からは、町としてより多くの敬老者に対し、間接的に敬意の意を示す方法として、地域の敬老事業に対する補助を行う予定である。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	ダイヤモンド婚式・金婚式合同記念式典			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	その他		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	2	
	根拠法令・個別計画	板倉町合同金婚式等実施要綱			
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	結婚後50年又は60年の夫妻に、町として長年に亘り共に支え合い、家庭の隆盛及び社会貢献されたお祝いをする。			
内容及び実施方法	町内に在住する結婚後50年又は60年を迎えたご夫妻の家運の隆盛及び地域社会の発展のために尽力してきたことに対して、祝賀会を開催し、慶祝状及び記念品を贈呈する。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		180	178	113	283	
	内訳	報償費	10	10	10	0	
		消耗品費	61	56	53	82	
		祝金	100	100	40	190	
		役務費	9	12	10	11	
	②人件費		440	433	1,086	1,053	
	正職	事業に要する従事割合	0.06	0.06	0.15	0.15	
		人件費	440	433	1,086	1,053	
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
		人件費	0	0	0	0	
③総事業費		620	611	1,199	1,336		
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0		
	県支出金	0	0	0	0		
	地方債	0	0	0	0		
	一般財源	620	611	1,199	1,336		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	開催回数	回	1	1	1	1
	対象組数	組	26	34	27	43
	祝賀会参加組数	組	17	19	12	16
	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
祝賀会参加率	%	65	56	45	37	
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	町社会福祉協議会との共催事業として、記念式典と祝賀会の2部構成とし、費用と役割を分担している。費用対効果は適正であると思われる。	
事業の達成状況	式典に不参加でも、慶祝状等の記念品を職員がその日のうちに自宅に赴き贈呈している。また、過去の該当者も申出があれば遡って贈呈しているため、目的は果たしていると思われる。	
事業実施における課題等	平成27年度から該当見込みのある夫妻に申出案内を通知している。申出及び出席者が増え、町を挙げて祝賀できることは喜ばしいことであるが、その一方でこれまでの祝賀会場及び祝賀方法を変更する必要がある。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	町と社会福祉協議会が事業目的を共有することで費用対効果を上げて実施することができる敬老事業である。また、全国的に行われている事業であることから、継続していく必要がある。
	今後の方向性・改善案等	広報、町ホームページ、ケーブルテレビ及び該当見込者通知により申出を促している。式典出席者の増加が見込まれる一方で、人数の都合上、式典会場である福祉センターでは現状の祝賀方法では対応できないことも想定される。出席者数は、式典直前でないと把握できないため、その場合の会場及び祝賀方法の検討が必要である。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	卒寿者等慶祝訪問			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	高齢者の自立支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	2	
	根拠法令・個別計画				
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	卒寿者(90歳)及び町内最高齢者(男女)に対して、町への功績を讃え、末永い健康長寿をお祝いする。			
内容及び実施方法	卒寿(90歳)という節目を迎えるにあたり、多年にわたり板倉町に貢献してきた功績を町民を代表して町長が訪問し、町に貢献された功績をたたえ長寿をお祝いする。また、町内最高齢者男女についても同様に、町民を代表して町長が訪問し、町民の健康長寿の象徴として、健康長寿をたたえ、高齢者福祉の増進を図る。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		420	380	345	299	
	内訳	印刷製本費	25	35	15	19	
		祝金	395	345	330	280	
	②人件費		440	433	1,086	1,418	
	正職	事業に要する従事割合	0.06	0.06	0.15	0.202	
		人件費	440	433	1,086	1,418	
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
		人件費	0	0	0	0	
	③総事業費		860	813	1,431	1,717	
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0		
	県支出金	0	0	0	0		
	地方債	0	0	0	0		
	一般財源	860	813	1,431	1,717		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	支給対象者数	人	79	67	66	54
支給者数	人	79	67	66	54	
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	支給率	%	100	100	100	100
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	町長による直接訪問にて、敬老の念を示すことができる事業であり、また、実費は祝金と写真代のみであるため低コストである。費用対効果は適正であると思われる。	
事業の達成状況	原則町長が対象者全員に訪問しているため、達成状況は常に100%である。なお、町外入院・入所者には家族又は施設職員に手渡ししている。	
事業実施における課題等	卒寿者が年々増加していく中で、9月の敬老月間中に限定し、しかもそのうちの数日を設定して、訪問を実施しなければならない。訪問1件あたり、5分程度の時間の中で敬老の念を示して贈呈できるような訪問先での対応が求められる。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	卒寿者への町からの記念品の贈呈は35市町村中9市町村だけ(邑楽館林地区は板倉町のみ)である。町長が直接慶祝訪問して贈呈する事業は当町独自の敬老事業であり、事業目的及び低コストであることを踏まえると継続していく必要がある。
	今後の方向性・改善案等	卒寿者の増加で訪問件数は増加傾向にある。イベントが多い時期のため、対象者及び町長の日時調整が困難になってきている。慶祝訪問を楽しみにして、それを目標に生活を送っているかたのためにも、訪問前及び訪問時の事務効率(訪問順等)を上げる必要がある。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	百寿者慶祝訪問			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	高齢者の自立支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	2	
	根拠法令・個別計画				
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	百寿者に対し、町や家族への功績をたたえ、末永い健康をお祝いする。			
内容及び実施方法	百寿(100歳)という節目を迎えるにあたり、町民を代表して町長、町議長等が訪問し、多年に渡って板倉町に貢献してきた功績をたたえ、長寿を祝し、町民の健康長寿の象徴として、これからも末永くご健勝であることを願い、高齢者福祉の増進を図る。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		31	32	33	48	
	内訳	消耗品費	11	12	12	17	
		印刷製本費	0	0	1	1	
		祝金	20	20	20	30	
	②人件費		147	144	1,086	702	
	正職	事業に要する従事割合	0.02	0.02	0.15	0.1	
		人件費	147	144	1,086	702	
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
		人件費	0	0	0	0	
	③総事業費		178	176	1,119	750	
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0		
	県支出金	0	0	0	0		
	地方債	0	0	0	0		
	一般財源	178	176	1,119	750		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	支給対象者数	人	2	2	2	3
支給者数	人	2	2	2	3	
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1	
支給率	%	100	100	100	100	
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。	
✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。	
3. 効率性の評価		
✓	・町民一人あたりのコストは適正である。	
	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。	
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	町長等が直接慶祝訪問することで敬老の念を示す事業である。実費は祝金と写真代等であり、低コストである。費用対効果は適正であると思われる。	
事業の達成状況	町長をはじめとして、議長並びに地元議員、区長及び民生委員が慶祝訪問しており、達成状況は常に100%である。	
事業実施における課題等	祝金が10,000円であり、100歳到達者の祝金としては、県内市町村の中では最も低い。しかし、75歳から毎年敬老祝金を支給しているため、生涯の受取額を考慮すると妥当と考える。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	百寿者慶祝訪問事業は県内全市町村で実施されており、町民の健康長寿の普及啓発にもつながる事業である。上毛新聞等に掲載されれば、町のPRにもつながるため継続していく必要がある。
	今後の方向性・改善案等	他市町村では慶祝訪問者は首長と議長の2名が多い。地域を挙げてのお祝いという観点からは町議会議員、行政区長及び民生委員の訪問は望ましいと思われる。その反面大勢の来訪に関して、対象者及びその家族の意見を伺う必要がある。祝金について、毎年上毛新聞で最高額と最低額の市町村が公表される。生涯の受取額では、他市町村との差異は少ないことを周知する必要がある。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	緊急通報装置設置事業			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	高齢者の自立支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	2	
	根拠法令・個別計画	板倉町ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置設置事業実施要綱			
	実施運営方法	全部委託	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	ひとり暮らし高齢者等の生活不安の解消及び人命の安全の確保を目的とする。なお、ひとり暮らし高齢者等は下記のとおりである。 (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者 (2) 65歳以上の高齢者のみの世帯 (3) 家族と同居しているが日中又は夜間に家族が留守になる65歳以上の高齢者			
内容及び実施方法	ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与し、館林地区消防組合と電話回線で直通にすることによって、急病・災害等突発的事態が発生したとき、迅速かつ正確な救護体制をとることにより、高齢者の生活不安の解消及び人命の安全を確保する。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		2,647	2,328	2,349	2,795		
	内訳	委託料	1,296	921	815	1,019		
		使用料	1,213	1,278	1,493	1,736		
		負担金	138	129	41	40		
	②人件費		367	361	1,448	1,053		
	正職	事業に要する従事割合	0.05	0.05	0.2	0.15		
		人件費	367	361	1,448	1,053		
		臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
			人件費	0	0	0	0	
③総事業費		3,014	2,689	3,797	3,848			
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0			
	県支出金	0	0	0	0			
	地方債	0	0	0	0			
	一般財源	3,014	2,689	3,797	3,848			

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	設置件数	件	89	90	95	99
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1	
年間通報件数	件	18	14	17	3	
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。	
✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。	
3. 効率性の評価		
✓	・町民一人あたりのコストは適正である。	
	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。	
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	設置件数と通報件数は比例しないが、生命の危機や孤独死等の不安を解消する効果がある。生活上の安全安心を守る観点から費用対効果は適正であると思われる。	
事業の達成状況	対象者の不安解消の一助になり、実際に装置を使って生命が救われた事例や介護サービスの利用につながった事例もあることから達成しているものと思われる。	
事業実施における課題等	設置希望者数が設置台数を上回っており、待機者がいることが多い。しかし、施設入所又は死亡等による不要者を常時把握し、さらには現設置者についても、毎年度、要・不要を把握しているため徐々に解消されている。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	ひとり暮らし等であっても対象者及びその家族に、もしものときの安心感を提供できるという点で設置者の満足度は高い。今後もニーズが高まることが想定されることから継続していく必要がある。
	今後の方向性・改善案等	町単独予算であること及び7年の耐用年数経過後は、既設の装置を交換する必要があることから支援が必要とされる高齢者数に合わせて一概に台数を増やすことは難しい。しかし、他市町と比して設置者の常時把握を行うようになり、申請から設置までの期間が短縮している。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	介護保険認定調査費			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	介護サービスの充実		
	会計区分	介護保険特別会計			
	会計科目	款	項	目	
		1	3	1	
	根拠法令・個別計画	介護保険法			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	要介護等認定申請に対して、認定調査の実施及び主治医意見書の取得をし、申請者の状態による介護度を決定することにより、適切な介護保険サービスが利用できる。			
内容及び実施方法	下記の者に対して、認定調査及び認定に必要な主治医意見書の取得をし、介護認定審査会に送付する。同審査会による要介護等判定後に申請者へ通知する。 (1) 新規申請者 (2) 変更申請者 (3) 区分変更申請者				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		4,479	4,408	3,742	4,293		
	内訳	消耗品費	0	34	0	0		
		郵便、電話料、意見書	3,023	3,101	2,614	3,064		
		認定調査委託料等	1,456	1,273	1,128	1,229		
	②人件費		3,458	3,491	7,242	3,116		
	正職	事業に要する従事割合	0.25	0.25	1	0.2		
		人件費	1,833	1,804	7,242	1,404		
		臨時	事業に要する従事割合	0.9	0.9	0	0.85	
			人件費	1,625	1,688	0	1,712	
③総事業費		7,937	7,899	10,984	7,409			
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0			
	県支出金	0	0	0	0			
	地方債	0	0	0	0			
	一般財源	7,937	7,899	10,984	7,409			

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
介護保険認定調査件数	件	602	585	499	594
介護保険認定審査会審査件数	件	612	561	495	568
介護保険第1号被保険者数	件	4,535	4,657	4,712	4,810
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
介護保険認定審査会申請件数	件	609	596	513	602
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	法令で定められた事務であり、新規及び変更申請は保険者が、変更申請は委託先居宅介護支援事業所が実施しており、効率的に処理されている。	
事業の達成状況	法令で定められた事務であり、事業は達成されている。また、町が直接実施する新規及び変更申請については、概ね10日以内に認定調査を実施し、実施後数日以内で認定調査票を完成している。	
事業実施における課題等	法令で定められたとおり実施しており、特に問題はない。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	法令で定められた事務であり、継続維持としたい。なお、訪問調査から調査票完成までに1件当たり概ね3時間を要するため、調査員の事務負担は大きい。
今後の方向性・改善案等	法令で定められた事務であり、今後も適正に実施していくが、高齢化に伴い対象者が増加しており、事務量も増加している。調査員による調査内容及び判断根拠にはらつきがないよう、直接実施及び委託実施を問わず、引き続き当係員によるチェックや研修等を実施して平準化を図ってきたい。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	介護保険認定審査会費			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	介護サービスの充実		
	会計区分	介護保険特別会計			
	会計科目	款	項	目	
		1	3	2	
	根拠法令・個別計画	介護保険法			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	町単独で認定審査会を設置した場合、多職種がおらず、委員の選出が困難であり、認定結果についてもばらつきがでる可能性があるため、認定審査会を館林市及び邑楽郡五町で共同設置し平準化を図る。			
内容及び実施方法	一市五町の介護認定審査会を共同で設置し、より公平な審査結果を出すため、審査会への町の負担分を支払うことにより認定の平準化を目指す。なお、審査会は、医療及び介護有資格者で構成する介護認定審査会委員として任命され、同委員が合議体を形成し、認定審査を行う。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		3,686	3,176	3,563	3,646	
	内訳	負担金	3,686	3,176	3,563	3,646	
	②人件費		367	361	1,086	1,154	
	正職	事業に要する従事割合	0.05	0.05	0.15	0.15	
		人件費	367	361	1,086	1,053	
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0.05	
		人件費	0	0	0	101	
③総事業費		4,053	3,537	4,649	4,800		
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0		
	県支出金	0	0	0	0		
	地方債	0	0	0	0		
	一般財源	4,053	3,537	4,649	4,800		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
審査会開催回数	回	213	204	209	206
介護保険認定審査会審査件数	人	612	596	495	568
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
介護保険認定審査会認定件数	件	607	561	492	568
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	法令で定められた事務であり、一市五町が共同で実施することにより効率的に処理されている。	
事業の達成状況	法令で定められた事務であり、事業は達成されている。	
事業実施における課題等	法令で定められたとおり実施しており、特に問題はない。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	法令で定められた事務であり継続維持としたい。事務負担割合(均等割及び申請件数に基づく按分)についても一市五町で合意されているものであり、適正であると思われる。
今後の方向性・改善案等	法令で定められた事務であり、今後も一市五町の共同により適正に実施していく。また、年に数回、認定審査会幹事会が開催されており、意見交換及び研修を行うことで、事務事業の適正化を図っている。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	権利擁護事業			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	高齢者の自立支援		
	会計区分	介護保険特別会計			
	会計科目	款	項	目	
		5	2	1	
	根拠法令・個別計画	地域支援事業実施要綱、板倉町高齢者虐待防止事業実施要綱、板倉町認知症性高齢者等福祉サービス利用支援事業に係る住民税非課税世帯の者に対する利用料助成事業補助金交付要綱			
	実施運営方法	直営	事業の性質	選択的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	板倉町に居住し、住民税非課税世帯に属する高齢者又は障害者であって、かつ、本事業の内容及び契約について判断し得る能力を有していると認められる者に対して専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とする。			
内容及び実施方法	板倉町社会福祉協議会が行う認知症性高齢者等福祉サービス利用支援事業に係る住民税非課税世帯の者に対する利用料助成事業に要する経費に対し、補助金を交付する。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考		
事務事業に投入した経費	①事業費		32	36	9	3			
	内訳	補助金		32	36	9	3		
		委託料		0	0	0	0		
	②人件費		147	144	362	351			
	正職	事業に要する従事割合		0.02	0.02	0.05	0.05		
		人件費		147	144	362	351		
		臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
			人件費		0	0	0	0	
③総事業費		179	180	371	354				
財源内訳	国庫支出金		71	74	148	144			
	県支出金		36	36	75	72			
	地方債		0	0	0	0			
	第1号被保険者保険料		40	41	89	86			
	第2号被保険者保険料		0	0	0	0			
一般財源		32	29	59	52				

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
相談件数	件	3	12	13	2
相談件数に対する利用者数	人	3	1	0	0
現在の利用者数(高齢者)	人	5	4	2	2
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
相談件数に対する利用率	%	100	8	0	0
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	対象者に代わって金銭管理等を行っているが、利用回数は月1回程度であり、さらに補助額が低額(250円/1時間)であることから費用対効果は適正であると考える。	
事業の達成状況	相談があっても必ずしも事業の利用には至らず、その反面、判断能力の低下によりこれまで疎遠だった親族の支援が強化される場合もある。そのため利用率が事業の達成の絶対値ではない。	
事業実施における課題等	認知症高齢者は全国的に増加が見込まれている。軽度の認知症で判断能力が低下しつつあるかたの権利擁護と生活支援のために事業の普及啓発と利用促進を行う必要がある。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	本事業は、軽度認知症高齢者の金銭管理、福祉サービスの利用契約及び公共料金等の支払等の代替サービスであり、認知症高齢者の生活支援の一環として継続していく必要がある。
今後の方向性・改善案等	判断能力は低下しているが、成年後見制度を利用するほどでもない軽度認知症等のかたが対象となる。そうしたかたが増えていく中で訪問や来所相談時に本事業が必要であると見込まれる場合は、親族支援も活用しながら、引き続き事業利用の提案をしていく必要がある。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	総合相談支援事業			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	高齢者の自立支援		
	会計区分	介護保険特別会計			
	会計科目	款	項	目	
		5	2	1	
	根拠法令・個別計画	介護保険法・地域支援事業実施要綱			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とする。			
内容及び実施方法	<p>地域の高齢者に対し、次の事業を行う。</p> <p>(1) 地域におけるネットワークの構築 地域包括支援センターは、介護サービス事業者、医療機関、民生委員等、地域における関係者とのネットワークを構築する。</p> <p>(2) 実態把握 高齢者世帯への個別訪問等により、高齢者や家族の状況について実態把握を行い、支援が必要な世帯への支援につなげる。</p> <p>(3) 総合相談支援 本人、家族、近隣の住民等を通じて様々な相談を受け、的確な状況把握を行い、専門的、継続的な関与等の必要性を判断し、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。</p>				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		670	655	536	601		
	内訳	需用費		53	118	44	64	
		役務費		13	48	12	50	
		委託料		604	480	480	480	
		補助金		0	0	0	0	
		その他		0	9	0	7	
	②人件費		2,200	2,164	2,897	2,107		
	正職	事業に要する従事割合		0.3	0.3	0.4	0.3	
		人件費		2,200	2,164	2,897	2,107	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
人件費			0	0	0	0		
③総事業費		2,870	2,819	3,433	2,708			
財源内訳	国庫支出金		1,143	1,139	1,370	1,087		
	県支出金		572	571	686	544		
	地方債		0	0	0	0		
	第1号被保険者保険料		644	643	819	650		
	第2号被保険者保険料		0	0	0	0		
一般財源		511	466	558	427			

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
相談件数(地域包括支援センター)	件	557	570	499	555
困難事例件数	件	45	34	12	23
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
相談件数に対する困難事例対応率	%	8	6	2	4
指標で表せない成果・効果 困難事例対応率が低いほど、早期に問題解決ができてきていることとなる。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。 ・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。 ・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。
	✓	・町で実施する方が民間委託より適している。 ・コスト削減の余地はない。
費用対効果	相談窓口を役場(地域包括支援センター)だけでなく、ミモザ荘在宅介護支援センターにも担ってもらっている。相談窓口を複数設けることで上記目的を果たしており、費用対効果は適正であると考えられる。	
事業の達成状況	電話や来所相談だけでなく、2つのセンターが積極的に訪問による相談を行っている。その結果、相談者の生活課題を早期発見し、早期対応早期解決につながっている。	
事業実施における課題等	今後も相談件数及び多様な課題を抱えた相談(困難事例)が増加すると推測される。その分、相談対応に多分に時間を要することとなる。センター職員の相談支援に関する資質向上を図り、他機関と連携して、早期対応早期解決につなげていきたい。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	高齢者数の増加や訪問等による顔の見える関係の構築は、相談件数と比例する。町高齢者及びその家族の生活を包括的継続的に支援するには、相談支援体制の充実必須であり、継続していく必要がある。
	今後の方向性・改善案等	今後求められる医療機関と介護サービス事業者との連携や、家族の介護力の向上のためには地域包括支援センターの果たす役割は大きい。休日の相談窓口の検討や、地域や相談者宅への積極的訪問により、早期発見早期対応のできる相談支援ネットワークを構築していく必要がある。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	成年後見制度利用支援事業			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	高齢者の自立支援		
	会計区分	介護保険特別会計			
	会計科目	款	項	目	
		5	2	2	
	根拠法令・個別計画	地域支援事業実施要綱・板倉町成年後見制度利用支援事業実施要綱			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	選択的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者(以下「要援護者」という。)の成年後見制度の利用を支援することにより、要援護者がその有する能力を活用し、自立した日常生活を営むことができる環境整備の実現に資することを目的とする。			
内容及び実施方法	成年後見人、補佐人又は補助人(以下「法定後見人」という。)が選任された場合であって、かつ、本人が次のいずれかに該当するときは、その報酬費用の一部又は全部を助成する。ただし、法定後見人への報酬費用の助成金は、家庭裁判所が決定する報酬付与額の範囲内とし、別表の額を上限とする。 (1) 生活保護受給者 (2) 住民税非課税世帯の者で、助成がなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		0	0	0	0		
	内訳	補助金		0	0	0	0	
	②人件費		73	72	217	211		
	正職	事業に要する従事割合		0.01	0.01	0.03	0.03	
		人件費		73	72	217	211	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
人件費			0	0	0	0		
③総事業費		73	72	217	211			
財源内訳	国庫支出金		29	29	87	85		
	県支出金		15	15	44	43		
	地方債		0	0	0	0		
	第1号被保険者保険料		16	16	52	51		
	第2号被保険者保険料		0	0	0	0		
一般財源		13	12	34	32			

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
相談件数	件	7	4	0	5
利用者数	人	0	0	0	0
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
相談件数に対する利用率	%	0	0	0	0
指標で表せない成果・効果 利用率が上がれば、利用者個人に対し、生涯にわたり補助していくこととなる。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。 ・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。 ・町民の大部分がサービスを受けることができる。 ・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。 ・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。
	✓	・町で実施する方が民間委託より適している。
	✓	・コスト削減の余地はない。
	費用対効果	事業利用者こそいないが、相談があった際には制度説明及び利用の助言をしている。なお、法定後見人報酬が発生すれば、概ね生涯にわたり助成することとなり、対象者増に伴い、費用は右肩上がりとなる。
事業の達成状況	事業が行われてないという点では未達成であるが、普及啓発という点からは相談者に対し、成年後見制度の利用支援に貢献していると思われる。	
事業実施における課題等	制度自体の認知度が低かったが、成年後見制度利用促進法が施行され、中核機関の設置等全国的に利用促進が図られている。福祉課と連携して制度の普及啓発と同時に本事業の利用促進を図る必要がある。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	成年後見制度は生涯にわたって認知症高齢者等の権利や尊厳を守る制度である。認知症高齢者の増加が見込まれる中で、平成12年から施行された制度であり、生活困窮者でも利用できる本事業は継続していく必要がある。
今後の方向性・改善案等	事業化以降、利用者がいない状態が続いている。成年後見制度さらには本事業を必要とするような相談があったときには、生涯にわたり、法定後見人に助成することとなる。対象者の資産状況や親族等からの経済的支援状況を把握し、利用の可否を判断していく必要がある。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	介護慰労金支給			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	介護サービスの充実		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		5	2	3	
	根拠法令・個別計画	地域支援事業実施要綱・板倉町家族介護支援事業実施要綱			
	実施運営方法	直営	事業の性質	選択的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	65歳以上で、要介護4又は5の状態を1年以上継続し、在宅を離れた期間が100日以内のかたを介護するかたの労をねぎらうとともに、在宅福祉の向上を図るため慰労金を支給する。			
内容及び実施方法	<p>身体上又は精神上の障害があり、そのために日常生活に著しく支障がある高齢者を在宅で介護するかたに介護慰労金を支給する。支給要件は下記のとおりである。</p> <p>毎年度10月1日を基準日として</p> <p>(1) 町内に住所を有し、年齢が満65歳以上である。</p> <p>(2) 要介護度4又は5</p> <p>(3) (2)の状況が1年以上継続し、介護保険のショートステイや入院等により在宅を離れた期間が100日未満</p> <p>(4) 基準日前の1年間に老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する軽費老人ホーム又は介護保険法における認知症対応型共同生活介護若しくは特定施設入所者生活介護を利用していない者</p> <p>以上すべての要件を満たす介護者又は本人に対し、12万円を支給する。</p>				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		2,880	3,120	3,600	3,120	
	内訳	報酬費	0	0	0	0	
		委託料	0	0	0	0	
		扶助費	2,880	3,120	3,600	3,120	
	②人件費		367	361	724	702	
	正職	事業に要する従事割合	0.05	0.05	0.1	0.1	
		人件費	367	361	724	702	
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
		人件費	0	0	0	0	
③総事業費		3,247	3,481	4,324	3,822		
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0		
	県支出金	180	210	210	120		
	地方債	0	0	0	0		
	一般財源	3,067	3,271	4,114	3,702		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
受給者数	人	24	26	30	26
要介護認定4又は5の人数	人	188	184	194	174
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
要介護認定4又は5の人数に対する受給率	%	13	14	15	15
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。	
✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。	
3. 効率性の評価		
✓	・町民一人あたりのコストは適正である。	
	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。	
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	重度の要介護者が利用しているのは、施設サービスより低額である在宅サービスである。慰労金受給者の増加は、本事業の支出増にはなるが、介護給付費の削減につながっている。そうした点から費用対効果は適正であると考えられる。	
事業の達成状況	広報による周知のほか、見込者をあらかじめ抽出し、ケアマネジャーを介して該当要件を確認してもらい対象者を確定させている。そのため対象者には確実に支給できている。	
事業実施における課題等	平成28年度から慰労金の額を増額し、12万円としており、近隣市町より額が多い。その分、近隣市町と比べ、介護の大変さを慰労する念が強い。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	年額8万円又は10万円では慰労の額としては少なく、在宅介護の推進につながるという意見があり、平成28年度から年額12万円とした。重度要介護者の在宅介護は、家族にとっては身体的・精神的な介護負担を強いることとなる。その家族を金銭的な面から慰労するため、継続していく必要がある。
今後の方向性・改善案等	平成27年度の地域支援事業実施要綱改正により、一時は町単事業になると思われたが、県内市町村の強い要望により県補助が復活し、町の費用負担は軽減された。しかし、復活前より該当要件が厳しく、補助額は低額である。多少の変動はあるが、対象者及び総支給額が増加傾向にある。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	配食見守りサービス事業			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	高齢者の自立支援		
	会計区分	介護保険特別会計			
	会計科目	款	項	目	
		5	2	2	
	根拠法令・個別計画	地域支援事業実施要綱・板倉町高齢者配食見守りサービス事業補助金交付要綱			
	実施運営方法	全部委託	事業の性質	選択的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	高齢者の食に関する健康管理のための配食サービスを実施し、併せて、高齢者への声かけによる安否確認等のための見守りサービスを行う事業者(板倉町社会福祉協議会)に補助金を支給し、高齢者の自立支援に資することを目的とする。			
内容及び実施方法	月に1回以上の配食サービス及び見守りサービスを行うことのできる事業者に、当該事業に要する費用(食材料費は除く。)について、補助金を交付する。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考		
事務事業に投入した経費	①事業費		97	90	90	90			
	内訳	補助金		97	90	90	90		
	②人件費		147	144	362	351			
	正職	事業に要する従事割合		0.02	0.02	0.05	0.05		
		人件費		147	144	362	351		
		臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
			人件費		0	0	0	0	
③総事業費		244	234	452	441				
財源内訳	国庫支出金		97	94	180	177			
	県支出金		48	47	90	89			
	地方債		0	0	0	0			
	第1号被保険者保険料		55	53	108	106			
	一般財源		44	40	74	69			

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
補助対象事業者数	箇所	1	1	1	1
利用者数	人	62	59	59	54
ひとり暮らし高齢者数	人	346	247	271	291
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
ひとり暮らし高齢者数に対する利用率	%	18	24	22	19
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	・指標の実績値が前年度を上回っている。	
	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。	
3. 効率性の評価		
✓	・町民一人あたりのコストは適正である。	
	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。	
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	月1回ではあるが、1回あたり約8,000円の補助で約60人の対象者の配食と見守りを同時に行えているため、費用対効果は適正であると考えます。	
事業の達成状況	毎月、配食サービス後に補助対象事業者である社会福祉協議会から報告があり、不在者については早急に安否確認をし、その結果を情報共有している。そのため達成できていると考えます。	
事業実施における課題等	事業目的を踏まえると現状の月1回では必ずしも十分とはいえない。一方で有償化にすると不要という声もある。今後も利用希望者のニーズ、配食を担っているボランティアみずほ会及び他市町の動向を踏まえて、本町の配食サービスの補助の在り方を検討したい。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	月1回ではあるが、食事を提供することで、高齢者の健康管理に働きかけるほか、対象者とボランティアみずほ会が顔を合わせて見守りを行えている。見守りの結果、対象者に異変が生じている場合には、迅速に支援につながっていることを踏まえると、継続していく必要がある。
今後の方向性・改善案等	現在対象者は65歳以上の独居高齢者又は高齢者夫婦のみの世帯となっているが、今後は対象者の抽出方法を見直し、現要件において本サービスを必要とするより多くのかたに配食できるよう、社会福祉協議会と協議していく必要がある。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	ひとり暮らし高齢者等訪問事業			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	高齢者の自立支援		
	会計区分	介護保険特別会計			
	会計科目	款	項	目	
		5	2	1	
	根拠法令・個別計画	板倉町高齢者安全安心ネットワーク事業実施要綱			
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	ひとり暮らし高齢者、二人暮らし高齢者及び日中独居者で、何らかの支援を必要とする要援護高齢者に生活上の困難や心身の異常があった場合に、早期発見早期対応を図り、もって高齢者が安全かつ安心して生活することができることを目的とする。			
内容及び実施方法	支援を必要とする高齢者(以下「要援護高齢者」という。)に対し、訪問又は電話(以下「訪問等」という。)による安否確認を行う。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考		
事務事業に投入した経費	①事業費		0	0	0	0			
	内訳	需用費		0	0	0	0		
	②人件費		3,830	3,779	3,840	4,679			
	正職	事業に要する従事割合		0.03	0.03	0.05	0.15		
		人件費		220	216	362	1,053		
		臨時	事業に要する従事割合		2	1.9	1.8	1.8	
			人件費		3,610	3,563	3,478	3,625	
③総事業費		3,830	3,779	3,840	4,679				
財源内訳	国庫支出金		1,777	1,538	1,500	1,875			
	県支出金		888	769	751	937			
	地方債		0	0	0	0			
	第1号被保険者保険料		1,003	867	897	1,120			
	一般財源		162	605	692	747			

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
訪問対象者数(二人暮らし世帯含む)	人	363	366	378	380
訪問等回数	回	2,072	1,875	1,797	1,836
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
ひとりの対象者に対する1か月あたりの訪問等回数	回	1	1	1	1
1か月あたりの訪問等回数	回	173	156	150	153
指標で表せない成果・効果					
指標では、ひとりの対象者に対する1か月あたりの平均的な訪問回数を示しているが、対象者により頻回な訪問が必要と判断をした対象者には、頻回に訪問をしているため、見守りの効果は高い。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	対象者増に伴い、ひとりの高齢者に対する訪問等回数は月1回未満となっている。しかし、定期的な見守りにより、生活や健康に関する重大な問題の早期発見、早期対応につながっているため、費用対効果は適正であると考えられる。	
事業の達成状況	行政が直接見守り訪問等を行うことで、ひとり暮らし高齢者等の不安感が除去されている。さらに役場とのつながりができると、本事業は安全安心な生活に寄与しているものと思われる。	
事業実施における課題等	平均10件/日の訪問等でも対象者数の増加により、月1回の訪問等が困難になっている。電話対応も効率的に活用していく必要がある。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	行政による訪問がひとり暮らし高齢者等への行政情報の提供や問題発生時の迅速な支援につながっていると思われる。全国的な高齢者のみ世帯の増加と比例して支援が必要な方の増加が見込まれる。町の高齢者支援に関する主要事業として位置づけて、継続していく必要がある。
今後の方向性・改善案等	支援が必要と思われる要援護高齢者でも関わりを拒否をされたり、冷遇されることもある。それでも要援護高齢者のよき相談相手として、程良い距離感の中で地道に関わっていくことが要援護高齢者の生活支援さらには介護予防につながっていくものと思われる。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	介護保険給付費			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	介護サービスの充実		
	会計区分	介護保険特別会計			
	会計科目	款	項	目	
		2	—	—	
	根拠法令・個別計画	介護保険法			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	介護保険制度で、要介護状態又は要支援状態と認定された被保険者に提供される介護サービス及び介護に関わる費用を支出する。			
内容及び実施方法	(1) 介護保険受給者が利用したサービス料金の9割分、8割分又は7割分(平成30年8月から)を国保連合会を通して各事業所へ支払う。 (2) (介護予防)住宅改修費及び(介護予防)福祉用具購入費の償還払い並びに(介護予防)高額介護(介護予防)サービス費及び高額医療合算介護(介護予防)サービス費については、介護保険受給者の申請により支払う。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		1,059,748	1,102,928	1,109,986	1,056,896	
	内訳	介護サービス等諸費	955,735	1,015,051	1,037,945	981,589	
		介護予防サービス等諸費	46,247	29,046	11,350	13,582	
		その他諸費	840	841	809	796	
		高額介護サービス等諸費	19,368	20,836	21,765	22,840	
		特定入所者介護サービス等費	37,558	37,154	38,117	38,089	
	②人件費		733	721	1,448	1,756	
	正職	事業に要する従事割合	0.1	0.1	0.2	0.25	
		人件費	733	721	1,448	1,756	
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
人件費		0	0	0	0		
③総事業費		1,060,481	1,103,649	1,111,434	1,058,652		
財源内訳	国庫支出金	222,417	275,845	275,095	238,218		
	県支出金	156,942	137,923	166,724	158,812		
	地方債	0	0	0	0		
	第1号被保険者保険料	251,192	242,744	255,644	243,512		
	第2号被保険者保険料	296,729	308,947	300,104	285,862		
一般財源		133,202	138,190	113,867	132,248		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
要介護(要支援)認定者	人	673	630	613	638
給付費	千円	1,059,748	1,102,928	1,109,986	1,056,896
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
受給者1人あたりの平均給付費(1年間)	千円	1,575	1,751	1,811	1,657
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	法令で定められた事務であり、効率的に処理されている。なお、介護予防事業の効果により要介護(要支援)認定者が介護保険事業計画と比べて減少しており、それに伴い給付費の伸びは鈍化している。	
事業の達成状況	法令で定められた事務である。サービス利用に伴い、介護(予防)給付を行っており事業は達成されている。なお、要介護(要支援)認定者は、介護サービス事業者と契約し、介護(予防)サービスを利用することとなる。	
事業実施における課題等	法令に定められたとおり実施しており、特に問題はない。保険給付を行うと同時に給付適正化も図っている。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	法令で定められた事務であり、継続維持としたい。
	今後の方向性・改善案等	介護保険は、要介護状態となった高齢者の介護を家族ではなく、社会全体で支える社会保険制度である。現在の少子高齢社会及び家族構成の状況において必要不可欠な制度となっている。介護保険給付費は、増加傾向にあるため、介護予防事業によりその鈍化を図りつつ、給付の適正化を進めることで介護保険者としての役割を着実かつ適正に果たしていく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	介護予防支援業務			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	介護サービスの充実		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	2	
	根拠法令・個別計画	介護保険法			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	要支援1又は要支援2の認定を受けたかたが、ケアマネジャーによるケアプランの作成やサービス事業所との連絡調整を通じて、自宅で介護予防サービスを適切に利用できることを目的とする。			
内容及び実施方法	地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所が下記業務を行う。 (1) ケアプラン(介護予防サービス計画)の作成 (2) サービス事業者や施設等との連絡調整				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		5,561	2,987	2,766	4,290	
	内訳	委託料	5,561	2,987	2,766	4,290	
	②人件費		2,860	2,813	2,173	1,404	
	正職	事業に要する従事割合	0.39	0.39	0.3	0.2	
		人件費	2,860	2,813	2,173	1,404	
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
		人件費	0	0	0	0	
③総事業費		8,421	5,800	4,939	5,694		
財源内訳	国庫支出金	2,127	1,485	1,258	1,443		
	県支出金	1,064	742	630	722		
	地方債	0	0	0	0		
	第1号被保険者保険料	1,872	1,305	1,158	1,328		
	第2号被保険者保険料	2,383	1,662	1,359	1,558		
一般財源	975	606	534	643			

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
介護予防支援利用者	人	103	83	35	34
要支援認定者数	人	136	105	81	100
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
要支援認定者における介護予防支援利用者	%	76	79	43	34
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。 ・社会保障の機能を果たしている。 ・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。 ・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。 ・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。 ・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。 ・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。 ・受益者負担や補助等の割合に問題はない。 ・町で実施する方が民間委託より適している。 ・コスト削減の余地はない。
	費用対効果	主として委託先の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが本業務を行っており、本業務が必要である要支援認定者すべてに業務が提供され、その対価として委託料が発生している。
事業の達成状況	介護予防サービスが必要なかたには、本業務を必ず行うことになっているため、事業は100%達成されている。	
事業実施における課題等	要支援認定者が、介護予防サービス利用の際に本業務が発生する。ケアマネジャーが法令に定められたとおり実施しており、特に問題はない。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	法令で定められた事務であり、継続維持としたい。なお、ケアマネジャーが担当できる利用者数の上限(上限超過は減算対象)や居宅介護支援事業所の得意分野、所属するケアマネジャーの基礎資格等に配慮しながら委託していきたい。
	今後の方向性・改善案等	高齢化率の上昇と共に要介護認定率さらには介護サービス利用者数も上昇することが見込まれる。利用者の自立支援に向けて、委託先のケアマネジャーが法令に則って介護予防支援業務が行われるよう保険者や地域包括支援センターによるチェック機能を充実させていく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	一般介護予防事業			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	介護サービスの充実		
	会計区分	介護保険特別会計			
	会計科目	款	項	目	
		5	2	1	
	根拠法令・個別計画	介護保険法・地域支援事業実施要綱・板倉町介護予防・日常生活支援事業実施要綱			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を生かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的とする。			
内容及び実施方法	第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者を対象に下記の5つの事業を行う。なお、平成28年度から二次予防事業と一次予防事業が統合され、一般介護予防事業として再編された。 (1) 介護予防把握事業 (2) 介護予防普及啓発事業 (3) 地域介護予防活動支援事業 (4) 一般介護予防事業評価事業 (5) 地域リハビリテーション活動支援事業				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		3,451	4,108	3,107	3,239		
	内訳	報償費		422	534	657	562	
		需用費・役務費		601	849	560	680	
		委託料		795	2,098	1,129	1,294	
		備品購入費		36	4	76	0	
		負担金・補助金等		1,597	623	685	703	
	②人件費		0	6,925	3,983	3,010		
	正職	事業に要する従事割合		0	0.96	0.55	0.4	
		人件費		0	6,925	3,983	2,809	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0.1	
人件費			0	0	0	201		
③総事業費		3,451	11,033	7,090	6,249			
財源内訳	国庫支出金		862	2,842	1,816	1,603		
	県支出金		432	1,421	909	802		
	地方債		0	0	0	0		
	第1号被保険者保険料		759	2,501	1,671	1,475		
	第2号被保険者保険料		966	3,183	1,961	1,731		
一般財源		432	1,086	733	638			

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
定期事業(普及啓発事業・活動支援事業)参加者数	人	1,874	2,393	2,523	1,915
随時事業(出前講座等)参加人数	人	741	922	1,135	941
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
事業参加者数	人	2,615	3,315	3,658	2,856
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	職員が自主的に知識や技術を身につけ、出前講座を展開したり、無料の講師派遣や町内の芸能ボランティアを活用することで、事業数に比して全体的な費用は抑えられている。なお、有料の講師については町内の医療・介護等の専門職を活用するようにしている。	
事業の達成状況	本事業が、徐々に浸透し、参加者が増加していることで、参加者個々の健康づくり・介護予防さらには要介護認定率の低下及び介護給付費の鈍化に貢献していると思われる。	
事業実施における課題等	出前講座の回数及び参加者増は望ましいことである。しかし、同講座の日時(夜間休日等)や内容(認知症予防・介護予防体操等)の要請に応じている分、職員の業務過多が生じ、他の業務に支障が生じる。また、定員の都合上、希望者全員を受け入れできない事業も生じている。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	法令で定められた事務ではあるが、その内容は市町村により異なる。本町では、本事業が、町高齢者に浸透してきており、参加者からの要望も多く、継続していく必要がある。なお、定期事業に関しては、事業アンケートを実施しており、PDCAサイクルに基づく評価を行うと共にそのニーズを踏まえた事業展開を心がけている。
	今後の方向性・改善案等	行政及び地域包括支援センター主体の事業展開には、職員数並びに他業務の事務又は事業量を踏まえると限界が近づいており、事業内容を精査する必要がある。地域住民が主体となって身近な地域で健康づくり・介護予防に取り組む「通いの場」の開設が急務である。通いの場は、介護予防事業だけでなく、保健事業においても着目されており、これからの本事業は、行政主体から地域主体に移行していく必要がある。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	介護予防・生活支援サービス事業			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成29年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	介護サービスの充実		
	会計区分	介護保険特別会計			
	会計科目	款	項	目	
		5	1	1	
	根拠法令・個別計画	介護保険法・地域支援事業実施要綱・板倉町介護予防・日常生活支援事業実施要綱			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的とする。			
内容及び実施方法	要支援被保険者等を対象に下記の事業を行う。 なお、本事業は、旧介護予防訪問介護と通所介護が再編され、平成29年度から実施されたものである。なお、利用者負担は、所得に応じて1割又は2割であり、平成30年8月からは3割も導入され、三類型となった。 (1) 訪問型サービス(旧介護予防訪問介護サービス) (2) 通所型サービス(旧介護予防通所介護サービス)				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		0	13,910	29,373	26,935		
	内訳	負担金			13,910	29,373	26,935	
	②人件費		0	361	362	702		
	正職	事業に要する従事割合		0	0.05	0.05	0.1	
		人件費		0	361	362	702	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
		人件費		0	0	0	0	
③総事業費		0	14,271	29,735	27,637			
財源内訳	国庫支出金		0	3,572	7,437	6,919		
	県支出金		0	1,786	3,720	3,460		
	地方債		0	0	0	0		
	第1号被保険者保険料		0	3,143	6,842	6,365		
	第2号被保険者保険料		0	4,001	8,032	7,472		
一般財源		0	1,769	3,704	3,421			

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
訪問型サービス利用者数	人	0	24	28	21
通所型サービス利用者数	人	0	48	52	40
介護予防・生活支援サービス給付費	千円	0	13,910	29,373	26,935
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
受給者1人当たりの平均給付費(年間)	千円	0	193	367	441
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	・指標の実績値が前年度を上回っている。	
✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。	
3. 効率性の評価		
✓	・町民一人あたりのコストは適正である。	
	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。	
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	訪問型及び通所型サービスを必要とする要支援認定者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者すべてに業務が提供され、その対価として定額の負担金が発生する。	
事業の達成状況	訪問型及び通所型サービスが必要なかたには、すべて提供されているため、事業は100%達成されている。	
事業実施における課題等	サービス利用者の心身の状態像を踏まえて、代替できる民間等のサービスや事業があれば、そちらの提案を行い、負担金の減を試みていきたい。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	法令で定められた事務であり、継続維持としたい。なお、現行の専門職が従事する訪問型・通所型サービスだけでなく、主としてボランティアが従事し、単価が安価となる訪問型・通所型Bについてもニーズや町内のボランティア活動の動向を踏まえて模索していく。
	今後の方向性・改善案等	高齢化率の上昇と共に要介護認定率及び介護サービス利用者数も上昇することが見込まれる。利用者の自立支援及び重度化予防に向けて、これまでと同様に保険者及び地域包括支援センターが、ケアマネジャーを介してサービス内容の適正化を図り、助言していきたい。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	在宅医療・介護連携推進事業			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成29年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	介護サービスの充実		
	会計区分	介護保険特別会計			
	会計科目	款	項	目	
		5	3	1	
	根拠法令・個別計画	介護保険法・地域支援事業実施要綱・板倉町在宅医療・介護連携推進事業実施要綱			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とする。			
内容及び実施方法	下記の8つの事業を実施する。 なお、本事業は、平成29年度から実施されたものであり、館林市邑楽郡医師会に委託しているほか、(6)については、町独自で実施している。 (1) 地域の医療・介護の資源の把握 (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 (3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 (4) 医療・介護関係者の情報共有の支援 (5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援 (6) 医療・介護関係者の研修 (7) 地域住民への普及啓発 (8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		0	1,022	1,142	1,198		
	内訳	報償費	0	0	10	0		
		委託料	0	0	8	0		
		負担金	0	1,022	1,124	1,198		
	②人件費	0	721	724	1,053			
	正職	事業に要する従事割合	0	0.1	0.1	0.15		
		人件費	0	721	724	1,053		
		臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
			人件費	0	0	0	0	
③総事業費	0	1,743	1,866	2,251				
財源内訳	国庫支出金	0	693	732	889			
	県支出金	0	347	365	445			
	地方債	0	0	0	0			
	第1号被保険者保険料	0	391	436	531			
	一般財源	0	312	333	386			

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	医療・介護関係者の研修	回数	4	4	4	3
研修参加者人数	人	112	124	106	242	
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1	
1回当たりの研修参加者数	人	28	31	27	81	
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	1市5町で館林市邑楽郡医師会に委託し、人口割等の負担割合に応じて負担金を拠出することで、1市5町それぞれが全8事業実施できており、費用対効果が達成されている。	
事業の達成状況	町単独では、全ての事業の実施は困難であるが、委託により全ての事業を実施しているため、達成できている。また、町と医師会(町内医療機関含む)、医療機関と介護サービス事業者との連携も進展し、医療介護サービス利用者に還元されている。	
事業実施における課題等	館林邑楽圏域の在宅医療・介護連携の推進が、本町の在宅医療・介護連携の推進及び利用者の医療介護サービスの充実に還元されるため、今後も1市5町と医師会で連携を強め、事業を進めていく必要がある。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	法令で定められた事務であり、今後も館林市邑楽郡医師会を中心に1市5町での実施となるため、継続していく必要がある。なお、負担金及び事業内容については、毎年度1市5町で精査している。
	今後の方向性・改善案等	本町は、平成27年度から先行して、「(6) 医療・介護関係者の研修」を実施してきた。委託事業を実施しつつ、町ができる項目については、独自に実施していくことで本町の在宅医療・介護連携の推進、さらには館林邑楽圏域の同連携の発展に寄与することができる。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	生活支援体制整備事業			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成29年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	介護サービスの充実		
	会計区分	介護保険特別会計			
	会計科目	款	項	目	
		5	3	1	
	根拠法令・個別計画	介護保険法・地域支援事業実施要綱・板倉町生活支援体制整備事業実施要綱			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	町が中心となり、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする。			
内容及び実施方法	下記の事業を実施する。なお、本事業は、平成29年度から実施されたものである。 (1) 市町村区域(第1層)及び日常生活圏域(中学校区域等)(第2層)に生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置 (2) 生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場である協議体の設置				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		0	5	0	34	
	内訳	旅費	0	5	0	11	
		委託料	0	0	0	23	
	②人件費		0	721	362	421	
	正職	事業に要する従事割合	0	0.1	0.05	0.06	
		人件費	0	721	362	421	
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
		人件費	0	0	0	0	
	③総事業費		0	726	362	455	
財源内訳	国庫支出金	0	298	145	185		
	県支出金	0	148	73	92		
	地方債	0	0	0	0		
	第1号被保険者保険料	0	167	87	110		
	一般財源	0	113	57	68		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
協議会立ち上げのための勉強会開催数	回	0	12	0	0
協議会開催数	回	0	0	4	3
勉強会又は協議会参加人数	人	0	68	36	30
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
勉強会又は協議会の1回当たりの参加者数	人	0	6	9	10
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。	
✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。	
3. 効率性の評価		
✓	・町民一人あたりのコストは適正である。	
	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。	
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	近隣市町と異なり、委嘱といった事務や人件費等の費用なしに事業実施できるため費用対効果は高いと思われる。	
事業の達成状況	平成31年4月に板倉町社会福祉協議会から生活支援コーディネーターを選定し、配置した。コーディネーターのネットワークを活用した協議体への参加者増及び議論の活性化が見込まれる。なお、協議体の設置により勉強会はその役目を終えている。	
事業実施における課題等	今後、生活支援コーディネーターを中心として、町内の地縁団体や民間サービスの提供主体がどれだけ協議体に参加し、自主的な取組を実践し、本町の生活支援体制を強化していくことができるかが課題である。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	法令で定められた事務であり、その内容は市町村の実状に委ねられているが、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題を見据えて、全国的にも生活支援体制の整備は急務である。本町においても同様であるため、継続していく必要がある。
今後の方向性・改善案等	当町では、町(健康介護課)、地域包括支援センター、社協、在宅介護支援センター、シルバー人材センター、行政区長会、民生委員児童委員協議会及び老人クラブ連合会を協議体のコメンターとしている。コメンターは流動的であり、令和元年度からは商工会会員、有償ボランティア会員が参加をしている。これらのメンバーによる柔軟な発想のもとで、それぞれが主体的に地域のニーズに即した生活支援体制整備、さらには地域づくりに参画できるよう促していく必要がある。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	認知症総合支援事業			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成29年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	介護サービスの充実		
	会計区分	介護保険特別会計			
	会計科目	款	項	目	
		5	3	1	
	根拠法令・個別計画	介護保険法・地域支援事業実施要綱・板倉町介護予防・日常生活支援事業実施要綱			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進することを目的とする。			
内容及び実施方法	下記の事業を実施する。 なお、本事業は、平成29年度から実施されたものである。 (1) 認知症初期集中支援推進事業 認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。 (2) 認知症地域支援・ケア向上事業 認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置する。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		0	99	197	142		
	内訳	需用費	0	0	20	35		
		委託料	0	0	0	107		
		負担金	0	99	177	0		
	②人件費		0	721	362	421		
	正職	事業に要する従事割合	0	0.1	0.05	0.06		
		人件費	0	721	362	421		
		臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
			人件費	0	0	0	0	
③総事業費		0	820	559	563			
財源内訳	国庫支出金	0	328	221	226			
	県支出金	0	165	111	113			
	地方債	0	0	0	0			
	第1号被保険者保険料	0	197	132	135			
	一般財源	0	130	95	89			

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
認知症に関する相談件数	件数	16	8	43	68
認知症カフェ来所者数	人	0	85	285	293
認知症カフェ相談件数	件数	0	5	3	6
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
認知症カフェ来所者における相談件数割合	%	0	6	1	2
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法令により実施することが義務付けられている。 ✓ 法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。 ✓ 税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。 社会保障の機能を果たしている。 法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 町民生活上の課題解決に貢献している。 町民に具体的に説明できるような成果があがっている。 町民の大部分がサービスを受けることができる。 指標の実績値が前年度を上回っている。 ✓ 事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 町民一人あたりのコストは適正である。 事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。 ✓ 受益者負担や補助等の割合に問題はない。 町で実施する方が民間委託より適している。 コスト削減の余地はない。
	費用対効果	認知症初期集中支援チームに相談依頼すると、精神科医師の介入等高度な専門性を有するため費用が高くなる。そこに至る前に地域包括支援センターによる介入で対応できることが多く、費用を抑えることができる。
	事業の達成状況	認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の配置はできたため、達成できている。今後は、認知症施策推進大綱に基づき、「共生」と「予防」を主眼に置き、当町の認知症施策の取組を本格化させていく。
	事業実施における課題等	地域包括支援センターに認知症地域支援推進員が3名配置されている。同推進員を中心に認知症及びその予防に関する事業展開や周知をしていく必要がある。

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	法令で定められた事務であり、今後も継続していく必要がある。認知症初期集中支援チームは、つつじメンタルホスピタルに5町で委託している。認知症カフェは、グループホームりんどう(平成29年11月)、板倉町社会福祉協議会(平成30年12月)に加え、新たにめぐるグループホーム板倉を令和元年度12月に開設した。認知症等の要介護者やその家族の交流及び相談の場、さらには地域のかたがたが気軽に集える場となっている。
今後の方向性・改善案等	認知症に関する困難ケースが生じた場合には、地域包括支援センターも介入し、認知症初期集中支援チームに相談依頼していく。認知症カフェについては、各カフェの特徴を生かした差別化を図り、参加者が地区だけでなく目的にあったカフェへ参加ができるよう認知症地域支援推進員を中心に関係者間で連携を図りながら企画調整していく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	地域ケア会議推進事業			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成28年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	介護サービスの充実		
	会計区分	介護保険特別会計			
	会計科目	款	項	目	
		5	3	1	
	根拠法令・個別計画	介護保険法・地域支援事業実施要綱・板倉町地域ケア会議設置運営要綱			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	地域ケア会議は、個別ケースを検討するものである。地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とする。			
内容及び実施方法	下記を実施する。なお、地域ケア会議には、個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能及び政策形成機能の5つの機能がある。 (1) 地域ケア個別会議(定例及び随時) 個別課題解決機能、ネットワーク構築機能及び地域課題発見機能を担う。 (2) 地域ケア推進会議 地域づくり・資源開発機能及び政策形成機能を担う。				

(単位:千円)		H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費	0	0	0	0		
	内訳	報償費	0	0	0	0	
	②人件費	0	721	724	772		
	正職	事業に要する従事割合	0	0.1	0.1	0.11	
		人件費	0	721	724	772	
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
		人件費	0	0	0	0	
③総事業費	0	721	724	772			
財源内訳	国庫支出金	0	294	291	314		
	県支出金	0	148	146	157		
	地方債	0	0	0	0		
	第1号被保険者保険料	0	166	173	187		
	一般財源	0	113	114	114		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
個別会議開催回数	回	3	3	3	3
個別ケース取扱い件数	件	6	6	6	6
会議参加者数	人	44	46	58	59
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
1回当たりの会議参加人数	人	15	15	19	19
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	近隣市町と異なり、委嘱といった事務や報償費等の費用なしに医療職や福祉・介護職等を集ってもらい、事業実施できるため費用対効果は高いと思われる。	
事業の達成状況	回数については、町内ケアマネジャーと協議して定めたものであり、その中で利用者及びケアマネジャー支援のためのケース検討が行われているため達成できている。令和元年度から個別会議で検討された事例の経過を把握し、個別会議の効果確認とモニターリング機能を強化した。	
事業実施における課題等	地域包括ケアシステム構築の観点から、自立支援型ケアマネジメントによる高齢者の課題解決を目指す地域ケア会議の開催を調整していく必要がある。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	法令で定められた事務であり、今後も継続していく必要がある。会議開催が、利用者支援に資するだけでなく、医療・介護従事者の質の向上や当町の地域包括ケアシステムの構築にもつながっている。
今後の方向性・改善案等	随時の個別会議は、主として困難事例を抱えるケアマネジャーの要請により、関係する医療・介護従事者が参集し、開催されるものである。同会議の頻回な開催が、地域課題発見につながるため、ケアマネジャーに周知していきたい。また、定例の個別会議を活用し、高齢者の自立支援に資する自立支援型地域ケア会議の開催も今後調整していく必要がある。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	老人クラブ等地域活動推進事業			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	高齢者の自立支援		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	2	
	根拠法令・個別計画	在宅福祉事業費補助金交付要綱、板倉町老人クラブ活動補助金交付要綱			
	実施運営方法	直営	事業の性質	選択的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	老人クラブの健全な運営と普及を図り、高齢者の生活を健全で豊かなものにし、高齢者福祉の増進に資することを目的とする。			
内容及び実施方法	老人クラブ及び老人クラブ連合会に対し、その活動に要する下記の費用について、補助金を交付する。 (1) 老人クラブ会員の教養の向上 (2) 老人クラブ会員の健康の増進 (3) 会員相互の親睦及び地域社会との交流				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		1,374	1,352	1,369	1,223		
	内訳	補助金		1,374	1,352	1,369	1,223	
	②人件費		0	0	0	702		
	正職	事業に要する従事割合		0	0	0	0.1	
		人件費		0	0	0	702	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
		人件費		0	0	0	0	
③総事業費		1,374	1,352	1,369	1,925			
財源内訳	国庫支出金		0	0	0	0		
	県支出金		617	610	610	552		
	地方債		0	0	0	0		
	一般財源		757	742	759	1,373		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
老人クラブ会員数	人	875	841	843	730
各老人クラブへの補助総額	円	833,000	805,000	848,000	731,000
老人クラブ連合会への補助額	円	541,000	547,000	522,000	493,000
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
会員一人あたりの補助額(年額)	円	952	957	1,006	1,001
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	平成30年度から会員1人当たりの単価を350円から400円に増額し、それに伴いクラブの補助額も増額し、活動推進に貢献しているため費用対効果は適正と考える。	
事業の達成状況	年度途中で会員数の減少があっても年度当初の会員数に応じて、補助しているため、事業は達成できていると思われる。	
事業実施における課題等	補助金は増額したが、老人クラブ数の減少に伴い、会員数も減少傾向にある。クラブの維持継続のためにも同クラブ事務局である町社会福祉協議会と協議し、対策を講じる必要がある。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	老人クラブが、生活の質の向上、高齢者福祉の増進、健康づくり・介護予防及び地域社会との交流に資することを踏まえると継続していく必要がある。
	今後の方向性・改善案等	老人クラブ活動の活性化が町高齢者の健康づくり・介護予防に寄与することは明確である。全国的にも老人クラブが減少傾向にある中で、令和元年度からは県もその対策を講じている。社会福祉協議会及び町老人クラブ連合会と連携し、活性化の方策について協議していきたい。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	福祉医療費支給事業			
	担当部署	健康介護課 保険医療係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	保険医療と医療環境の充実		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	4	
	根拠法令・個別計画	群馬県福祉医療費補助金交付要綱、板倉町福祉医療費の支給に関する条例、板倉町福祉医療費の支給に関する条例施行規則			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	子ども、重度心身障害者、母子家庭の母と子及び父子家庭の父と子が対象であり、社会保険等で医療を受けた場合に自己負担をしなければならない費用を支給することにより、健康管理の向上に寄与し、福祉の増進を図る。			
内容及び実施方法	町内に在住している対象者のかたの申請により、福祉医療受給者証を交付し、県内の医療機関で受診された一部の医療費を無料としている。また、県外の医療機関で負担された医療費を役場窓口で申請(領収書添付)すると、同様に自己負担額を支給している(領収書の日付から5年間が対象)。 ※平成31年4月から重度心身障害者(高齢重度を含む)の入院時食事療養費標準負担額の補助について所得制限が導入された。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		115,179	110,182	105,984	98,359		
	内訳	需用費		12	4	14	19	
		共同電算委託料		534	521	510	479	
		審査委託料		1,433	1,402	1,369	1,286	
		福祉医療扶助		113,200	108,255	104,091	96,522	
		負担金					53	
	②人件費		3,960	4,040	4,056	6,231		
	正職	事業に要する従事割合		0.54	0.56	0.56	0.83	
		人件費		3,960	4,040	4,056	5,828	
		臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0.2
人件費				0	0	0	403	
③総事業費		119,139	114,222	110,040	104,590			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金		53,921	51,381	49,321	44,446		
	地方債							
	福祉医療第三者等納付金		5,101	5,389	4,365	4,648		
	一般財源		60,117	57,452	56,354	55,496		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	請求件数	件	30,158	33,317	32,355	30,780
受給対象者人数	人	2,271	2,206	2,130	2,019	
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1	
受給者証交付人数	人	2,271	2,206	2,130	2,019	
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	法令等で定められている事業のため適正に実施されている。	
事業の達成状況	福祉医療受給者証申請率100%、請求申請期限を過ぎているかたは0人なので、適正な事務事業は達成されている。	
事業実施における課題等	事務全般において適正に処理されており、特別問題はない。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続		県下市町村が取り組んでいる事業(一部町単独)であり、身体的又は経済的弱者への医療保険の一部負担金補助制度は町民貢献度の高い事業でもあるため、維持継続とする。
今後の方向性・改善案等		受給資格者のみに一部負担分の医療費が支給されるため、資格確認をしっかりと行い支給誤りがないよう努めていく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	後期高齢者医療事業			
	担当部署	健康介護課 保険医療係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	保険医療と医療環境の充実		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		3	1	5	
	根拠法令・個別計画	高齢者の医療の確保に関する法律			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	運営主体である群馬県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の保険料負担の緩和を図り、財政基盤の安定に資する。後期高齢者医療特別会計に対して、繰り出すべき費用(事務費、保険基盤安定負担金)を一般会計から繰り出している。			
内容及び実施方法	後期高齢者医療特別会計で行う事務費について、一般財源から後期高齢者医療特別会計へ繰り出し、保険基盤安定負担金については、県の負担分と一般財源からの負担分を後期高齢者医療特別会計へ繰り出している。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		168,592	172,646	177,924	173,532	
	内訳	後期高齢者療養給付費負担金	126,392	131,700	133,461	134,704	
		後期高齢者医療特別会計事務費等補正金	2,001	2,000	3,927	2,000	
		後期高齢者医療特別会計補正金(国庫支事費等)	6,330	6,243	7,330	5,660	
		後期高齢者医療特別会計補正金(保険基盤安定)	33,869	32,703	33,206	31,168	
			0	0	0	0	
	②人件費		0	433	435	1,053	
	正職	事業に要する従事割合	0	0.06	0.06	0.15	
		人件費	0	433	435	1,053	
		臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0
人件費			0	0	0	0	
③総事業費		168,592	173,079	178,359	174,585		
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金	25,402	24,527	24,904	23,376		
	地方債						
	一般財源	143,190	148,552	153,455	151,209		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
延べ受給者数	人	60,877	63,215	64,406	63,086
対象者人数	人	2,036	2,050	2,082	2,125
事業費	千円	168,592	172,646	177,924	173,532
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
受給者証交付人数	人	2,271	2,236	2,287	2,226
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	法令等で定められている事業のため適正に実施されている。	
事業の達成状況	群馬県後期高齢者医療広域連合への負担金が滞滞なく処理されている。	
事業実施における課題等	被保険者の増加と医療費の上昇により、町の負担金が増加しているため、医療費適正化に努める必要がある。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	法令等で定められている事業であり、適正に実施されているため維持継続とする。
今後の方向性・改善案等	被保険者の増加等で後期高齢者の医療費が増加しており、負担金は医療費によって決定されるので、引き続き医療費の適正化に努める必要がある。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	後期高齢者健診事業			
	担当部署	健康介護課 保険医療係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	保険医療と医療環境の充実		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	2	
	根拠法令・個別計画	高齢者の医療の確保に関する法律			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	75歳以上及び65歳以上で一定の障害を持つ後期高齢者医療被保険者の健診結果により、疾病の早期発見と健康保持を図る。			
内容及び実施方法	後期高齢者の健診を実施し、疾病の早期発見と健康保持を図る。町内の各公民館を巡回する集団健診と館林市及び邑楽郡内の医療機関での個別健診を自己負担なしで実施する。内容は、身体計測、血圧、血中脂質検査(中性脂肪・コレステロール)、肝機能検査、血糖検査、尿検査(尿糖・尿蛋白)、腎臓機能検査(尿酸・クレアチニン)等で、医師の判断で、詳細な健診(貧血、心電図、眼底検査、血清クレアチニン)を、また町独自項目として尿酸、血清クレアチニン(詳細健診に該当しないもの)を実施している。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
内訳	①事業費		4,968	5,115	5,577	6,312	
	需用費		21	21	0	154	
	後期高齢者健診委託料		4,947	5,094	5,577	6,158	
正職	②人件費		587	1,515	1,521	1,685	
	事業に要する従事割合		0.08	0.21	0.21	0.24	
	人件費		587	1,515	1,521	1,685	
	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
	人件費		0	0	0	0	
臨時	③総事業費		5,555	6,630	7,098	7,997	
	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	受託事業収入		4,852	5,052	5,565	6,128	
財源内訳	一般財源		703	1,578	1,533	1,869	

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
受診券発行人数	人	2,037	2,052	2,090	2,114
受診者	人	656	692	686	755
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
受診率	%	32	34	33	36
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	法令等で定められている事業のため適正に実施されている。	
事業の達成状況	群馬県後期高齢者医療広域連合からの受託事業として適正に実施しているが、健診受診率はほぼ横ばいである。	
事業実施における課題等	健診受診率向上に努める。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	健診行うことで、疾病の早期発見と健康保持により医療費削減効果が見込めるため維持継続とする。
今後の方向性・改善案等	75歳以上で健診を受診していないかたへの受診勧奨を行い、健診受診率を向上していく必要がある。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	後期高齢者健康増進事業			
	担当部署	健康介護課 保険医療係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	保険医療と医療環境の充実		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	2	
	根拠法令・個別計画	高齢者の医療の確保に関する法律			
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	75歳以上及び65歳以上で一定の障害を持つ後期高齢者医療被保険者に、人間ドック検診費の助成を行うことで疾病の予防及び早期発見・早期治療を促進し、健康保持・増進を図る(※町の住民健診を受診されたかたは対象外)。			
内容及び実施方法	役場窓口にて人間ドックの診断結果と領収書を持参して申請されたかたに人間ドック検診費の一部を助成している。 (※日帰り15,000円、一泊20,000円、脳ドック15,000円を上限)				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		330	440	375	315		
	内訳	補助金及び交付金		330	440	375	315	
	②人件費		660	1,154	1,159	1,245		
	正職	事業に要する従事割合		0.09	0.16	0.16	0.12	
		人件費		660	1,154	1,159	843	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0.2	
		人件費		0	0	0	403	
③総事業費		990	1,594	1,534	1,560			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	補助金(広域連合)		315	350	355	315		
	一般財源		675	1,244	1,179	1,245		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	助成金の広報掲載回数	回	1	1	1	1
助成金支給者数	人	22	29	24	21	
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	前年度との支給者比較	人	5	7	-5	-3
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	法令等で定められている事業のため適正に実施されている。	
事業の達成状況	群馬県後期高齢者医療広域連合からの受託事業として適正に実施されている。受診率が低下している。	
事業実施における課題等	住民健診に来られないかたへの受診勧奨に努め、健診受診率向上を図る。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	健診行うことで、疾病の早期発見と健康保持により医療費削減効果が見込めるため維持継続とする。
	今後の方向性・改善案等	75歳以上で健診を受診していないかたへの受診勧奨を行い、健診受診率を向上していく必要がある。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	後期高齢者医療事業(後期高齢)			
	担当部署	健康介護課 保険医療係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	保険医療と医療環境の充実		
	会計区分	後期高齢者医療特別会計			
	会計科目	款	項	目	
		1, 3			
	根拠法令・個別計画	高齢者の医療の確保に関する法律			
実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務		
目的 (受益者と意図を明確に)	75歳以上及び65歳以上で一定の障害を持つ後期高齢者医療被保険者の社会保障制度の充実を図るため、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の円滑な推進を行い、75歳以上の高齢者の方々の心身の特性に応じた医療を提供するとともに、将来にわたって国民皆保険を堅持する。				
内容及び実施方法	75歳以上及び65歳以上で一定の障害を持つ後期高齢者医療被保険者の資格管理、保険証の発送、負担区分の判定、減額認定証の交付などの窓口事務を行い、医療制度の円滑な運営を図る。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		4,603	2,756	3,230	4,953	
	内訳	一般経費	533	533	1,053	563	
		徴収費	547	552	556	574	
		諸支支出金	3,523	1,671	1,621	3,816	
		税番号制度システム改修委託料	0	0	0	0	
	②人件費		1,760	505	507	1,053	
	正職	事業に要する従事割合	0.24	0.07	0.07	0.15	
		人件費	1,760	505	507	1,053	
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
		人件費	0	0	0	0	
③総事業費		6,363	3,261	3,737	6,006		
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般会計繰入金	1,081	1,086	1,609	1,137		
	一般財源	5,282	2,175	2,128	4,869		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。	
✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。	
3. 効率性の評価		
✓	・町民一人あたりのコストは適正である。	
✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。	
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	法令等で定められている事業のため適正に実施されている。	
事業の達成状況	医療給付に係る申請等の窓口及び保険料の徴収が適正に処理されている。	
事業実施における課題等	還付未済額を残さない取組をする。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	法令等で定められている事業であり、後期高齢者医療広域連合と連携し、適正な保険料の還付と円滑な窓口業務が実施されているので、維持継続とする。
	今後の方向性・改善案等	経費の削減及び事務の効率化に取り組み、制度の見直し等に対応していくことが必要である。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	広域連合事業(後期高齢)			
	担当部署	健康介護課 保険医療係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	保険医療と医療環境の充実		
	会計区分	後期高齢者医療特別会計			
	会計科目	款	項	目	
		2	1	1	
	根拠法令・個別計画	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、 板倉町後期高齢者医療に関する条例			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	75歳以上及び65歳以上で一定の障害を持つ後期高齢者医療被保険者の社会保障の運営と充実を図る。			
内容及び実施方法	後期高齢者医療の保険者である群馬県後期高齢者医療広域連合に対し、保険料負担金、事務費負担金、基盤安定負担金(保険料軽減分)の支払いを行う。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		135,275	146,917	157,717	158,081	
	内訳	広域連合事務費等負担金	6,329	6,243	7,330	5,660	
		保険料等負担金	95,077	107,971	117,181	121,253	
		保険基盤安定制度負担金	33,869	32,703	33,206	31,168	
	②人件費		1,027	1,587	1,593	1,053	
	正職	事業に要する従事割合	0.14	0.22	0.22	0.15	
		人件費	1,027	1,587	1,593	1,053	
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
		人件費	0	0	0	0	
③総事業費		136,302	148,504	159,310	159,134		
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	繰入金	40,198	38,946	40,536	36,828		
	一般財源	96,104	109,558	118,774	122,306		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	保険料負担金	千円	95,077	107,971	117,181	121,253
	事務費負担金	千円	6,329	6,243	7,330	5,660
	被保険者	人	2,036	2,050	2,082	2,125
	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	保険料負担金	円/人	46,698	52,669	56,283	57,060
事務費負担金	円/人	3,109	3,045	3,521	2,664	
指標で表せない成果・効果						
○後期高齢者医療広域連合の運営資金となり、後期高齢者の医療費給付等に充てられている。 ○後期高齢者医療広域連合の円滑な運営が達成されている。						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	法令等で定められている事業のため適正に実施されている。	
事業の達成状況	後期高齢者医療広域連合への負担金が納付期限内に処理されている。	
事業実施における課題等	保険料納付金等支払い事務について、引き続き保険料納付額等を正確に把握する。	

評価結果	方向性の判定理由
方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	法令等で定められている事業であり、適正に実施されているため維持継続とする。
今後の方向性・改善案等	令和2～3年度の保険料率等は、均等割額43,600円、所得割率8.60%、限度額640,000円である。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	国民健康保険医療給付等事業(国保)			
	担当部署	健康介護課 保険医療係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	保険医療と医療環境の充実		
	会計区分	国民健康保険特別会計			
	会計科目	款	項	目	
		2			
	根拠法令・個別計画	国民健康保険法、国民健康保険法施行法、国民健康保険法施行令			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	国民健康保険被保険者の医療費や自己負担限度額を超えた医療費を現物給付、償還払いすることによって、被保険者が安心して必要な給付を受けることができ、負担を軽減している。			
内容及び実施方法	診察を受ける際に医療機関等の窓口で被保険者証を提示することにより、一部負担金を支払うだけで医療が受けられる。被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うことにより、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び保健の向上に寄与する。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		2,412,983	2,274,690	2,038,446	1,976,359	
	内訳	総務管理費	7,390	9,484	9,372	9,944	職員、臨職経費除く
		保険給付費	1,516,305	1,399,016	1,371,263	1,308,823	
		基金積立金	872,975	850,945	549,475	609,168	H30～国保事業費納付金
		諸支出金・予備費	1	0	86,702	27,084	
		②人件費	8,760	8,008	8,039	2,598	
	正職	事業に要する従事割合	1.17	1.11	1.11	0.37	
		人件費	8,580	8,008	8,039	2,598	
		臨時	事業に要する従事割合	0.1	0	0	0
	人件費		181	0	0	0	
③総事業費		2,421,743	2,282,698	2,046,485	1,978,957		
財源内訳	国庫支出金	532,838	443,739		2,596		
	県支出金	128,535	117,247	1,367,006	1,301,295		
	地方債						
	その他	1,079,474	1,112,702	9,517	27,351		
	一般財源	680,896	609,010	669,962	647,715		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
国民健康保険(国保)加入者数	人	4,921	4,677	4,484	4,190
給付件数	人	79,717	80,697	79,360	76,492
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
1人当たりの医療費	円	284,295	299,127	305,812	312,368
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	法令等で定められている事業のため適正に実施されている。	
事業の達成状況	被保険者が安心して必要な給付を受けることができている。	
事業実施における課題等	国民健康保険法の法定給付として、保険者には義務的な事業であるが、現状分析を踏まえ、医療給付費の適正化に努める。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	法令等で定められている事業であり、適正に実施されているため維持継続とする。
今後の方向性・改善案等	国民健康保険の広域化により、保険税統一を目指し、国保事業費納付金を納めるための保険税率の改定、医療費適正化による保険給付費の抑制、赤字補填を前提としない財政運営に努めていく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	国保運営協議会事業(国保)			
	担当部署	健康介護課 保険医療係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	保険医療と医療環境の充実		
	会計区分	国民健康保険特別会計			
	会計科目	款	項	目	
		1	3	1	
	根拠法令・個別計画	国民健康保険法、同施行令、板倉町国民健康保険運営協議会規則			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	板倉町国民健康保険運営協議会(委員12名/被保険者の代表、保険医又は保険薬剤師の代表、公益の代表の各4名)が町長の諮問を受け、国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議を行い、意見を答申し、町長の判断材料とすることで事業の健全な運営を図る。			
内容及び実施方法	板倉町国民健康保険運営協議会委員は町長が任命し、委員は国民健康保険事業の運営に関し必要な意見交換や調査を行い、国民健康保険事業計画と予算策定方針等の審議を行い、国民健康保険事業の円滑な事業運営を図る。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		272	254	236	299		
	内訳	報酬		272	254	236	299	
		負担金		0	0	0	0	
	②人件費		1,687	2,020	2,028	1,545		
	正職	事業に要する従事割合		0.23	0.28	0.28	0.22	
		人件費		1,687	2,020	2,028	1,545	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
		人件費		0	0	0	0	
③総事業費		1,959	2,274	2,264	1,844			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他		272	254	236	299		
	一般財源		1,687	2,020	2,028	1,545		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
国保運営協議会開催回数	回	3	3	3	3
委員数(延)	人	32	28	26	33
議題件数	件	8	13	8	12
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
答申件数	件	1	1	1	1
出席委員数(延)	人	32	28	26	33
指標で表せない成果・効果 ○国民健康保険事業の健全化が図られる。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	被保険者の代表、保険医、公益の代表を国民健康保険事業に関与させ、それぞれの利害を調整して運営が円滑に進められている。	
事業の達成状況	国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議が達成されている。	
事業実施における課題等	当面は県の運営方針に基づき、県下統一の保険料率を目指すべく、町の国保事業運営を検討していくことになる。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	設置は法で義務付けられており、委員定数についても県内各市町村と比較して適当であり、維持継続とする。
今後の方向性・改善案等	国民健康保険の広域化により、保険税率の県下統一を目指して、町の保険税の改定、保健事業及び医療費適正化の推進等、検討を続けていく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	特定健康診査等事業(国保)			
	担当部署	健康介護課 保険医療係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	保険医療と医療環境の充実		
	会計区分	国民健康保険特別会計			
	会計科目	款	項	目	
		9	1	1	
	根拠法令・個別計画	高齢者の医療の確保に関する法律			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象に被保険者の健康保持を図る。			
内容及び実施方法	40歳から74歳までの国民健康保険被保険者に対して、町内の各公民館を巡回する集団健診と館林市及び邑楽郡内の医療機関での個別健診を自己負担なしで実施する。内容は、身体計測、血圧、血中脂質検査(中性脂肪・コレステロール)、肝機能検査、血糖検査、尿検査(尿糖・尿蛋白)、腎臓機能検査(尿酸・クレアチニン)等で、医師の判断で、詳細な健診(貧血、心電図、眼底検査、血清クレアチニン)を、町独自項目として尿酸、血清クレアチニン(詳細健診に該当しないもの)を実施している。 また、健康診査の結果により、糖尿病等の生活習慣病の予防に努める必要があるかたに保健指導を奨励し、実施している。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
内訳	①事業費		14,133	13,484	14,515	14,488	
	需用費		252	200	113	357	
	役務費		95	95	87	107	
	委託料		13,786	13,189	14,315	14,024	
正職	②人件費		3,960	3,535	3,549	2,458	
	事業に要する従事割合		0.54	0.49	0.49	0.35	
	人件費		3,960	3,535	3,549	2,458	
	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
	人件費		0	0	0	0	
臨時	③総事業費		18,093	17,019	18,064	16,946	
	国庫支出金		3,383	3,106			
	県支出金		3,383	3,106	5,881	7,132	
	地方債						
	一般財源		11,327	10,807	12,183	9,814	

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
特定健診受診者	人	1,930	1,866	1,801	1,763
特定健診対象者	人	3,775	3,637	3,548	3,243
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
特定健診受診率	%	51	51	51	54
保健指導実施率	%	10	8	1	10
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	法令等で定められている事業のため適正に実施されている。	
事業の達成状況	受診率は、ほぼ横ばいである。	
事業実施における課題等	特定健診の受診率向上と保健指導実施率の向上	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	法令の定めもあるが、被保険者の健康保持に欠かせない事業であるため、維持継続とする。
今後の方向性・改善案等	国民健康保険の広域化により、特定健診は被保険者の健康保持はもとより、受診率が評価対象となる県の交付金(保険者努力支援制度)に影響するため、受診奨励を継続して行っていく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	保健・衛生・普及啓発事業(国保)			
	担当部署	健康介護課 保険医療係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	保険医療と医療環境の充実		
	会計区分	国民健康保険特別会計			
	会計科目	款	項	目	
		9	2	1	
	根拠法令・個別計画	板倉町国民健康保険事業計画書			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	国民健康保険被保険者に国民健康保険制度や医療制度に関する情報を提供し、意識を高める。			
内容及び実施方法	国民健康保険被保険者に対して、国民健康保険制度や医療制度に関する情報を町の広報紙掲載やパンフレットの配布等で周知啓発を図る。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		0	0	60	100		
	内訳	需用費		0	0	60	100	
	②人件費		293	361	362	281		
	正職	事業に要する従事割合		0.04	0.05	0.05	0.04	
		人件費		293	361	362	281	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
		人件費		0	0	0	0	
③総事業費		293	361	422	381			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		293	361	422	381		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	パンフレット作成部数	部	2,700	4,800	3,100	2,800
	パンフレット配布部数	部	2,700	4,800	3,100	2,800
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	問い合わせ件数	件	0	0	0	0
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	法令等で定められている事業のため適正に実施されている。	
事業の達成状況	国民健康保険制度や医療制度に関する情報を町の広報紙に掲載し、対象者への意識を高めた。	
事業実施における課題等	被保険者にわかりやすいパンフレット選びやチラシ作成に務める。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	被保険者への国民健康保険制度を周知していくことは必要なので維持継続とする。
	今後の方向性・改善案等	被保険者にわかりやすいパンフレット選びやチラシ作成に務める。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	医療費適正化対策事業(国保)			
	担当部署	健康介護課 保険医療係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	保険医療と医療環境の充実		
	会計区分	国民健康保険特別会計			
	会計科目	款	項	目	
		9	2	1	
	根拠法令・個別計画	厚生労働省通知 国民健康保険における医療費通知の適切な実施について			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	国民健康保険被保険者の健康に対する意識と医療費に対する意識を高めることで、国民健康保険事業及び医療事業の健全な運営に結びつける。また、医療機関からの診療報酬等の点検と医療費明細等を通知することで不正請求の防止を図り、医療費の適正化を図る。			
内容及び実施方法	国民健康保険加入世帯に対し、受診された内容が正しく請求されているかを被保険者自身で確認してもらうため、医療費明細を年6回、調剤を受けたかたに、ジェネリック医薬品(後発医薬品)との差額確認ができる通知を年2回郵送している。また、整形外科・接骨院の適正な受診方法を周知するためにパンフレットの作成と医療機関からの診療報酬明細書(レセプト)により、資格確認と内容点検を行っている。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
内訳	①事業費		1,184	1,102	1,192	1,214	
	需用費		58	47	79	110	
	役務費		754	723	760	760	
	委託料		372	332	353	344	
正職	②人件費		4,377	1,659	1,666	1,086	
	事業に要する従事割合		0.4	0.23	0.23	0.04	
	人件費		2,933	1,659	1,666	281	
	事業に要する従事割合		0.8	0	0	0.4	
	人件費		1,444	0	0	806	
財源内訳	③総事業費		5,561	2,761	2,858	2,300	
	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源		5,561	2,761	2,858	2,300	

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
医療費通知件数	通	12,959	12,749	12,478	12,185
ジェネリック差額通知件数	通	663	884	547	413
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
問い合わせ件数	件	5	0	0	0
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	厚生労働省通知等で定められている事業であり、適正に実施されている。	
事業の達成状況	定期的な医療費明細等の通知と医療費適正化に関する情報を町の広報紙に掲載し、対象者への意識を高めた。	
事業実施における課題等	医療機関からのレセプトを確認し、重複・頻回受診者に対して、保健師等の訪問による受診状況確認と適正受診に関する指導及び健康指導をする必要がある。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	年間を通して医療費通知を郵送していることで、対象者の医療費に対する意識を高めているので、維持継続とする。
	今後の方向性・改善案等	国民健康保険の広域化により、被保険者の医療費が国保事業費納付金の額に関係してくるため、さらに医療費抑制に対する意識を高めることが必要である。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	人間ドック補助事業(国保)			
	担当部署	健康介護課 保険医療係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	保険医療と医療環境の充実		
	会計区分	国民健康保険特別会計			
	会計科目	款	項	目	
		9	2	1	
	根拠法令・個別計画	板倉町国民健康保険被保険者人間ドック検診費助成要綱			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	板倉町国民健康保険被保険者で医療機関において人間ドック検診及び脳ドック検診を行ったかたを対象に一定額を助成する。			
内容及び実施方法	人間ドック検診及び脳ドックを検診されたかたを対象に申請により一定額を助成する。ただし、同年度に町の住民健診や医療機関での個別健診を受診されたかたを除く(※助成金額/日帰りドック15,000円、1泊ドック20,000円、脳ドック15,000円)。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考		
事務事業に投入した経費	①事業費		2,080	2,030	1,965	2,050			
	内訳	補助金及び交付金		2,080	2,030	1,965	2,050		
	②人件費		1,060	1,226	1,231	1,245			
	正職	事業に要する従事割合		0.12	0.17	0.17	0.12		
		人件費		880	1,226	1,231	843		
		臨時	事業に要する従事割合		0.1	0	0	0.2	
			人件費		181	0	0	403	
③総事業費		3,140	3,256	3,196	3,295				
財源内訳	国庫支出金								
	県支出金								
	地方債								
	一般財源		3,140	3,256	3,196	3,295			

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	助成金交付決定者	人	134	134	130	130
	板倉町国民健康保険加入者	人	4,921	4,677	4,484	4,190
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	助成金交付割合	%	3	3	3	3
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	法令等で定められている事業であり、適正に実施されている。	
事業の達成状況	助成金交付割合は低いが、特定健診(40歳から74歳までの国保資格者)の受診率向上につながった。	
事業実施における課題等	人間ドックを検診されているかたで、助成金の申請をしていないかたを確認することが困難なため、助成金の周知を継続する必要がある。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	疾病の予防及び早期発見・早期治療を促進し、健康保持・増進が図れるため維持継続とする。また、国が定めた特定健診(40歳から74歳までの国保資格者)の受診率を向上させるために必要な事業である。
今後の方向性・改善案等	人間ドックの受診は、特定健診の受診率に含まれるため、継続して受診勧奨に務めていく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	救急医療・夜間診療・休日診療体制の充実			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	保険医療と医療環境の充実		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	1	
	根拠法令・個別計画	群馬県医療計画			
	実施運営方法	全部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	病院を利用する町民が、安心して医療を受けるための救急医療の確保を目的とする。また、いつでも適切な医療が受けられるなど、安心できる医療環境を整備する。			
内容及び実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・町民が安心して専門的な医療や休日の医療が受けられるよう医療体制を確保する。 ・休日の医療体制の整備として、館林市邑楽郡医師会(在宅当番医制)へ開業医輪番の体制維持を委託している。 ・休日歯科診療についても、同様に館林市邑楽郡医師会に委託する。 				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
内訳	①事業費		472	453	451	446	
	救急医療情報システム運営負担金		12	6	4	4	
	館林市邑楽救急医療対策負担金		460	447	447	442	
正職	②人件費		587	577	579	562	
	事業に要する従事割合		0.08	0.08	0.08	0.08	
	人件費		587	577	579	562	
	臨時						
財源内訳	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
	人件費		0	0	0	0	
	③総事業費		1,059	1,030	1,030	1,008	
	国庫支出金						
県支出金							
地方債							
一般財源		1,059	1,030	1,030	1,008		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
(歯科)医師会調整会議	回	5	5	5	3
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
休日当番医診療日数	日	71	77	72	72
歯科医療センター休祝日診療日数	日	71	77	72	72
指標で表せない成果・効果 休日における医療体制を整えることで、安心して生活ができる要素につながる。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	・指標の実績値が前年度を上回っている。	
	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。	
3. 効率性の評価		
	・町民一人あたりのコストは適正である。	
	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。	
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	当事業は、関係機関への負担金交付により実施している事業であり、事業遂行に必要な経費、負担金割合に順じた算定により行っている。	
事業の達成状況	休祝日診療が受けられるよう医師会や歯科医師会の協力を得られ、事業を運営できている。	
事業実施における課題等	緊急性が高く必要なかたが安心して医療が受けられるように、適正受診の啓発に努めていく必要がある。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	休祝日診療は、重要な住民サービスであるため、管内市町と公立館林厚生病院及び医師会・歯科医師会と協議をしながら体制の維持を図る。
今後の方向性・改善案等	休祝日歯科診療体制については、患者数の減少により事業収支が悪化しており、事業体制を変更しながら平成30年度から管内市町と歯科医師会で協議してきた。令和2年度から助成金を増額し、住民サービスの継続を維持したい。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	20代・30代健診			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	2	
	根拠法令・個別計画	板倉町健康増進事業実施要綱			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	職場等で受診機会のない20歳から39歳までの町民を対象に、健診を受けることで自分の健康に関心を持ち、自分の健康は自分で守るという意識を持つ機会を提供する。また、生活習慣病を発症しやすくなる40歳以前から予防を心がけ、病気の早期発見及び生活習慣の見直しにつなげていく。			
内容及び実施方法	【対象者】年度内20歳～39歳の男女 【内容】 ・特定健診に準じて、生活習慣病に起因する項目を20代・30代健診として町単独事業として実施。公益財団法人健康づくり財団に委託。 ・受診票及び受診案内を個別通知。 ・検査料、個人負担なし。 ・精密検査者には、医療機関受診の勧めを行う。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考		
事務事業に投入した経費	①事業費		2,026	1,815	1,496	1,317			
	内訳	需用費			38	47	59		
		委託料	2,026	1,777	1,449	1,258			
	②人件費		1,484	1,192	1,197	1,164			
	正職	事業に要する従事割合	0.19	0.16	0.16	0.16	0.16		
		人件費	1,393	1,154	1,159	1,124			
		臨時	事業に要する従事割合	0.05	0.02	0.02	0.02	0.02	
			人件費	90	38	39	40		
	③総事業費		3,510	3,007	2,693	2,481			
財源内訳	国庫支出金								
	県支出金								
	地方債								
	一般財源	3,510	3,007	2,693	2,481				

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
健診対象者数	人	2,888	2,830	2,670	2,618
健診受診者数	人	252	246	200	171
健診日数	日	17	14	16	16
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
受診率	%	9	9	7	7
指標で表せない成果・効果					
平成20年度の医療制度改革により、メタボリックシンドロームに着目した特定健診(40歳から74歳)の実施が保険者に義務付けられ、医療保険者が実施する特定健診の対象とならない20歳から39歳までのかたに、町単独事業として健診受診の機会を提供することにより、生活習慣を見直し及び将来的な生活習慣病の予防へつながっていく。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	若い世代(20・30代)にとって健診受診の機会は少ないため、健康への関心を高める機会となり医療費抑制へつながる。	
事業の達成状況	土曜又は日曜の日程を設けた。乳幼児連れの母親には、必要に応じ職員が子守りしながら受診できる体制を取った。結果相談会にて個別相談も実施した。	
事業実施における課題等	20・30代の健診を受ける機会のない若い町民に受診してもらえよう周知方法や健診日程に配慮する。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	拡大	対象者が20歳から39歳までであるが、学校教育を卒業し1年間受診機会がない期間が生じてしまい、親世代から要望が聞かれている。健診受診機会を提供し、若い年代から必要性について啓発していく。
	今後の方向性・改善案等	対象者を19歳以上に拡充し、切れ目のない健診受診体制を構築する。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	結核検診			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	2	
	根拠法令・個別計画	感染症法			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	感染症法に基づき、結核の早期発見及び蔓延予防を目的に実施する。結核に対する関心を持ち、検診を受けることで健康状態を確認すると共に、周囲への感染拡大を防ぐ。			
内容及び実施方法	【対象者】40歳以上の町民 【内容】レントゲンの間接撮影と同時に肺がん検診も兼ねる。検査料金、個人負担なし。群馬県健康づくり財団に委託。 ・検診日数は16日間。特定検診及び各種がん検診と同時開催。 ・個別通知で周知している。 ・検査結果は約4週間後に郵送。精密検査者には、医療機関受診推奨及び未受診者への再勧奨(再通知・電話)を行っている。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
内訳	①事業費		3,239	3,097	2,795	3,240	
	印刷製本費		128	79	79	86	
	消耗品費		203	206	4	27	
	委託料		2,908	2,812	2,712	2,788	
正職	②人件費		1,704	1,192	1,197	1,164	
	事業に要する従事割合		0.22	0.16	0.16	0.16	
	人件費		1,613	1,154	1,159	1,124	
	臨時		0.05	0.02	0.02	0.02	
	人件費		90	38	39	40	
財源内訳	③総事業費		4,943	4,289	3,992	4,404	
	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源		4,943	4,289	3,992	4,404	

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
検診対象者数	人	9,945	9,942	9,963	9,916
結核検診受診者数	人	2,748	2,604	2,573	2,689
結核新規登録者数	人	3	1	2	0
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
結核登録者数	人	8	2	8(暫定値)	
指標で表せない成果・効果 受診率を向上させることで、早期発見が可能となることにより、町民の健康増進と医療費の抑制につながる。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	レントゲンの間接撮影方式と肺がん検診との同時診断により、効率的で安価な方法で実施している。	
事業の達成状況	感染症法では65歳以上が対象だが、管内の患者発症は減っておらず管内共通事項として40歳以上を対象に実施している。	
事業実施における課題等	新規登録患者が0にならないことから、結核の早期発見と治療、感染予防について普及啓発を行う。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	国の指針において、2名以上の医師が読影し、過去に撮影した写真と比較読影を行うことが望ましいため、集団検診方式において精度管理を行う。
今後の方向性・改善案等	受診者は、高齢者の割合が高くなってきたため、車椅子対応のリフト車の目を設定し、受診者の安全に配慮しながら実施していく。国が対策型検診として推奨する検診であり、検診精度を管理する基準が定められているが、ほぼ基準に従い実施できている。精密検査対象者の全数把握、受診勧奨を強化したい。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	骨密度検診			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	2	
	根拠法令・個別計画	健康増進法・板倉町健康増進事業実施要綱			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	骨密度の減少(骨粗鬆症)は、将来の要介護状態への影響因子であり、健康寿命の延伸を目指すにあたり、重要な課題である。骨量減少のリスクの高い35歳以上の女性が骨密度を確認すると共に、保健指導による改善と意識啓発を図ることを目的とする。			
内容及び実施方法	【対象者】35歳から70歳までの5歳刻みの女性。 【内容】 ・問診及びかかとの骨の超音波検査(骨塩定量検査)による骨密度の測定。 ・健康づくり財団に委託。検診日数は2日間。対象者全員に個別通知を送付。 ・個人負担は、500円(70歳のかたは無料)。 ・結果は、約4週間後に郵送。精密検査者には医療機関受診の勧めを行う。 ・事後指導として、医師による骨粗鬆症予防の講話を予定したが新型コロナウイルス感染症対策により中止。東洋大学共催の運動教室を実施(10回)。 ・平成26年度より、女性のがん検診と同日実施。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		440	320	472	419		
	内訳	検診委託料	440	320	472	392		
		需用費				27		
	②人件費	2,290	1,985	1,994	1,726			
	正職	事業に要する従事割合	0.3	0.27	0.27	0.24		
		人件費	2,200	1,948	1,955	1,685		
		臨時	事業に要する従事割合	0.05	0.02	0.02	0.02	
			人件費	90	38	39	40	
③総事業費	2,730	2,305	2,466	2,145				
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金	293	213	129	261			
	地方債							
	一部徴収金	70	53	55	60			
	一般財源	2,367	2,039	2,282	1,824			

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	骨粗鬆症検診対象者数	人	831	824	850	763
	骨粗鬆症検診受診者数	人	165	129	190	155
	骨粗鬆症予防教室参加者数	人	417	384	637	555
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	検診受診者率	%	20	16	22	20
指標で表せない成果・効果 骨粗鬆症を発症すると、生活範囲が狭まり、閉じこもりや転倒による寝たきりの一因になるといわれている。受診率を向上させることで、早期発見、治療、生活習慣の改善が図れ、町民の健康増進と医療費の抑制が図れる。						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	女性のがん検診と同日開催で実施し、利便性を高めている。	
事業の達成状況	健診をきっかけに通年で骨粗鬆症予防教室を実施できている。参加率は90%近く、健康への関心の高まりが伺える。	
事業実施における課題等	継続の必要性和自主自立を目指す。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	国の定める年齢以外に町単独で35歳に受診の機会を提供し、若い世代から啓発を行っている。女性のがん検診の未受診者対策日に実施ができ、受診者の利便性に配慮し実施できている。
	今後の方向性・改善案等	東洋大学と共催の事後教室も開催し、効果的な健康増進事業として継続していく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	歯周疾患検診			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	2	
	根拠法令・個別計画	健康増進法・板倉町健康増進事業実施要綱			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	生涯自分の歯を維持し健康で快適な生活が送れるように、成人期の歯の喪失原因となる歯周疾患を予防することを目的とする。平成27年度から55歳を新たに対象とした。			
内容及び実施方法	<p>【対象者】健康増進法に基づく40歳・50歳・60歳・70歳及び55歳。 【内容】国の指針は40歳から70歳までの10歳刻みだが、歯の喪失率が上がる55歳を町単独で対象とし、受診機会を拡大を図っている。 ・館林邑楽歯科医師会に委託。 ・問診及び口腔内診査、歯科保健指導を実施。 ・期間は、6月1日～10月31日の4か月間。個別に受診券を郵送。 ・個人負担は500円。</p>				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考		
事務事業に投入した経費	①事業費		339	343	556	527			
	内訳	需用費		13	9	36	18		
		委託料		326	334	520	509		
	②人件費		989	1,552	1,559	1,515			
	正職	事業に要する従事割合		0.13	0.21	0.21	0.21		
		人件費		953	1,515	1,521	1,475		
		臨時	事業に要する従事割合		0.02	0.02	0.02	0.02	
			人件費		36	38	39	40	
③総事業費		1,328	1,895	2,115	2,042				
財源内訳	国庫支出金								
	県支出金		226	229	350	339			
	地方債								
	一般財源		1,102	1,666	1,765	1,703			

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
検診対象者数	人	880	1,070	1,151	1,047
検診受診者数	人	86	88	137	134
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
受診率	%	10	8	12	13
指標で表せない成果・効果 むし歯や歯周病は、進行により歯の喪失につながり、高齢期の食生活や社会生活等に支障をきたすため、町民の健康増進と医療費の抑制につながる。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	健診は、館林邑楽歯科医師会へ委託し、また委託料は管内統一料金であり、効率よく実施できている	
事業の達成状況	管内市町と館林邑楽歯科医師会で協議し、受診先を町内から管内医療機関へ、さらに検診期間も1か月から4か月間に拡大し、受診しやすい環境を整えた。	
事業実施における課題等	管内統一方式に変更したが、混乱なく実施ができた。今後も管内市町と歯科医師会で協議を重ね、円滑に実施ができるよう調整していく必要がある。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	管内1市5町共通で館林邑楽歯科医師会と契約を締結したため、受診者の利便性が高まり受診率が向上した。
	今後の方向性・改善案等	60歳で歯の喪失が急激に高まることから町単独で55歳を対象としたが、改善が図られたことから、対象者を再編して30歳を導入し、若い年代の健康管理を啓発していく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	胃がん検診			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	2	
	根拠法令・個別計画	がん対策基本法・健康増進法・板倉町健康増進事業実施要綱			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	40歳以上の町民を対象に胃がん検診を実施することにより、健康の保持増進及び健康寿命の延伸を図ることを目的とする。また、がんに対する正しい知識の習得、健診受診、早期発見・治療ができるように支援する。			
内容及び実施方法	【対象者】バリウム造影による胃部エックス線検査は40歳以上、胃内視鏡検査は50歳以上偶数年齢の検診希望者。 【内容】 ・平成30年度から胃内視鏡検査を個別検診で開始。国の指針に基づき2年に1回行う。胃部エックス線検査については毎年受診できる体制を継続。 ・対象者に受診票及び検診案内を個別に通知し周知している。 ・個人負担は、胃部エックス線検査500円(70歳以上無料)、胃内視鏡検査2,000円(生活保護、非課税世帯は無料)。精密検査者には、医療機関受診推奨及び未受診者への再勧奨(再通知・電話)を行っている。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		3,434	3,366	5,106	4,830	
	内訳	検診委託料	3,309	3,218	4,872	4,715	
		検診票印刷製本費	125	141	112	91	
		消耗品費		7	106	8	
		報償費			16	16	
	②人件費		1,704	1,336	1,342	1,304	
	正職	事業に要する従事割合	0.22	0.18	0.18	0.18	
		人件費	1,613	1,299	1,304	1,264	
	臨時	事業に要する従事割合	0.05	0.02	0.02	0.02	
		人件費	90	38	39	40	
③総事業費		5,138	4,702	6,448	6,134		
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一部徴収金	260	227	192	174		
	一般財源	4,878	4,475	6,256	5,960		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
検診受診者数	人	727	693	868	836
検診対象者数	人	9,945	9,942	9,963	9,916
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
検診受診率	%	7	7	9	8
精検受診率	%	100	95	90	98
指標で表せない成果・効果 受診率を向上させることで、早期発見が可能となることにより、町民の健康増進と医療費の抑制が期待できる。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	個別検診委託料は、診療報酬に基づき算定し、管内市町と医師会で決定している。	
事業の達成状況	国の指針通りの内容で実施ができています。	
事業実施における課題等	受託先医療機関と受入数の調整が必要であり、今後も管内市町と館林市邑楽郡医師会と協議を重ねていく。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	国の指針に基づき、50歳以上の方に隔年で胃内視鏡検査を館林市邑楽郡医師会に委託し、集団検診で胃エックス線(バリウム)検査を実施。安全にがん検診を受診できるよう啓発を継続する。
今後の方向性・改善案等	国が対策型検診として推奨する検診であり、検診精度を管理する基準が定められているが、ほぼ基準に従い実施できている。精密検査対象者の全数把握、受診勧奨を強化したい。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	大腸がん検診			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	2	
	根拠法令・個別計画	健康増進法・板倉町健康増進事業実施要綱			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	40歳以上の町民を対象に、大腸がん検診を実施することにより、健康の保持・増進及び健康寿命の延伸を図ることを目的とする。また、がんに対する正しい知識の習得、健診受診、早期発見・治療ができるように支援する。			
内容及び実施方法	【対象者】40歳以上検診希望者。 【内容】 ・希望者には検査器具を先に配布し、住民健診に併せ持参してもらう。 ・検査方法は、便潜血反応検査(二日法)。群馬県健康づくり財団に委託。 ・対象者に受診票及び検診案内を個別に通知し周知している。 ・個人負担は、500円(70歳以上無料)。 ・検査結果は、約4週間後に郵送。精密検査者には、医療機関受診推奨及び未受診者への再勧奨(再通知・電話)を行っている。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		2,802	2,669	2,523	2,846		
	内訳	消耗品費		109	112	71	66	
		検診委託料		2,566	2,314	2,311	2,637	
		検診票等印刷製本料		102	141	79	86	
		役務費		25	50	10	57	
		報償費		0	52	52	0	
	②人件費		1,924	1,264	1,270	1,234		
	正職	事業に要する従事割合		0.25	0.17	0.17	0.17	
		人件費		1,833	1,226	1,231	1,194	
		臨時	事業に要する従事割合		0.05	0.02	0.02	0.02
人件費				90	38	39	40	
③総事業費		4,726	3,933	3,793	4,080			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一部徴収金		367	320	294	306		
	一般財源		4,359	3,613	3,499	3,774		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
検診受診者数	人	1,406	1,233	1,381	1,550
検診対象者数	人	9,945	9,942	9,963	9,916
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
検診受診率	%	14	12	14	16
精検受診率	%	93	96	93	91
指標で表せない成果・効果 受診率を向上させることで、早期発見が可能となることにより、町民の健康増進と医療費の抑制が期待できる。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	国の指針に基づき実施することで、疾病の早期発見、早期治療を図り、疾病の重症化予防が図れ、医療費抑制につながっている。	
事業の達成状況	無料クーポン対象者に対する個別受診勧奨及び再受診勧奨の送付を行い、受診率の向上に努めた。	
事業実施における課題等	がん検診無料クーポン券を配付することで、がん検診受診のきっかけになっており、今後も継続していく。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	受診率向上を図るため、節目年齢を対象に無料クーポン券を配布する補助事業を実施しているが、受診のきっかけづくりになっている。
今後の方向性・改善案等	国が対策型検診として推奨する検診であり、検診精度を管理する基準が定められているが、ほぼ基準に従い実施できている。精密検査対象者の全数把握、受診勧奨を強化したい。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	肺がん検診			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	2	
	根拠法令・個別計画	健康増進法・板倉町健康増進事業実施要綱			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	40歳以上の町民を対象に、肺がん検診を実施することにより、健康の保持・増進及び健康寿命の延伸を図ることを目的とする。がんに対する正しい知識の習得、健診受診、早期発見・治療ができるように支援する。			
内容及び実施方法	【対象者】40歳以上の希望者 【内容】 ・肺がん検診と結核検診を兼ねて、胸部エックス線撮影検査を実施。 ・住民健診に併せて、各地区公民館、保健センターにて実施。 ・喫煙指数600以上(タバコの本数×喫煙年数)の希望者に痰の検査を実施。検診当日に痰の容器配布し、後日回収と料金徴収を行う。 ・胸部レントゲンについては、個人負担金なし。 ・痰の検査については、個人負担500円(70歳以上無料) ・検査結果は、約4週間後に郵送。精密検査者には、医療機関受診の勧め。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		1,459	1,809	1,651	1,637	
	内訳	委託料	1,454	1,802	1,641	1,629	
		消耗品費	5	7	10	8	
	②人件費		1,630	1,264	1,270	1,234	
	正職	事業に要する従事割合	0.21	0.17	0.17	0.17	
		人件費	1,540	1,226	1,231	1,194	
	臨時	事業に要する従事割合	0.05	0.02	0.02	0.02	
		人件費	90	38	39	40	
	③総事業費		3,089	3,073	2,921	2,871	
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一部徴収金	45	33	24	18		
	一般財源	3,044	3,040	2,897	2,853		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
検診受診者数	人	2,748	2,604	2,573	2,689
検診対象者数	人	9,945	9,942	9,963	9,916
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
検診受診率	%	28	26	26	27
精検受診率	%	90	94	90	100
指標で表せない成果・効果 がん又はがん以外の病気が早期に発見され、早期治療につながっている。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	レントゲン間接撮影方式と肺がん検診の同時診断及び喫煙指数の高い方へ喀痰検査も推奨し、効率的で安価な方法で実施している。	
事業の達成状況	国の指針より対象者を拡大し、40歳以上の希望者に実施している。受診者には個別に問診をし、必要な方へ喀痰検査を併せて推奨している。	
事業実施における課題等	がんによる死亡率を減少させるために、検診の精度管理や精検受診率の向上について、強化していく。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	国の指針に基づき、胸部レントゲン撮影は、比較読影及び二重読影ができる体制がとれており、喫煙指数の高いかたに喀痰検査を促している。
今後の方向性・改善案等	国が対策型検診として推奨する検診であり、検診精度を管理する基準が定められているが、ほぼ基準に従い実施できている。精密検査対象者の全数把握、受診勧奨を強化したい。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	子宮頸がん検診			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	2	
	根拠法令・個別計画	健康増進法・板倉町健康増進事業実施要綱			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	20歳以上の女性を対象に、子宮頸がん検診を実施することにより、健康の保持・増進及び健康寿命の延伸を図ることを目的とする。また、がんに対する正しい知識の習得、健診受診、早期発見・治療ができるように支援する。国の指針に従いがん検診推進事業も実施。			
内容及び実施方法	【対象者】20歳以上の女性 【内容】国の指針は隔年だが毎年受診が可能とし、受診機会の拡大を図る。集団検診は群馬県健康づくり財団、個別健診は館林市邑楽郡医師会に委託。 ・個人負担:500円。70歳以上無料。 ・国の対策として、21歳のかたに無料クーポン券、検診手帳を送付。町のがん対策強化推進事業として、26歳から41歳までの5歳刻みのかたに無料クーポン券を送付。 ・検査結果は約4週間後に郵送。精密検査者には、医療機関受診推奨及び未受診者への再勧奨(再通知・電話)を実施。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		5,555	5,041	4,831	4,808		
	内訳	消耗品費		50	31	20	8	
		検診委託料		5,366	4,767	4,663	4,630	
		検診票等印刷製本費		103	141	83	97	
		役務費		25	50	49	57	
		報償費		11	52	16	16	
	②人件費		2,290	1,264	1,270	1,234		
	正職	事業に要する従事割合		0.3	0.17	0.17	0.17	
		人件費		2,200	1,226	1,231	1,194	
		臨時	事業に要する従事割合		0.05	0.02	0.02	0.02
人件費				90	38	39	40	
③総事業費		7,845	6,305	6,101	6,042			
財源内訳	国庫支出金		53	58	82	93		
	県支出金							
	地方債							
	一部徴収金		346	290	278	261		
	一般財源		7,446	5,957	5,741	5,688		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
集団検診受診者数	人	831	826	711	687
個別検診受診者数	人	85	101	150	145
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
精検受診率	%	88	100	80	90
指標で表せない成果・効果 受診率を向上させることで、早期発見が可能となることにより、町民の健康増進と医療費の抑制が期待できる。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。 ・指標の実績値が前年度を上回っている。 ・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
3. 効率性の評価		
✓	・町民一人あたりのコストは適正である。	
✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。	
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	子宮頸がんを早期に発見できるよう、国の指針では2年に一度となっている検診を、毎年受診可能な体制を整えている。早期発見、治療により医療費抑制につながる。	
事業の達成状況	初めてがん検診の対象となる21歳に、無料クーポン券と個別検診受診票を同封したところ、例年に比べ受診者が増えた。	
事業実施における課題等	引き続き、20代、30代の若年層には、個別検診も合わせて周知し、受診率向上を図りたい。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	集団検診と個別検診のいずれかを選択でき、受診者にとって利便性が高い。受診率向上を図るため、節目年齢を対象に無料クーポン券を配布する補助事業を実施しているが、受診のきっかけづくりになっている。
	今後の方向性・改善案等	国が対策型検診として推奨する検診であり、検診精度を管理する基準が定められているが、ほぼ基準に従い実施できている。精密検査対象者の全数把握、受診勧奨を強化したい。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	乳がん検診			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	2	
	根拠法令・個別計画	健康増進法・板倉町健康増進事業実施要綱			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	40歳以上の女性を対象に、乳がん検診を実施することにより、健康の保持・増進及び健康寿命の延伸を図ることを目的とし、がんに対する正しい知識の習得、検診受診、早期発見・治療ができるよう支援する。国の指針に従いがん検診推進事業も実施。			
内容及び実施方法	【対象】40歳以上の女性 【内容】 ・国の指針は隔年だが、毎年受診可能とし、受診機会の拡大を図っている。 ・問診及び検診車によるマンモグラフィ撮影(乳房エックス線検査)。 ・検診案内は個別通知をしている。個人負担は、500円(70歳以上無料) ・国の対策として41歳のかたに無料クーポン券、がん検診手帳を送付。町単独事業として、46歳から61歳までの5歳刻みのかたに無料クーポン券を発行。 ・結果は、約4週間後に郵送。精密検査者には、医療機関受診推奨及び未受診者への再勧奨(再通知・電話)を行っている。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		6,280	6,076	3,772	4,614		
	内訳	消耗品費		50	48	20	8	
		検診委託料		6,091	5,823	3,610	4,444	
		検診票等作成委託料		103	103	77	89	
		役務費		25	50	49	57	
		報償費		11	52	16	16	
	②人件費		2,217	1,264	1,270	1,234		
	正職	事業に要する従事割合		0.29	0.17	0.17	0.17	
		人件費		2,127	1,226	1,231	1,194	
		臨時		0.05	0.02	0.02	0.02	
臨時	事業に要する従事割合		0.05	0.02	0.02	0.02		
	人件費		90	38	39	40		
③総事業費		8,497	7,340	5,042	5,848			
財源内訳	国庫支出金		53	58	83	93		
	県支出金							
	地方債							
	一部徴収金		305	289	271	264		
	一般財源		8,139	6,993	4,688	5,491		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
検診受診者数	人	869	869	858	872
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
精検受診率	%	100	97	94	95(暫定値)
指標で表せない成果・効果 受診率を向上させることで、早期発見が可能となることにより、町民の健康増進と医療費の抑制が期待できる。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	がんを早期に発見できるよう、国の指針では2年に一度となっている検査を、毎年受診可能としている。早期発見及び治療により医療費抑制につながる。	
事業の達成状況	町単独で無料クーポン券を発行し受診勧奨を行った。無料クーポン対象者に対する個別受診勧奨及び再受診勧奨の送付を行い、受診率の向上に努めた。	
事業実施における課題等	乳がんは、自分で観察及び触れることで発見できる可能性が高く、自己検診法の普及啓発に努めていく必要がある。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	受診率向上を図るため、節目年齢を対象に無料クーポン券を配布する補助事業を実施しているが、受診のきっかけづくりになっている。
今後の方向性・改善案等	国が対策型検診として推奨する検診であり、検診精度を管理する基準が定められているが、ほぼ基準に従い実施できている。精密検査対象者の全数把握、受診勧奨を強化したい。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	前立腺がん検診			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	2	
	根拠法令・個別計画	がん対策基本法・群馬県がん対策推進計画・板倉町健康増進事業実施要綱			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	選択的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	50歳以上の男性を対象に、前立腺がん検診を実施することにより、健康の保持・増進及び健康寿命の延伸を図ることを目的とする。がんに対する正しい知識の習得、検診受診、早期発見・治療ができるよう支援する。			
内容及び実施方法	【対象者】50歳以上の検診希望者。 【内容】 ・検査方法はPSA検査(血液検査)を実施。住民健診に併せて実施。健康づくり財団に委託。 ・検診案内は、個別通知をし周知している。 ・個人負担は500円(70歳以上無料)。 ・結果は、約4週間後に郵送。精密検査者には、医療機関受診推奨及び未受診者への再勧奨(再通知・電話)を行っている。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		637	679	578	705		
	内訳	委託料		637	679	578	705	
	②人件費		1,190	1,264	1,270	1,234		
	正職	事業に要する従事割合		0.15	0.17	0.17	0.17	
		人件費		1,100	1,226	1,231	1,194	
	臨時	事業に要する従事割合		0.05	0.02	0.02	0.02	
		人件費		90	38	39	40	
③総事業費		1,827	1,943	1,848	1,939			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一部徴収金		130	130	89	93		
	一般財源		1,697	1,813	1,759	1,846		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
検診受診者数	人	421	449	353	466
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
精検受診率	%	93	84	85	79
指標で表せない成果・効果 がん又はがん以外の病気が早期に発見され、早期治療につながっている。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	群馬県がん対策推進計画に基づき、県内全市町村で実施。疾病の早期発見及び早期治療を図り、町民の健康の保持増進を図っている。	
事業の達成状況	特定健診等と同日開催を行い、受診しやすい環境づくりを行っている。	
事業実施における課題等	積極的に啓発活動を展開していくことや、町民が受けやすい体制を整備することが必要。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	群馬県がん対策推進計画に位置づけられたことを機会に、県内35市町村すべてで開始され、現在も継続実施している。
	今後の方向性・改善案等	県内市町村の動向に留意しながら、継続を検討していく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	乳幼児健診事業			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	2	
	根拠法令・個別計画	母子保健法			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	母子保健法(昭和40年)に基づき、母子の健康の保持増進を図り、子どもの成長・発育の確認と疾病や障害及び育児環境上の問題を早期発見し、治療につなげる等、適切な支援を行うことを目的とする。乳幼児健康診査は集団で実施し、さらに精密検査が必要な乳幼児に対しては、専門医療機関へ紹介している。			
内容及び実施方法	【対象及び回数】生後3～4か月児及び10か月児を年12回、1歳児、1歳6か月児、2歳児親子歯科を年6回、3歳児を年4回。 【内容】 ・病気や発達の状態、運動機能や精神面の発達遅滞などの障害を早期に発見し、フォローが必要な場合は関係機関と連絡を取り支援を行う。 ・6か月児については、6か月児相談を年6回行い、離乳食の試食や絵本の読み聞かせをし、配布を行っている(読み聞かせボランティアの協力による)。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		2,300	2,331	2,256	2,386		
	内訳	報償費	2,197	2,201	2,073	2,200		
		消耗品費	103	65	118	120		
		使用料貸借料		65	65	66		
	②人件費		2,546	2,712	2,728	2,659		
	正職	事業に要する従事割合	0.33	0.35	0.35	0.35		
		人件費	2,420	2,525	2,535	2,458		
		臨時	事業に要する従事割合	0.07	0.1	0.1	0.1	
			人件費	126	188	193	201	
③総事業費		4,846	5,043	4,984	5,045			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		4,846	5,043	4,984	5,045		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	乳児健診(相談)受診者数	人	234	180	163	184
	幼児健診受診者数	人	289	231	228	242
	家庭訪問指導数	人	116	96	138	90
	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	乳児健診(相談)受診率	%	96	100	99	98
幼児健診受診率	%	95	99	98	97	
指標で表せない成果・効果 医師(小児科・整形外科・歯科)、歯科衛生士、保健師、管理栄養士など専門職がチームで関わって発育や発達の確認を行うことで、保護者が安心して育児に取り組める。さらに支援が必要なお子さんには、タイムリーに関係機関につなげることができ、健康の増進と医療費の抑制につながっている。						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	集団健診方式により、最低限のコストで効率よく実施できている。	
事業の達成状況	3歳児に視覚検査として眼科屈折検査機器を導入し、健診の精度が高まり、早期に専門医へ紹介し精密検査を依頼することができた。	
事業実施における課題等	医師会や歯科医師会、歯科衛生士会等の協力を得ながら、成長の確認を要する月齢に実施できるよう体制を維持していく。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	母子保健法に定められた事業であり、未受診者対策も並行して実施し、全数把握に努める。医師会、歯科医師会、歯科衛生士等の協力を得ながら継続していく。
	今後の方向性・改善案等	病気の管理のために病院で受診する者を除き、乳幼児全員の受診を目指す。未受診者については、訪問や関係機関と連携を図り状況を把握し、適切に対応できるよう努めていく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	妊婦健康診査事業			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	2	
	根拠法令・個別計画	母子保健法			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	妊婦自身が安心して妊娠・出産を迎えることができるようになるための体制を整備することを目的とする。妊娠全期間を通じて健康診査の補助を実施する。			
内容及び実施方法	【対象者】町内在住の妊婦 【内容】 ・妊娠初期から後期にかけて健康診査を行う。回数は14回(国の指針に基づく) ・群馬県医師会と契約。県外の医療機関とは随時、個別契約を行う。但し、契約を結ばない医療機関もあるため、その場合は、償還払いを行っている。 ・妊娠届出時に、受診券を14枚交付し、あわせて保健指導を実施している。 ・平成31年度から、産後2週間目健診が開始され、実施ができる医療機関と委託契約を締結した。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		4,112	4,522	4,838	4,771		
	内訳	消耗品費	10	10	10	11		
		委託料	4,102	4,512	4,828	4,760		
	②人件費		2,253	1,219	1,231	1,215		
	正職	事業に要する従事割合	0.29	0.13	0.13	0.13	0.13	
		人件費	2,127	938	941	913		
		臨時	事業に要する従事割合	0.07	0.15	0.15	0.15	0.15
			人件費	126	281	290	302	
	③総事業費		6,365	5,741	6,069	5,986		
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		6,365	5,741	6,069	5,986		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	妊娠届出数	人	46	57	61	49
	妊婦健康診査受診票交付件数(延べ)	枚	644	798	854	686
	受診券利用枚数	枚	513	578	647	565
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	妊娠11週未満の届出数	人	42	55	55	47
	受診券利用率	%	79	72	76	82
指標で表せない成果・効果						
母子保健法第15条による妊娠の届出は、妊娠を早期に把握し、妊婦から産婦、乳幼児へと一環した母子保健対策を実施するため大切なものであり、早期の届出が重要である。妊娠届けを行った町民に対し、母子健康手帳の交付と共に妊婦健診費用を助成することで、経済的な負担も図られ、確実な受診が出来ている。医療機関からの結果を確認し、ハイリスク妊婦の把握や支援ができる体制がとれている。						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	健診費用の一部助成があることで、妊娠初期に届出され、安全な出産へつながっている。検診委託料は県内統一料金である。	
事業の達成状況	妊婦健診受診券の交付時及びハイリスク妊婦や医療機関から連絡票で連絡があった妊婦に対し、保健指導ができる体制がとれている。	
事業実施における課題等	県外医療機関と速やかに委託契約を結び、経済的負担が減るように配慮していく必要がある。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	全妊婦の2分の1は県外の医療機関を受診するが、町と委託契約を締結することで円滑に実施ができています。
	今後の方向性・改善案等	医療機関と連携を図り、妊娠、出産、産後の不安定な時期に、切れ目のない支援を提供できるよう医療機関と連携の上、保健指導ができる体制を維持していく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	健康づくり推進事業			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	2	
	根拠法令・個別計画	健康増進法			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	生活習慣病の予防や、その他健康に関する事柄について知識の普及を図り、個々にあった指導や支援を行うことを目的とする。また、自分の健康は自分で守ると意識の向上を目指す。			
内容及び実施方法	健康診査(若年・特定・後期高齢)の結果に基づき、疾病予防及び重症化予防が必要な町民に対し、自分の危険因子を知り、生活習慣の改善や適切な受療行動が行えるよう支援する。 ・健康エンジョイポイント事業:健康づくり関連事業の参加者にポイントを付与し、健康づくり実践者として認定を行い記念品を進呈する。 ・集団健康教育:なはまる健康講座(糖尿病、脂質異常症、高血圧)、各種運動教室、糖尿病重症化予防事業等 ・健康相談:個別保健指導、健診結果説明会、電話相談等 ・出前講座:行政区等からの要請に応じて健康教育を実施				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		304	339	504	377	
	内訳	報償費(記念品代を含む)	203	180	258	202	
		消耗品費	39	87	73	81	
		役務費	25	29	28	23	
		委託料	37	43	145	71	
	②人件費		2,341	2,785	2,800	2,729	
	正職	事業に要する従事割合	0.27	0.36	0.36	0.36	
		人件費	1,980	2,597	2,607	2,528	
	臨時	事業に要する従事割合	0.2	0.1	0.1	0.1	
人件費		361	188	193	201		
③総事業費		2,645	3,124	3,304	3,106		
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金	139	279	283	357		
	地方債						
	一部徴収金	5	4	7	6		
	一般財源	2,501	2,841	3,014	2,743		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	健康教室の開催回数	回	118	130	125	73
	健康相談会の開催回数	回	28	34	30	23
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	教室・相談会参加者延数	人	1,901	2,223	2,446	2,440
	健康づくり認定証発行数	人	309	387	447	83
指標で表せない成果・効果						
健康相談や健康教育を通して、健康の維持、増進や病気に関して学ぶ機会を設け、町民の安心感が得られている。教室継続参加者を対象に、年度末には血液検査による効果判定を実施し、生活習慣の改善を確認できる場を設けているので、翌年の健診につながっている。健康づくりエンジョイポイント制度を開始し、「教室に参加することが楽しくなった」「健康を意識するようになった」との声を多くいただいた。						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	教室の講師は、地元医師及び東洋大学の協力を得ながら、保健師及び管理栄養士が従事している。	
事業の達成状況	教育効果は介入後3か月後に大きく表れ、5か月後まで継続するという結果を得た。半年間～約1年近い長期の教室も、参加者が減ることはなく実施した。	
事業実施における課題等	事業の実施場所を各地区公民館及び集会場等の住民の身近な場所で行い、誰もが参加しやすい環境で実施し教室参加者数も増えている。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	町民に健康に対する関心を持ってもらえるよう、引き続き教室内容を検討しながら事業を実施していく。医療受診状況の中でも高い割合を示す高血圧・糖尿病・骨粗鬆症・慢性腎臓病の予防を推進する事業を継続する。
今後の方向性・改善案等	教室の新規参加者、継続者も共に増えている。町民が「自分の健康は自分でつくる」という自覚を高め、楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、保健師、管理栄養士等は住民に密着した健康教室を行い、いつでも気軽に相談していただけるような関係づくりを構築していく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	乳幼児予防接種事業			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	2	
	根拠法令・個別計画	予防接種法			
	実施運営方法	全部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	乳幼児、児童、生徒とその保護者に、予防接種を積極的に受けてもらうことで、個人の病気の発生及び重症化を抑え(個人防衛)、町民へのまん延(集団防衛)を防ぐことを目的とする。			
内容及び実施方法	【実施方法】館林市邑楽郡医師会及び群馬県内相互乗り入れ医療機関に委託(個別接種)。但し、契約を結んでいない医療機関で接種する場合は、償還払いを行っている。 ・定期予防接種:小児肺炎球菌・ヒブ・BCG・ポリオ・四種混合・麻しん風しん混合・日本脳炎・二種混合・水ぼうそう・子宮頸がん・B型肝炎 ・接種費用は、無料。対象者は、乳幼児・小学生・中学生・高校生 ・新生児訪問時に、保健師が接種を説明する。以後、個別通知、乳幼児健診時、就学時健診時、広報、町公式ホームページを利用し、周知している。 ・任意予防接種(おたふくかぜワクチン)の接種費用の一部助成を実施。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		16,870	15,108	14,345	16,934		
	内訳	消耗品費		58	50	27	33	
		役務費		5	5	5	5	
		委託料		16,630	14,903	14,108	16,896	
		助成金		177	150	205		
	②人件費		1,666	1,270	1,280	1,255		
	正職	事業に要する従事割合		0.21	0.15	0.15	0.15	
		人件費		1,540	1,082	1,086	1,053	
	臨時	事業に要する従事割合		0.07	0.1	0.1	0.1	
		人件費		126	188	193	201	
③総事業費		18,536	16,378	15,625	18,189			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		18,536	16,378	15,625	18,189		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	接種者数	人	1,717	1,569	1,644	1,714
対象者への個別通知	種類		11	12	12	12
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1	
接種率(3歳児健診時)	%	96	95	98	98	
指標で表せない成果・効果						
予防接種法改正に伴い、種類の追加や再開、積極的勧奨の見直しなど、予防接種をとりまく状況は著しく変化している。ホームページや個別通知による情報提供を行い、円滑に接種が出来るよう支援し感染症の予防、まん延を防いでいる。※平成22年度から日本脳炎が再開、平成25年度小児肺炎球菌・ヒブ・子宮頸がんワクチンが定期化(子宮頸がんワクチンは、まもなく積極的勧奨見合わせ)、平成26年度水ぼうそうワクチン定期化。平成28年度B型肝炎ワクチンが定期化。						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。	
✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。	
3. 効率性の評価		
✓	・町民一人あたりのコストは適正である。	
✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。	
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	委託料は診療報酬を勘案し管内統一料金。接種率も高く、発症時の症状の軽症化やまん延防止が図られ、医療費削減につながっている。	
事業の達成状況	新生児(乳児)訪問時に、個別で接種方法を説明し、さらに対象年齢(月齢)到達時に、個別通知で接種勧奨を実施。受診率も高く、おおむね達成できている。	
事業実施における課題等	定期接種は予防接種法改正に伴い種類や使用ワクチンが変わってきており、国の動向に注目し、近隣市町と共に対応に向けた準備が必要になる。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	予防接種は、種類の増加や間隔、時期等の接種方法も複雑になっている。今後も事故なく接種が実施できるよう医師会や近隣市町と情報交換を取りながら進めていく。
	今後の方向性・改善案等	予防接種は個人が病気の重症化を防ぐ個人防衛と、病気などの理由により接種ができない弱者に対し、病気の蔓延を予防する社会的防衛の目的を持つ。予防接種の重要性及び接種案内の周知を推進し、接種率を向上させる必要がある。事故がなく接種できる対策を医療機関と連携を図り進めていく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	高齢者予防接種事業			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	2	
	根拠法令・個別計画	予防接種法			
	実施運営方法	全部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	感染症の発生や重症化の予防、まん延を予防し、町民の健康維持を目的とする。			
内容及び実施方法	【実施方法】館林邑楽医師会及び群馬県内相互乗り入れ医療機関に委託(個別接種)。県外医療機関とは、随時個別契約を行う。対象者には、個別に通知する。 【対象者】インフルエンザ予防接種:65歳以上のかた。成人用肺炎球菌ワクチン:65歳から100歳までの5歳刻みのかた。その他、60歳以上65歳未満で、心臓等の機能に障害があるかた。 【自己負担額/助成額】インフルエンザ:1,000円(町助成上限額は、4,206円を越えた場合は、1,000円以上の負担有り)肺炎球菌:2,000円(町助成上限額は、6,323円) 肺炎球菌において定期接種以外の年齢の接種希望者に、接種費用の一部(2,000円)を助成する。				

(単位:千円)		H28	H29	H30	R1	備考	
内訳	①事業費	12,636	1,550	15,153	1,486		
	消耗品費	98	93	93	108		
	委託料	12,534	1,443	15,050	1,362		
	助成金	4	14	10	16		
	②人件費	1,666	1,291	1,304	1,285		
正職	事業に要する従事割合	0.21	0.14	0.14	0.14		
	人件費	1,540	1,010	1,014	983		
臨時	事業に要する従事割合	0.07	0.15	0.15	0.15		
	人件費	126	281	290	302		
経費	③総事業費	14,302	2,841	16,457	2,771		
	財源内訳	国庫支出金					
		県支出金					
		地方債					
		一般財源	14,302	2,841	16,457	2,771	

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
インフルエンザ接種者	人	2,662	2,717	2,771	2,983
肺炎球菌接種者	人	412	506	533	121
通知数	人	5,665	5,690	5,889	5,085
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
インフルエンザ接種率	%	52	57	58	62
肺炎球菌接種率	%	38	46	48	43
指標で表せない成果・効果 感染予防のため予防接種を行うことで、発症しても重症化せずすむことが考えられるほか、予防接種を行うことで集団的まん延を予防することができる。※平成26年10月から成人用肺炎球菌が定期化。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	委託料は診療報酬から算定し、管内(県内)統一料金となっている。予防接種を推進することで疾病の重症化を予防し、医療費の削減につながる。	
事業の達成状況	対象者には、個別に予診票を送付し接種勧奨を実施。県外の医療機関においても委託契約を締結し、町民の負担軽減に努めている。	
事業実施における課題等	館林邑楽医師会と契約して実施するほか、県外の医療機関とも契約し円滑に接種できるよう努めている。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	健康な高齢者は予防接種をすることで、発病の阻止及び重症化予防、死亡率を減少させる効果があるといわれているため、予防接種を推奨していく。
	今後の方向性・改善案等	個別通知により接種を勧奨しているが、引き続き通知による周知を行い、高齢者の発病予防及び重症化防止に努める。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	食生活改善推進事業			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	2	
	根拠法令・個別計画	健康増進法			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	地域において食生活改善の普及を推進するため、食育推進活動や伝統料理等の食文化の普及継承活動を行うボランティア(食生活改善推進員)を養成する。さらに食生活改善推進員を育成し、地域活動を支援することを目的とする。			
内容及び実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 健康大学(食や栄養についての講座)を開催し、食生活改善推進員を養成する。受講修了者は、食生活改善推進員として活動することができる。 食生活改善推進員が主催する栄養や料理教室、他課からの要請に応じて共催する教室を支援する。 教室内容:おやこ料理教室、乳製品料理講習会、シニアカフェ、男性の料理教室等 				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
内訳	①事業費		221	206	189	152	
	消耗品費		130	115	98	61	
	補助金		91	91	91	91	
正職	②人件費		1,247	1,804	1,811	1,756	
	事業に要する従事割合		0.17	0.25	0.25	0.25	
	人件費		1,247	1,804	1,811	1,756	
	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
	人件費		0	0	0	0	
臨時	③総事業費		1,468	2,010	2,000	1,908	
	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源		1,468	2,010	2,000	1,908	

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
会員数	人	26	25	26	26
活動回数	回	1,100	1,063	1,033	1,162
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
教室等参加者数	人	2,280	1,151	1,060	976
指標で表せない成果・効果 町民の身近な地域で食育を取り組むことにより、地域全体に広く浸透できた。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	町民文化祭や献血、各種事業(おやこ料理教室、男性の料理教室)の調理実習食材代が事業費の内訳であり、ボランティア団体の活動として妥当である。	
事業の達成状況	群馬県食生活改善推進協議会や管内協議会で活動状況の情報交換を行い、リーダー研修の実施や地域住民に対し講習会の開催等、普及啓発活動を行っている。	
事業実施における課題等	地域での食生活改善活動を推進するためには、組織の活動が必要なのでこれからも活用していく。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	健康教室や料理教室などを開催し、会員の知識向上や自主的に活動をしている。町の介護予防事業及び健康増進事業にボランティアとして関わり、一般住民の健康づくりに寄与していく。
	今後の方向性・改善案等	町民と食生活改善推進員と行政の協働事業であり、食生活改善は長期的な推進が必要と思われるため、今後も健康に暮らし続ける仕組みづくりを構築していく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	女性と子どもの健康づくり事業			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	2	
	根拠法令・個別計画	母子保健法			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	妊婦とその夫、乳幼児及び中高生等を支援し、子育て世代を見守る母子保健推進員の育成を図り、ライフステージに応じた切れ目のない保健対策を推進することを目的とする。健康な生活及び育児に関する知識の習得の場を提供すると共に、学校と連携を図り、命の大切さを考え、子どもを生み育てる母性・父性を育てる。			
内容及び実施方法	【対象者】妊婦とその夫、乳幼児及び中高生、母子保健推進員 【内容】・保護者を対象に健康教室を実施し、子育て情報の提供や相談に応じる。育児学級(年11回)・あそびの教室(年11回)・乳幼児健診等で言葉や情緒面を相談する発達相談(年10回)を行う。 ・中学生を対象に、赤ちゃんふれあい教室を実施。 ・妊婦とその夫に対して、妊娠・出産・育児に関する知識を習得する教室を開催する(年3回、2日間コース)。 ・母子保健推進員は、乳幼児健診の補助や予防接種等の通知を配布し、地域の母子の身近な相談相手として、行政と地域とのパイプ役となるよう育成する。				

(単位:千円)		H28	H29	H30	R1	備考
内訳	①事業費	1,586	1,361	1,506	1,394	
	報償費	1,095	1,024	978	970	
	消耗品費	431	277	468	364	
	委託料	60	60	60	60	
正職	②人件費	2,327	3,311	3,331	3,251	
	事業に要する従事割合	0.31	0.42	0.42	0.42	
	人件費	2,273	3,030	3,042	2,949	
	事業に要する従事割合	0.03	0.15	0.15	0.15	
	人件費	54	281	290	302	
財源内訳	③総事業費	3,913	4,672	4,837	4,645	
	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	一部徴収金	5	7	6		
	一般財源	3,908	4,665	4,831	4,645	

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
事業実施回数	回	56	72	61	60
参加人数	人	787	688	729	759
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
1教室あたりの参加人数	人	14	10	12	13
指標で表せない成果・効果 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、助産師等の専門性の高い職種が支援すること で、妊娠期及び出生から18歳に至るまで継続的な相談の場となっている。家族形態の変化等に 伴い、子育ての支援者が周囲にいない保護者が増えており、育児不安やストレスを抱えている保護者の孤立化を 防ぎ、育児仲間を作る場として有効となっている。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	専門性の高い職種の雇上げができ、事業も定員を満たし実施できている。	
事業の達成状況	子育て中の親同士の交流は、保護者の孤立感を防ぐ効果が出ている。健診の事後支援事業も専門職を確保し、実施することができた。	
事業実施における課題等	小児発達系の専門職種を確保していくことが難しい状況にある。県外の医療機関とつながりを持ち対応できているが、継続できるよう調整したい。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	家庭が抱える子育ての不安や悩みを解消できるよう、子どもとの関わりかたや親子遊びの指導、子育ての情報を提供し、関係機関とのネットワークを図りながら子育てを援助していく。
今後の方向性・改善案等	健診や訪問を通じ事業の周知を徹底していく。多様化する子育て支援ニーズに対応した施策を推進し、妊娠から出産、育児、就学、就学後と切れ目のない支援を継続できるようフォロー体制を整備していく。庁内及び関係機関と連携し、適切な支援につなげていく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	感染症対策事業			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	2	
	根拠法令・個別計画	感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	感染症による町民の被害を最小限にとどめることを目的とする。			
内容及び実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・町民に対し感染の蔓延を防ぐことで町民の安全を守るため、不特定多数の町民が集まる公民館や税の申告会場へ手指消毒薬を配付する。 ・保健センターにおいても、健診等で来所した保護者等に手洗い等の励行を促す。 ・マスクの補充や消毒薬の期限及び防護服の劣化状況を確認し、対応する。 				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考		
事務事業に投入した経費	①事業費		406	87	267	377			
	内訳	消耗品費		406	87	267	377		
	②人件費		1,265	938	941	913			
	正職	事業に要する従事割合		0.17	0.13	0.13	0.13		
		人件費		1,247	938	941	913		
		臨時	事業に要する従事割合		0.01	0	0	0	
			人件費		18	0	0	0	
③総事業費		1,671	1,025	1,208	1,290				
財源内訳	国庫支出金								
	県支出金								
	地方債								
	一般財源		1,671	1,025	1,208	1,290			

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	防護服購入数	セット	10	10	10	6
	次亜塩素酸ナトリウム等消毒液	本	10	10	10	0
	手指消毒液購入数	本	100	100	100	120
	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	防護服充足率	%	100	100	100	100
消毒液充足率	%	100	100	100	100	
指標で表せない成果・効果						
<p>新型インフルエンザ等、新たな感染症に対する感染症危機管理を推進する。感染予防に対する正しい知識の普及啓発が行える。感染症に対する知識の啓発を深めることで、防疫や風評への不安を抑制し、社会防疫へつながっていく。新型インフルエンザ等発生時の対策を行うことで、町民の生命及び健康を保護し、生活や経済への影響を最小限にする。</p>						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	防護服は耐用年数に応じ補充。マスクや手指消毒剤等の入れ替え時は、町施設、小中学校及び幼(保育)園に配布し感染拡大の防止を図っている。	
事業の達成状況	県、館林保健福祉事務所、1市5町で管内の課題について検討し、新型インフルエンザ発生時の住民接種を円滑に図るための協議をした。	
事業実施における課題等	感染症予防対策器材は、使用期限を確認し備蓄が必要。さらに、新型インフルエンザ等発生時及び災害時の避難所設営に備えた体制整備も必要となる。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	感染症予防対策として県及び管内市町、医師会と情報共有を図ると共に、感染症対策医薬品及び防護服等を備蓄することで、感染症発生時の対応を速やかに実施し、感染被害の抑制に努めていく。
今後の方向性・改善案等	年度末から新型コロナウイルス感染症が流行し、マスク等の流通が途絶える等、全国的に想定外の事態が起き、町民の健康・生活への影響は甚大である。国、県、保健福祉事務所、管内市町や医師会と連携し、適切に備蓄品を管理していく必要がある。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	不妊及び不育症治療費助成事業			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	4	
	根拠法令・個別計画	板倉町不妊及び不育治療費助成事業実施要綱			
	実施運営方法	全部委託	事業の性質	選択的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	不妊症及び不育症治療をした夫婦に対し、子どもを出産しやすい環境整備を整え、治療費の一部を助成することで経済的負担の軽減を図ることを目的とする。			
内容及び実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが授からない夫婦に対し不妊及び不育症治療費の一部を助成(特定不妊治療及び男性不妊治療においては「群馬県不妊治療に悩む方への特定治療支援事業」の助成額を除いた額の1/2を助成)。 一般不妊治療(排卵誘発剤の薬物療法など):年間上限5万円 特定不妊治療(体外受精及び顕微鏡授精):費用から県助成を減じた額の1/2助成。1回上限10万円 男性不妊治療:費用から県助成を減じた額の1/2助成。1回上限15万円 不育症治療:費用の1/2を助成。年間上限30万円 				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考		
事務事業に投入した経費	①事業費		864	566	985	454			
	内訳	扶助費		864	566	985	454		
	②人件費		733	957	961	933			
	正職	事業に要する従事割合		0.1	0.13	0.13	0.13		
		人件費		733	938	941	913		
		臨時	事業に要する従事割合		0	0.01	0.01	0.01	
			人件費		0	19	19	20	
③総事業費		1,597	1,523	1,946	1,387				
財源内訳	国庫支出金								
	県支出金								
	地方債								
	一般財源		1,597	1,523	1,946	1,387			

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
特定不妊治療申請件数	件	10	5	10	4
一般及び男性不妊治療申請件数	件	-	1	5	2
不育症治療申請件数	件	0	0	0	0
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
交付率	%	100	100	100	100
申請者の内、妊娠届出数	件	8	1	7	4
指標で表せない成果・効果 不妊治療の受診を支援することで出産の可能性を増やし、安心して治療を受けられることにつながり、少子化対策として欠かせない事業となっている。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	県の助成事業をうけた場合は、その額を除いた治療費を助成対象とし効率よく実施した。	
事業の達成状況	町ホームページから申請書及び医療機関受診証明書をダウンロードできるようにし、申請者もスムーズに手続きがとれている。	
事業実施における課題等	引き続き制度利用促進のための普及啓発が必要である。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	対象者がさらに利用しやすくなるよう、助成対象となる治療内容について、あらゆる機会をとらえ周知していく。
	今後の方向性・改善案等	今後も、県や近隣市町の動向を確認しながら助成内容を検討し、少子化対策の充実を図る。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	家庭訪問事業			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	2	
	根拠法令・個別計画	母子保健法 健康増進法			
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	新生児・未熟児訪問指導に加え、もっとも不安の強い生後間もない時期から生後2か月までの全出生世帯を対象に訪問を行い、母親の孤立を防ぎ、出産育児に対する不安を解消し、支援することを目的とする。 成人では、生活習慣病の予防や健康増進を図ること目的に実施する。			
内容及び実施方法	【母子】育児支援の入り口となる妊産婦及び新生児、乳幼児に全員に対し、保健師が家庭訪問を実施し、早期に育児相談を行う。 ・妊娠届出時に「出生連絡票」を渡し、出生届出と共に提出を依頼。出生届提出後、保健師が電話連絡を行い家庭訪問を行う。 ・当町に里帰り分娩をした場合にも、住所地から依頼を受け訪問を行う。 【成人関係】各検診後の検査結果に応じて訪問を行い、受診推奨及び健康相談を実施。また、電話で健康相談を受けた場合も、訪問を行い、保健指導を行う。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		0	0	0	0		
	内訳							
	②人件費		1,247	1,515	1,521	1,475		
	正職	事業に要する従事割合	0.17	0.21	0.21	0.21		
	臨時	人件費	1,247	1,515	1,521	1,475		
		事業に要する従事割合	0	0	0	0		
	人件費	0	0	0	0			
③総事業費		1,247	1,515	1,521	1,475			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		1,247	1,515	1,521	1,475		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	健診事後指導訪問人数	人	35	30	39	11
	妊産婦・乳幼児訪問人数	人	116	96	138	90
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	乳児等訪問率	%	100	100	100	100
指標で表せない成果・効果						
母子訪問では、低体重出生児(未熟児)や産後うつ状態への対応を要す場合もあり、生活の場で相談が行えることは、安心して悩みを話すことができ、育児不安の軽減と健康レベルの向上につながっている。 成人訪問では、生活習慣の改善や健康管理に関して保健指導が必要な方に対し、個々に応じた健康の保持・増進が図られるよう保健師、管理栄養士が訪問指導を実施できる。						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	町の保健師及び管理栄養士により訪問を実施している。健診結果から受診の必要性を本人に説明することにより、適正な医療受診につながっている。	
事業の達成状況	町保健師及び管理栄養士により、継続した指導ができています。庁内関係部署職員と同行訪問を実施し、必要なサービスにつながるよう支援をしている。	
事業実施における課題等	一度の指導では、行動を改善するまでにはつながらないケースが多く、継続的な指導を維持できる体制を維持し、他職種と連携を図っていく。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	健診結果から訪問指導及び受診勧奨につながっている。母子保健では、多胎や若年等のハイリスク妊産婦や産後うつ等、多岐に渡るニーズに早期に対応でき、医療機関との連携も円滑にできている。
今後の方向性・改善案等	支援状況を医療機関に報告し、連携しながら継続的な支援を行う。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	保健センター施設運営			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	4	
	根拠法令・個別計画	地域保健法			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	健康増進を図る施設として、乳幼児健診・住民健診・各種健康教育等に参加する町民が快適に利用できるようにすることを目的とする。			
内容及び実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・町民が気持ちよく保健センターを利用できるようにするため、職員による館内清掃、除草作業を行う。 ・建設から30年近く経過した施設のため、町民の利用に支障が出ないように施設・設備の保守、修繕更新を計画的に行う。 				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		2,357	2,000	1,290	4,457		
	内訳	修繕料		410	50	155	78	
		燃料費等		408	429	256	514	
		清掃等委託料		652	742	795	764	
		物品借上使用料		77	84	84	77	
		工事請負費		810	695	0	3,024	
	②人件費		1,045	1,192	1,197	1,164		
	正職	事業に要する従事割合		0.14	0.16	0.16	0.16	
		人件費		1,027	1,154	1,159	1,124	
		臨時	事業に要する従事割合		0.01	0.02	0.02	0.02
	人件費		18	38	39	40		
③総事業費		3,402	3,192	2,487	5,621			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		3,402	3,192	2,487	5,621		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
健診等事業開催回数	回	192	165	145	150
修繕箇所数	箇所	2	3	5	3
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
苦情件数	件	0	0	0	0
指標で表せない成果・効果 施設の保守点検と修繕を実施することで施設の維持管理を行い、事故や苦情がなかった。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	特殊業務などの委託のほかは、職員による通常の維持管理により、経費の削減に努めている。	
事業の達成状況	全館集中管理型の空調設備が故障したため改修工事を実施した。火災感知器の増設及び事務室エアコン水漏れ修繕を実施した。	
事業実施における課題等	保健センターができてから36年が経過しており、修繕箇所が多くなってきている。町民の安全面を最優先に考えた整備をしていく必要がある。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	保健センターを利用する町民のかたの事故防止に努め、不便なく利用してもらえるよう努める。
今後の方向性・改善案等	施設の保守点検は従来どおり実施し、修繕を行いながら施設が長く快適に利用できるようにしていく。利用者からの意見に耳を傾け、衛生面及び安全面に配慮した整備をしていく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	産後ケア事業			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	平成28年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり 【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	2	
	根拠法令・個別計画	母子保健法第10条			
	実施運営方法	全部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	産後の心身の回復が十分でない、心身共に不安定になりやすい産後2か月未満の母子に対し、産婦の健康面の悩みや育児不安などを解消するため、助産師による心身のケアや授乳指導、休養等の支援を行うことを目的とする。妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援の充実を図る。			
内容及び実施方法	【内容】母体の管理と生活指導。乳房管理、授乳・沐浴等の育児指導を、助産師及び看護師が提供する。 ・日帰り型：公立館林厚生病院、真中医院(委託料:23,000円、自己負担2,000円) 退院後から産後2か月まで、一人あたり7回までの利用。利用時間は、午前9時30分から午後5時30分まで。 ・宿泊型：群馬県立小児医療センター(委託料:36,000円、自己負担4,000円) 出産直後から、1年未満頃までを対象とする。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		342	378	1,310	1,182	
	内訳	委託料	342	378	1,310	1,182	
	②人件費		440	2,092	2,100	2,036	
	正職	事業に要する従事割合	0.06	0.29	0.29	0.29	
		人件費	440	2,092	2,100	2,036	
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
		人件費	0	0	0	0	
③総事業費		782	2,470	3,410	3,218		
財源内訳	国庫支出金	171	189	655	690		
	県支出金						
	地方債						
	一般財源	611	2,281	2,755	2,528		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	利用予定者数	組	30	30	60	60
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1	
利用者数	組	19	21	55	44	
指標で表せない成果・効果 出産時の入院は、通常産後4～5日で退院となる。産後の心身の回復が十分ではなく、退院後の育児に心配がある産婦に本事業を提供することで、切れ目のない支援が行え、産後も安心して子育てができる支援体制の確保が期待できる。						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	日帰り型の委託料は、診療報酬を元に1市5町で協議し決めている。宿泊型の委託料は、群馬県と県医師会で協議し県内統一料金になっている。	
事業の達成状況	妊婦健診受診履歴をチェックし出産を確認後、速やかに連絡を取り、母親の心身状況を伺いながら、訪問や産後ケア事業を推めることができています。	
事業実施における課題等	利用は、5町が当番制で調整にあたる。事務的には煩雑と感じる面もあるが、5町が連携を取りながら利用ができ、支障はない。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	事業の浸透と共に利用者のニーズが高まり、受託医療機関と1市5町で協議を重ね、平成30年度から利用日を増やすことができ、タイムリーな利用が可能になった。
	今後の方向性・改善案等	妊娠届出時の妊婦健康相談と新生児の全戸訪問により、ハイリスク家庭の把握と保護者の不安軽減に努める。受託医療機関と連携を図り、産後の不安定な時期にある産婦と新生児が適切な時期に利用できるよう、支援を継続していく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	緊急風しん対策事業			
	担当部署	健康介護課 健康推進係	事業期間	令和元年度～令和3年度	
	中期事業推進計画	基本目標	元気に安心して暮らせるまちづくり【保健・医療・介護・福祉】		
		施策	健康づくりや病気の予防		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	2	
	根拠法令・個別計画	予防接種法			
	実施運営方法	全部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	風しんの蔓延予防のため、交代か保有率が低い39歳から56歳の男性を対象とした風しん抗体検査及び定期予防接種を実施する。			
内容及び実施方法	【内容】特に風しんの抗体保有率が低い現在39～56歳の男性を対象に、風しん抗体検査を実施し、十分な抗体がないと判定されたかたには、風しんの定期予防接種を行う。国の緊急対策事業であり、予防接種ワクチンの集中を防ぐため、対象者を3年に分け通知する。 【実施方法】昭和47年4月2日生～昭和54年4月1日生までのかたに、クーポン券を送付。上記以外で希望する対象者にも、クーポン券を発行。会社や町等で実施する健康診断の際や、全国どこの医療機関でも抗体検査を受入れる。十分な抗体がないと判断されたかたは風しんの予防接種を受ける。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考		
事務事業に投入した経費	①事業費		0	0	0	1,660			
	内訳	委託料					1,660		
	②人件費		0	0	0	512			
	正職	事業に要する従事割合		0	0	0	0.07		
		人件費		0	0	0	492		
		臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0.01	
			人件費		0	0	0	20	
③総事業費		0	0	0	2,172				
財源内訳	国庫支出金					587			
	県支出金								
	地方債								
	一般財源		0	0	0	1,585			

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	通知数	人				721
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	抗体検査受診者	人				153
	予防接種該当者	人				39
	予防接種者	人				31
指標で表せない成果・効果						
風しんは、感染者の飛沫(唾液のしぶき)などによって他の人に移る感染力の強い感染症であり、妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群(目や耳、心臓に障がいが出ること)になる可能性があります。大人になって感染すると無症状から軽症のことが多いのですが、まれに重症化した、無症状でも他人に風しんをうつすことがあるので、将来生まれてくる子どもを守り、感染拡大を防ぐため、社会全体が免疫を持つ効果を得られます。						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	<input checked="" type="checkbox"/>	・法令により実施することが義務付けられている。
	<input checked="" type="checkbox"/>	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	<input checked="" type="checkbox"/>	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	<input checked="" type="checkbox"/>	・社会保障の機能を果たしている。
	<input checked="" type="checkbox"/>	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	<input checked="" type="checkbox"/>	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	<input checked="" type="checkbox"/>	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	<input checked="" type="checkbox"/>	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	<input checked="" type="checkbox"/>	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	<input checked="" type="checkbox"/>	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	<input checked="" type="checkbox"/>	・町民一人あたりのコストは適正である。
	<input checked="" type="checkbox"/>	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
<input checked="" type="checkbox"/>	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・町で実施する方が民間委託より適している。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	国が1/2を担う補助事業であり、費用は全国一律になっている。	
事業の達成状況	町の健康診断を利用し抗体検査を受けたかたは119人と全体の8割を占めた。今年度の対象以外で希望するかたにもクーポン券を発行した。	
事業実施における課題等	抗体検査受検率は、国や県と比べるとやや高い状況であったが、対象者には、抗体検査を受けてもらえるよう事業の啓発をしていく。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	3年間の時限措置として位置づけられている事業である。
	今後の方向性・改善案等	抗体検査の受検率を上げるため、令和元年度に対象だったかたのうち未受診者に対し、クーポン券を再発行し勧奨を行う。